

327

833

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



熊本縣教育會球磨郡文會編

球磨郡郷土誌

327-833

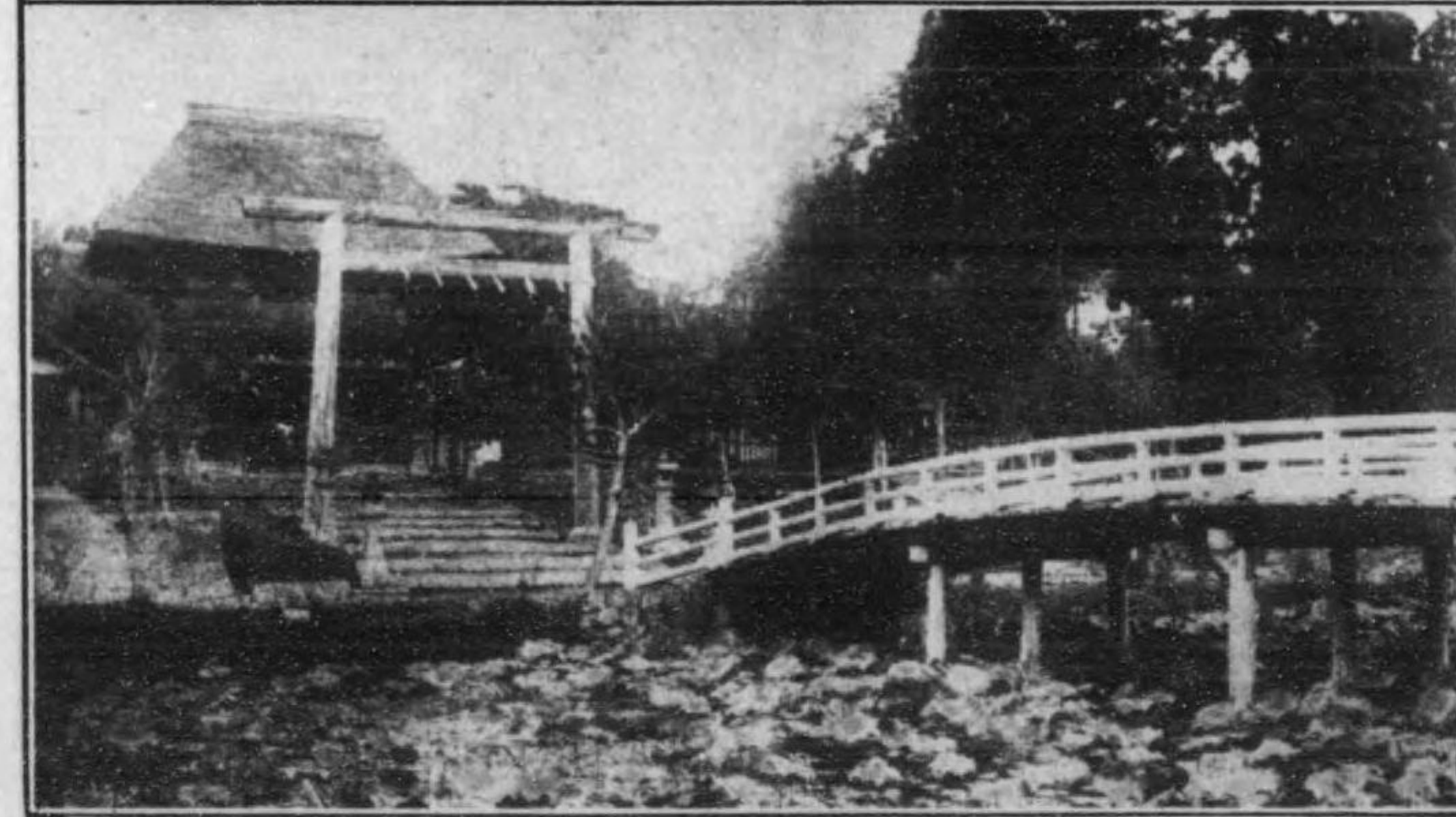
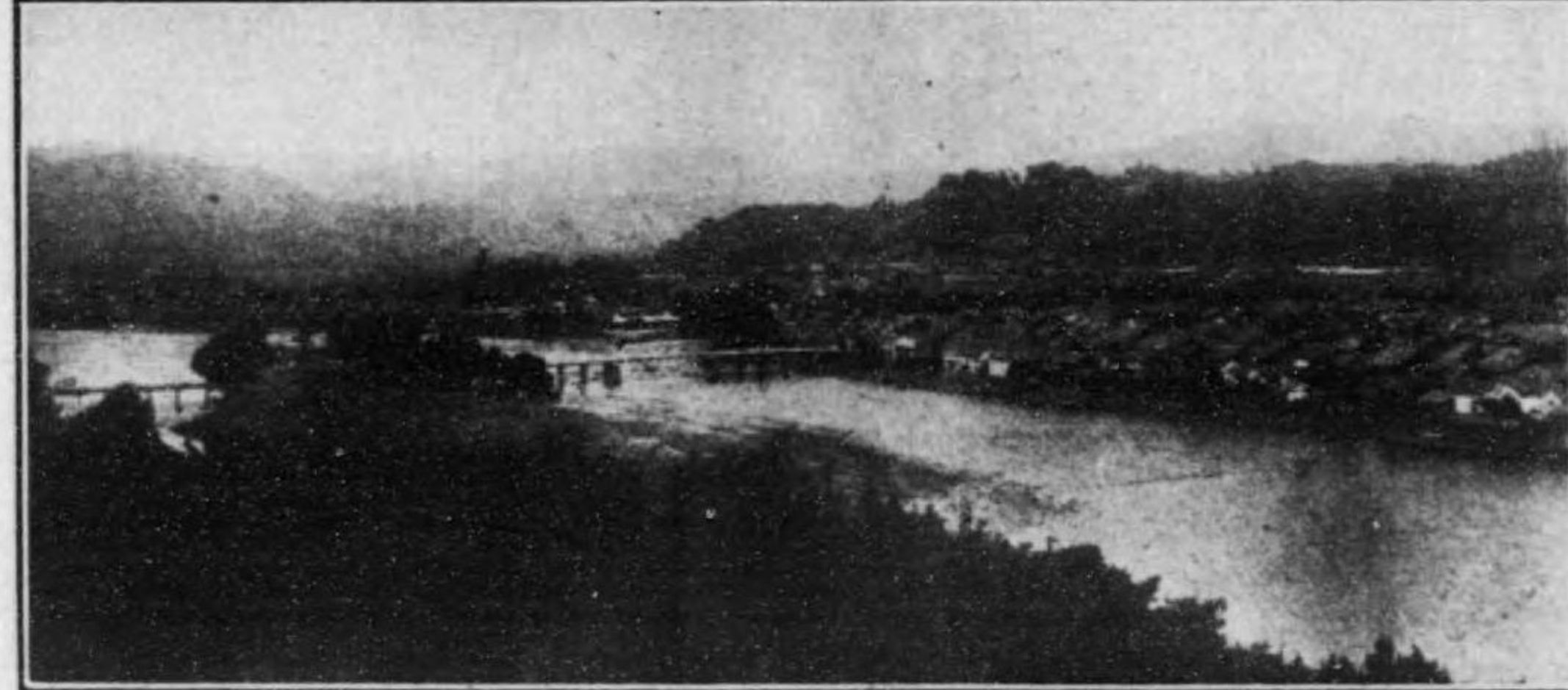


自治  
民育  
搖籃

貞義



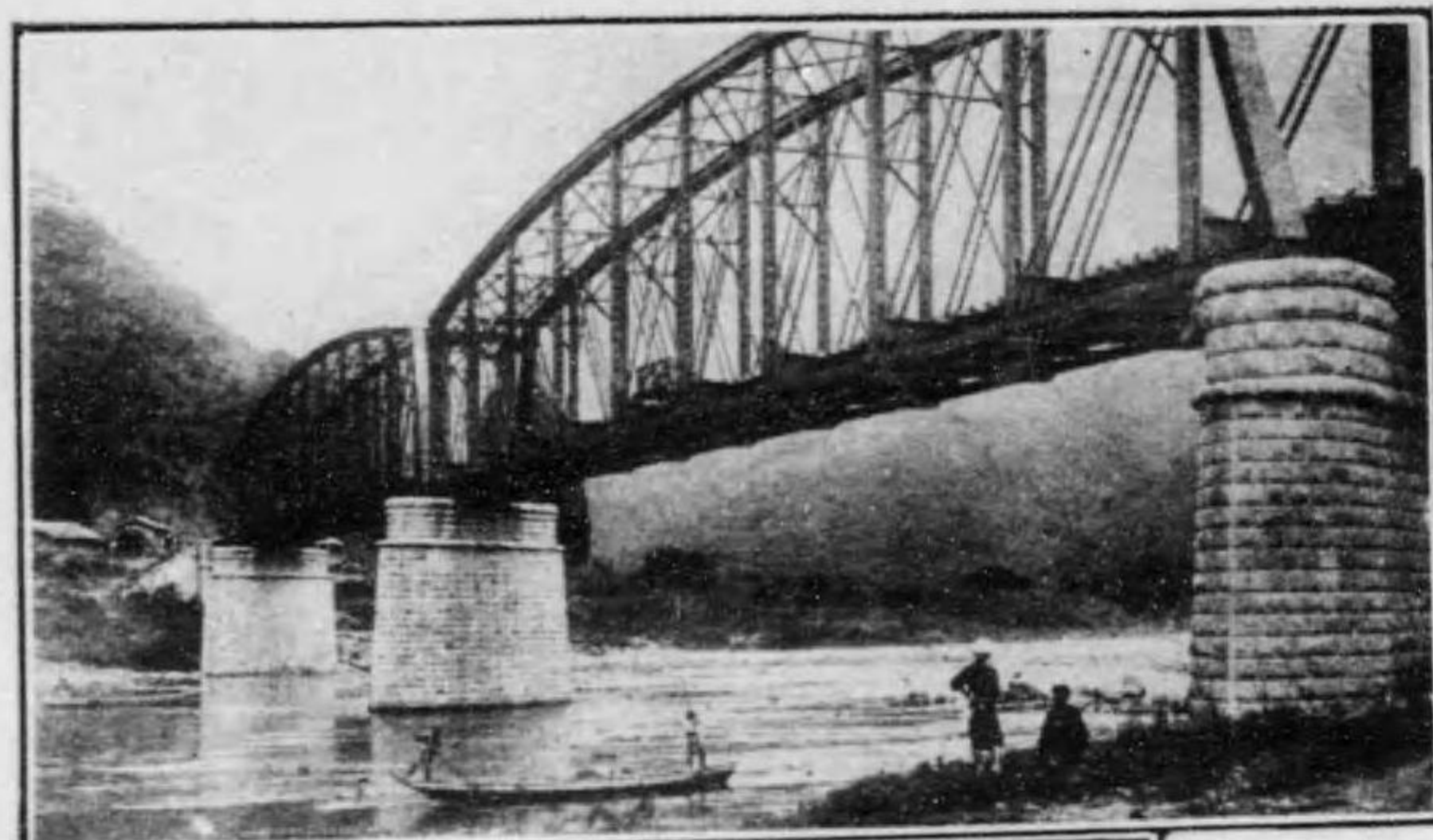
大正  
5. 5. 20  
内交



社神井青吉人(下)、景全の中市吉人(中) 景の町木真多(上)

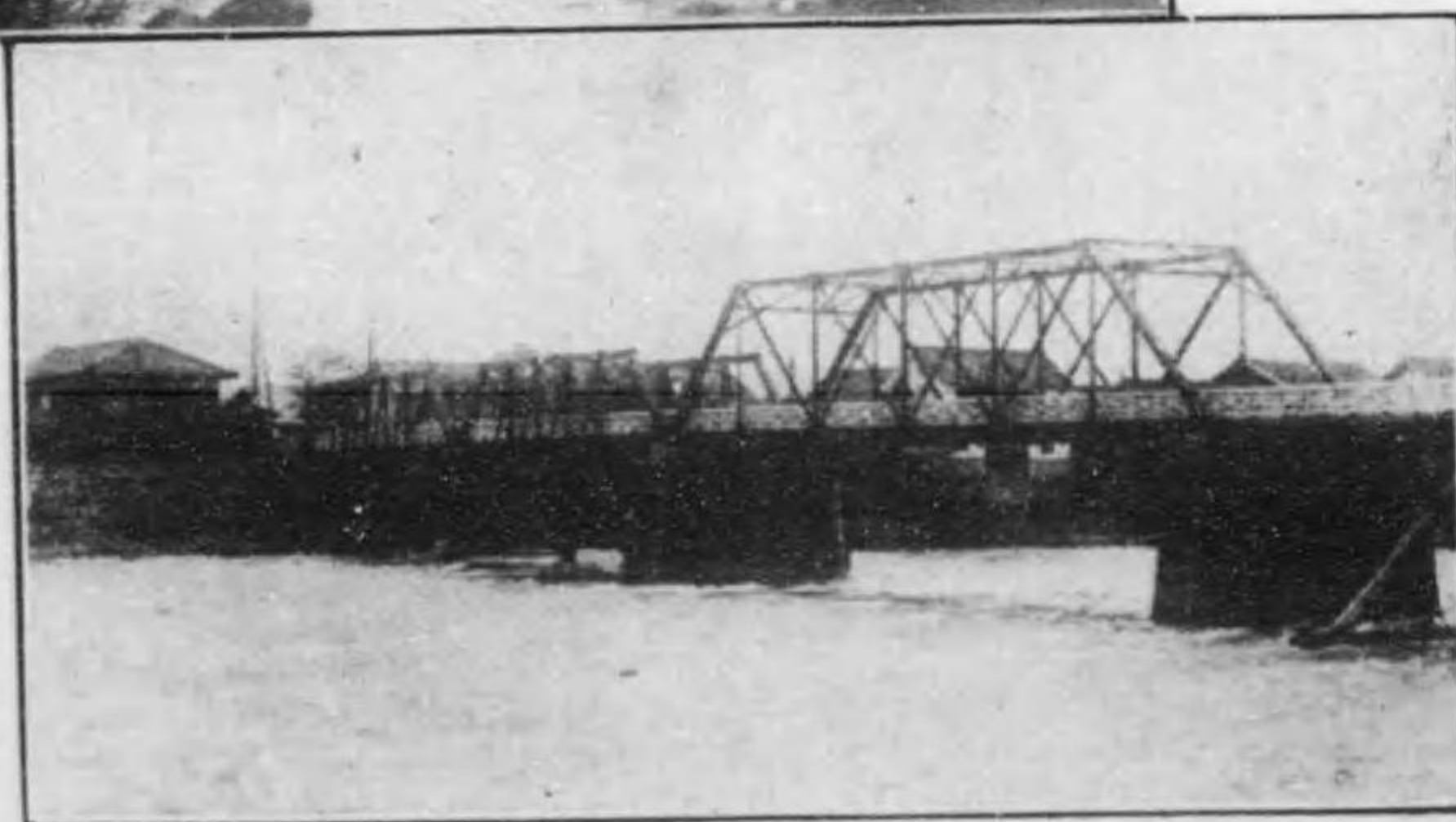


球磨川渡村の鐵橋

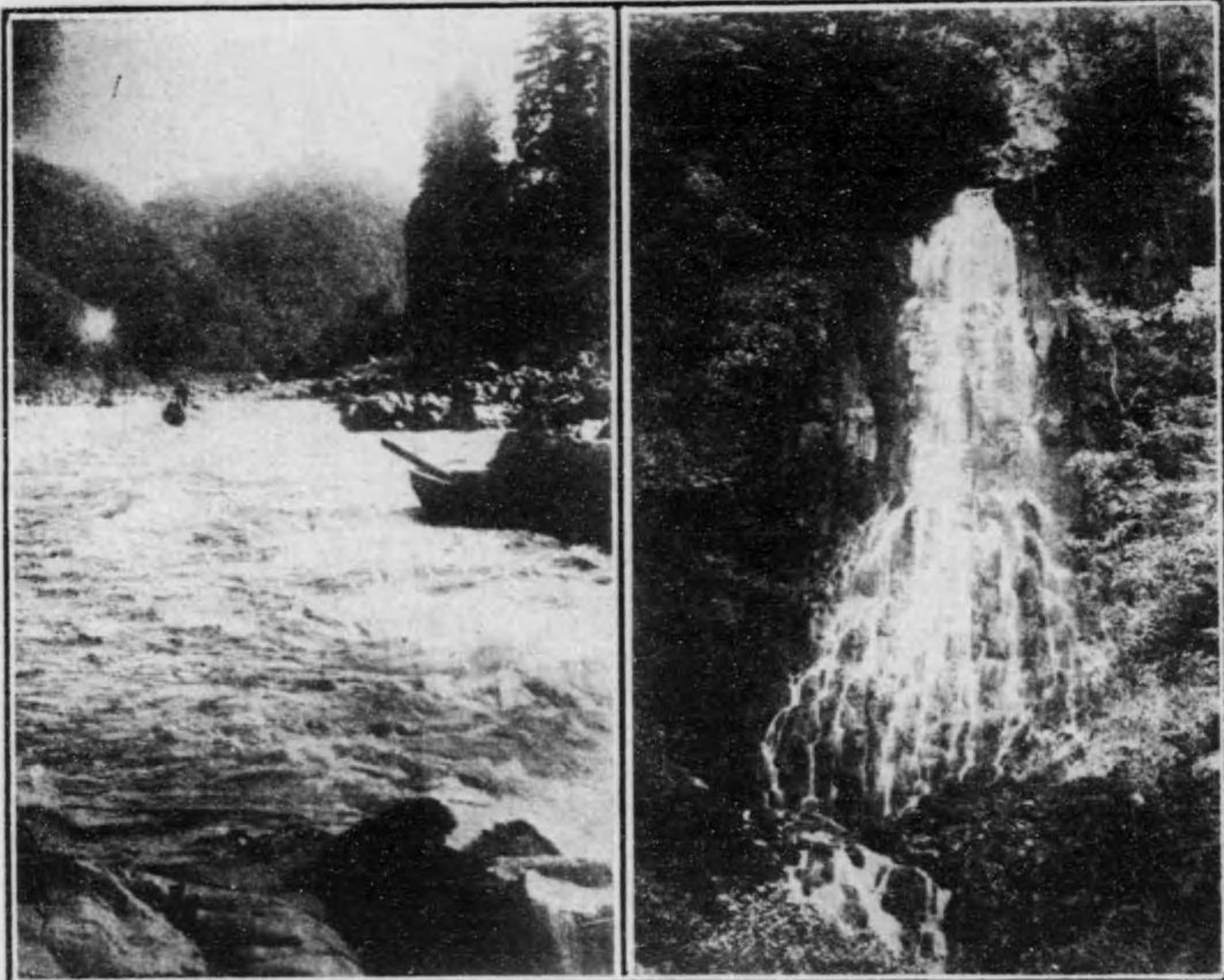


球磨郡水上村の蔓橋

人吉球磨川大橋の景



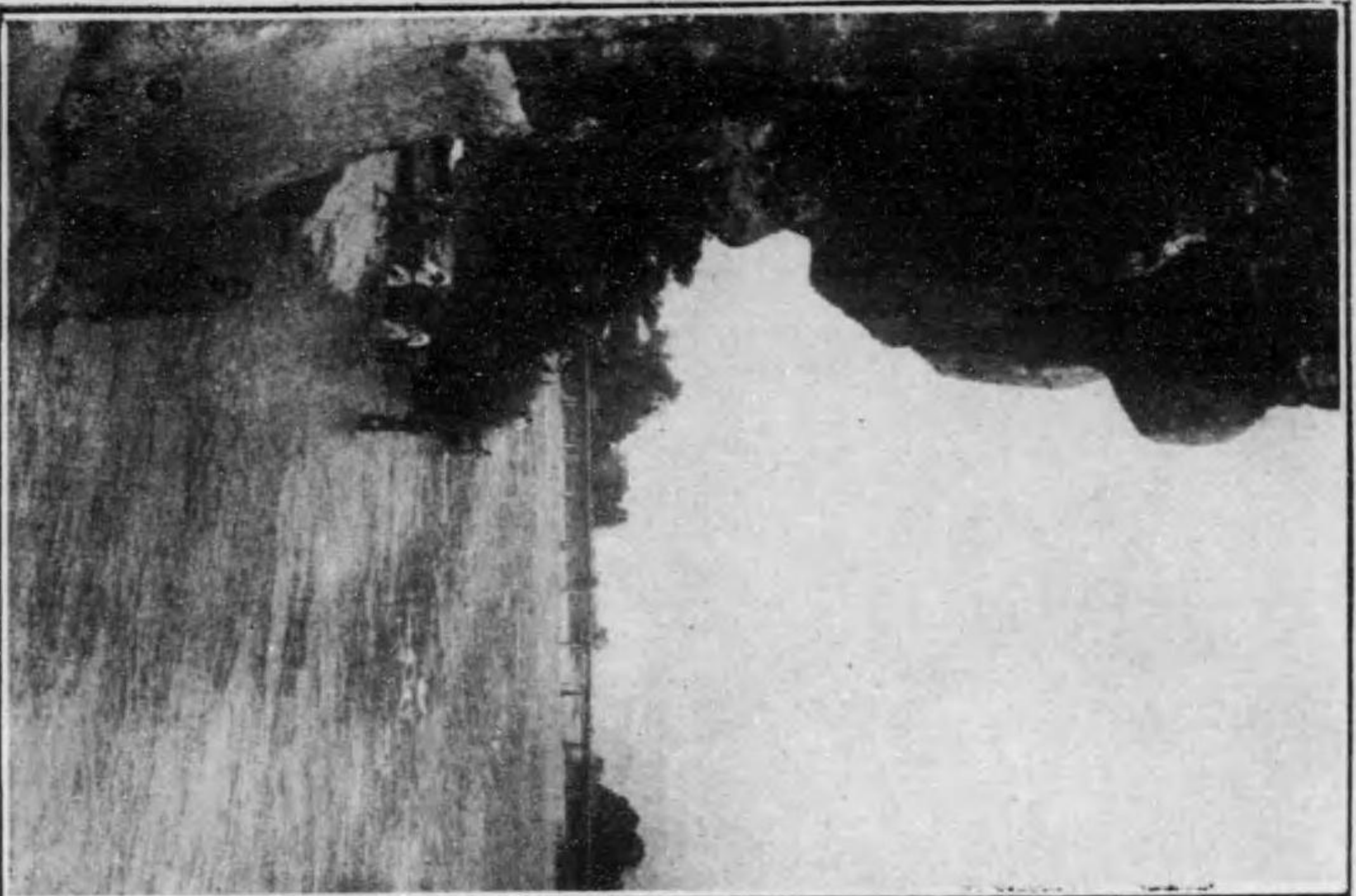
球磨川の急流



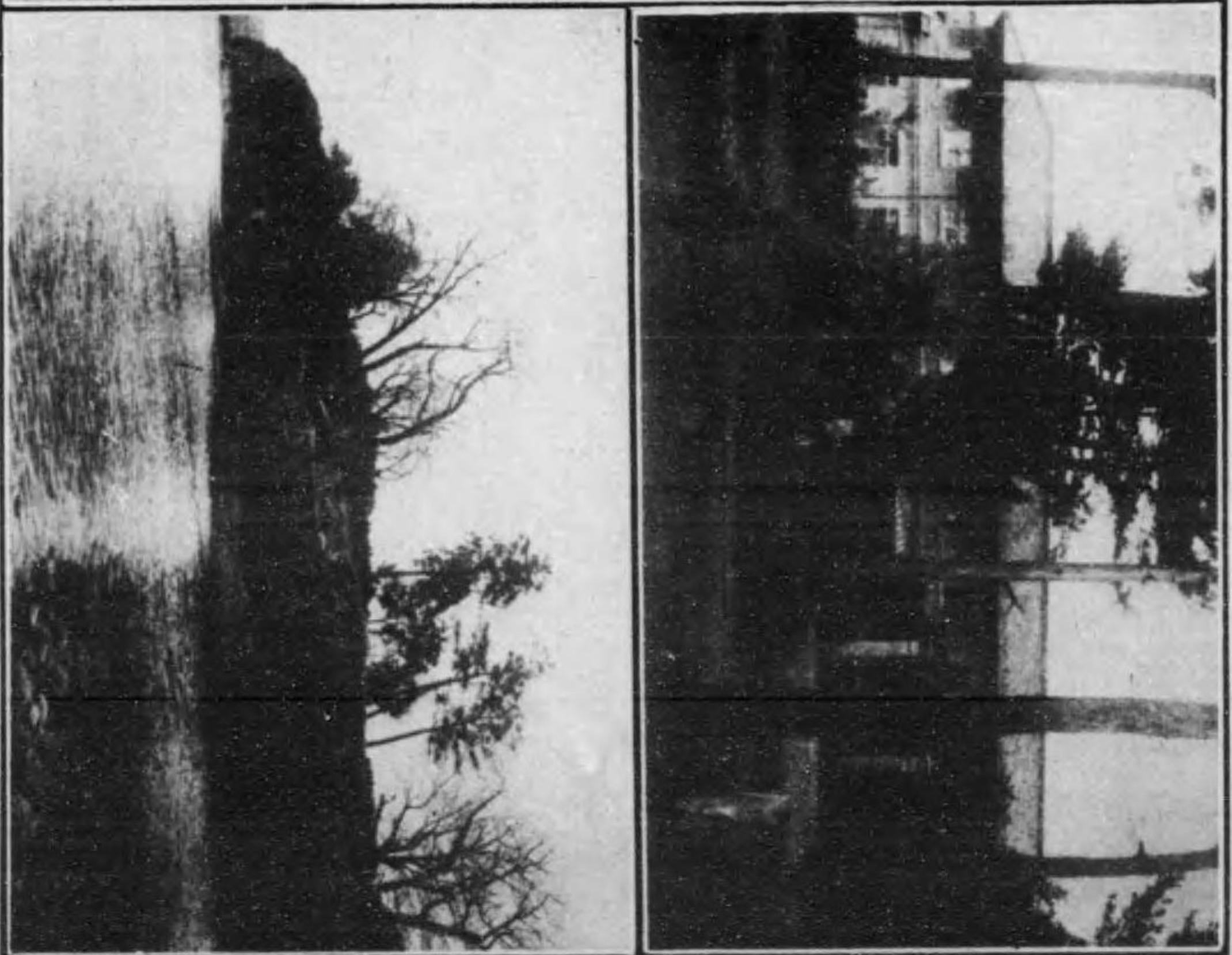
鹿奈目の瀧(雄瀧)



景の二岩倒館



球磨郡深田橋の景



縣立球磨農業學校

櫻月城址

# 球磨郡郷土誌

## 目次

### 第一章 地理的事項

#### 第一節 位置

第二節 地勢 山岳、河流、平野

第三節 球磨川 奔瀨、奇巖、岩戸、間歇冷泉

第四節 瀑布 白水瀨、鹿目八重瀨、下篠瀨、湯山の轟、布水の瀧、白布瀧、坂口の瀧、横井の瀧

第五節 温泉 林温泉、湯山温泉、嶺泉

第六節 鑛山 岩屋銅山、五木銅山、アンチモニー鑛

第七節 面積

第八節 戸數及人口

第九節 田畑山林

### 第二章 歴史的事項

#### 第一節 沿革

第二節 風俗習慣 淳良の俗、隣保相親の風、勇武の氣象（太鼓踊、棒踊、角力、トツタリ、武器の配布、

狩獵）財産均一、勤勉の不足、飲酒の弊、舊曆の踏躰、公徳心の不足、結婚と離婚、敬神思想と祖先崇拜、俗語、改良すべき農事

#### 第三節 口碑傳説

一、袖切の體、二、綱切丸、三、梅花草、四、織月石、五、左近石、六、天子、七、百太郎塚、八、猫の墓、九、血敷原、十、蝦の瀨、十一、佛像燒き、十二、薺毛笠右衛門、十三、平家の落人、十四、田野善光寺如來、十五、雨引岳山法師の塚、十六、中兵衛石、十七、又五郎屋敷（資料）

#### 第四節 學者、偉人、孝子、義僕、成功家

人吉町 一、相良長頼、二、相良爲續、三、相良義陽（資料、求麻外史抜粹）四、丸目徹齋、五、深水宗方（資料）六、犬童休矣（資料）七、相良長每、八、佐幸田城之介、九、相良清兵衛、十、林藤左衛門、十一、田代善右衛門、十二、田代自養、十三、東白髮、十四、松本了一郎、十五、那須拙速、十六、澁谷巴山、十七、佐竹文敬、十八、菊池淡水

一武村 一、澁谷禮



- 岡原村 一、恒松甚六
  - 久米村 一、深水潛藏、二、豐水孫七
  - 湯前村 一、的場自休、二、菊池武義
  - 水上村 一、尾方文平
  - 深田村 一、孝子常藏一家(資料)
  - 木上村 一、平川義高(資料) 二、久保田大藏
  - 川村 一、高田苗清
  - 五木村 一、里木松次郎
  - 大村 一、高橋政重、二、豐水信行、三、孝子宇吉
  - 中原村 一、瓜生市兵衛
  - 神瀨村 一、川内藤七、二、多武園平
- 第五節 名所舊蹟** 一、鶴翼橋、二、釜の奥月、三、御藥園、四、城趾、人吉城、湯山城、高山城、岩城、其他、五、古墳、龜塚、石室、鬼岩屋、城ヶ峯、六、矢瀨ヶ津留、七、瀬野原、八、西南役古戰場、照岳、人吉及村山、五木、一勝地、大畑
- 第六節 神社佛閣**
- 人吉町 一、人吉神社、二、老神社、三、若宮神社
  - 藍田村 一、岩屋神社、二、菅原神社、三、中島神社
  - 西村 一、西村神社、二、天下神社、三、新八幡神社
  - 一武村 一、一武八幡神社
  - 免田村 一、岡留熊野座神社

- 上村 一、白髮神社
- 岡原村 一、岡原神社
- 久米村 一、菅原神社、二、熊野神社、三、白木神社
- 多良木村 一、菅原神社
- 湯前村 一、湖神社
- 水上村 一、市房神社、二、一宮神社、三、諏訪大明神、四、白水神社、五、其他
- 黒肥地村 一、王宮大明社(資料)
- 須惠村 一、諏訪神社、二、阿蘇神社、三、山神社、四、水神社、五、氏神社、六、天神宮
- 深田村 一、阿蘇神社、二、八幡神社(資料)、三、白山神社(資料) 四、高塚神社(資料)、五、其他
- 木上村 一、加茂神社、二、荒田大王神社
- 川村 一、菅原神社、二、八田阿蘇神社、三、熊野神社、四、雨宮神社、五、其他
- 四浦村 一、阿蘇神社、二、白鳥神社(資料)、三、北岳神社、四、其他
- 五木村 一、阿蘇神社
- 山江村 一、大王神社、二、阿蘇神社、三、淡島神社、四、其他
- 大村 一、青井神社、二、井口八幡社、三、菅原神社、四、其他

- 西瀨村 一、矢黒神社、二、高千穂神社、三、唐渡神社
- 中原村 一、遙拜神社、二、白水神社、三、菅原神社
- 渡村 一、一王子神社
- 一勝地村 一、一勝地阿蘇神社、二、大無田阿蘇神社、三、松谷阿蘇神社
- 神瀨村 一、住吉神社、二、熊野座神社、三、大瀨阿蘇神社
- 人吉町 一、永國寺附觀音院、二、光尊寺、三、林照寺、四、洪願寺、五、林鹿寺、六、瑞祥寺
- 藍田村 一、天真寺、二、天歡寺、三、東林禪寺、四、祐玉寺
- 西村 一、新宮寺、二、忍成寺、三、今山説教所、一武村 一、法恩寺、二、西迎寺
- 免田村 一、長徳寺、二、了圓寺、三、宜徳寺
- 上村 一、谷水薬師(資料)、二、光源寺
- 岡原村 一、福元寺、二、専立寺、三、西照寺、四、景清息女廟
- 久米村 一、説教所、二、吉祥寺、三、休城院
- 多良木村 一、福田寺、二、慈願寺、三、永昌寺、四、延壽寺、五、光臺寺
- 湯前村 一、明導寺
- 水上村 一、生善院、二、龍泉寺
- 黒肥地村 一、青蓮寺附青蓮堂

- 須惠村 一、了支院
  - 深田村 一、毘沙門天、二、城泉寺、三、善正寺
  - 木上村 一、長安寺、二、智源寺、三、眞宗本派説教所、四、眞宗大谷派説教所
  - 川村 一、實相庵、二、大谷派説教所、三、深水寺、四、古見院
  - 四浦村 一、慈法院
  - 五木村 一、新泉寺
  - 山江村 一、高寺院(資料)
  - 大村 一、願成寺、二、觀音寺、三、聖泉院、四、大信寺、五、觀蓮寺、六、大村不動
  - 中原村 一、樂行寺、二、石水寺、三、正持寺地藏堂
  - 渡村 一、壽泉寺、二、雲泉寺
  - 一勝地村 一、意足院、二、一勝寺
  - 神瀨村 一、神照寺、二、信證寺、三、説教所
  - 郡内札所觀音
- 第三章 教育的事項**
- 第一節 各種學校** 一、縣立球磨農業學校、二、郡立人吉工業徒弟學校、三、小學校、一、人吉高等小學校、二、多良木高等小學校、三、人吉尋常高等小學校、四、東間尋常高等小學校、五、大畑尋常高等小學校、六、西村尋常高等小學校、七、一

武尋常高等小學校、八、兔田尋常高等小學校、九、上村尋常高等小學校、十、皆越尋常小學校、十一、岡原尋常小學校、十二、久米尋常小學校、十三、槻木尋常小學校、十四、多良木尋常小學校、十五、湯前尋常高等小學校、十六、岩野尋常高等小學校、十七、江代尋常高等小學校、十八、古屋敷尋常小學校、十九、湯山尋常小學校、二十、黒肥地尋常小學校、廿一、須惠尋常小學校、廿二、深田尋常高等小學校、廿三、木上尋常高等小學校、廿四、柳瀬尋常高等小學校、廿五、川邊尋常小學校、廿六、四浦尋常高等小學校、廿七、頭地尋常高等小學校、廿八、野脇尋常小學校、廿九、宮園尋常小學校、三十、小籠尋常小學校、卅一、山田尋常高等小學校、卅二、尾崎尋常小學校、卅三、城内尋常小學校、卅四、屋形尋常小學校、卅五、大村尋常高等小學校、卅六、西瀬尋常高等小學校、卅七、中原尋常高等小學校、卅八、渡尋常高等小學校、卅九、中園尋常小學校、卅九、一勝地尋常高等小學校、四十、松谷尋常小學校、四十一、高音尋常高等小學校、四十二、高澤尋常小學校、四十三、大瀬尋常小學校

四、農業補習學校

第二節 社會教育事業 一、學校中心、二、役場中心、三、宗教家中心(女德會)、四、其他

四

第三節 青年教育事業 一、補習夜學、二、壯丁夜學

第四章 行政的事項

第一節 諸官衙 一、球磨郡役所、二、人吉警察署、三、多良木分署、四、人吉稅務署、五、八代區裁判所、六、八代區裁判所多良木出張所、七、人吉小林區署附一勝地製材所、八、多良木小林區署、九、人吉郵便局(其他)、十、人吉驛、十一、大畑驛、十二、矢嶽驛附矢嶽隧道、十三、渡驛、十四、奈良口驛、十五、一勝地驛、十六、郡立人吉病院、十七、郡立多良木病院

第二節 町村役場

第三節 諸稅 一、町村稅、二、縣稅、三、國稅

第五章 團體的事項

第一節 赤十字社

第二節 在鄉軍人會

第三節 帝國軍人後援會

第四節 愛國婦人會

第五節 郡農會

第六節 產牛馬組合

第七節 茶業組合

第八節 水利組合

第九節 教育會

第十節 神職會

第十一節 醫師會

第十二節 佛教婦人會

第十三節 青年會 一、藍田村東區青年會、二、西村青年會附佛教青年會、三、一武村青年會、四、兔田村青年會、五、上村青年會、六、岡原村青年會、七、久米村青年會、八、多良木村青年會、九、湯前村青年會、十、水上村青年會、十一、黒肥地村青年會、十二、須惠村青年會、十三、深田村青年會、十四、木上村青年會、十五、川村青年會、十六、四浦村青年會、十七、五木村青年會、十八、山江村青年會、十九、大村青年會、二十、西瀬村青年會、廿一、中原村青年會、廿二、渡村青年會、廿三、一勝地村青年會、廿四、三ヶ浦青年會、廿五、神瀬村青年會

五木往還、江代往還、上村往還、四浦往還、岡原往還、槻木往還、黒肥地往還、湯山往還、三、車輛

第二節 鐵路

第三節 水運 人吉下り、白石下り、筏流し

第四節 通信 一、郵便、二、電信、三、電話

第七章 銀行會社

第一節 銀行 一、肥後銀行人吉支店、二、田主丸銀行人吉支店、三、田主丸銀行多良木支店、四、大石銀行多良木支店、五、貯金會社

第二節 會社 一、人吉水力電氣株式會社、二、人吉杭木合資會社、三、人吉煙草合名會社、

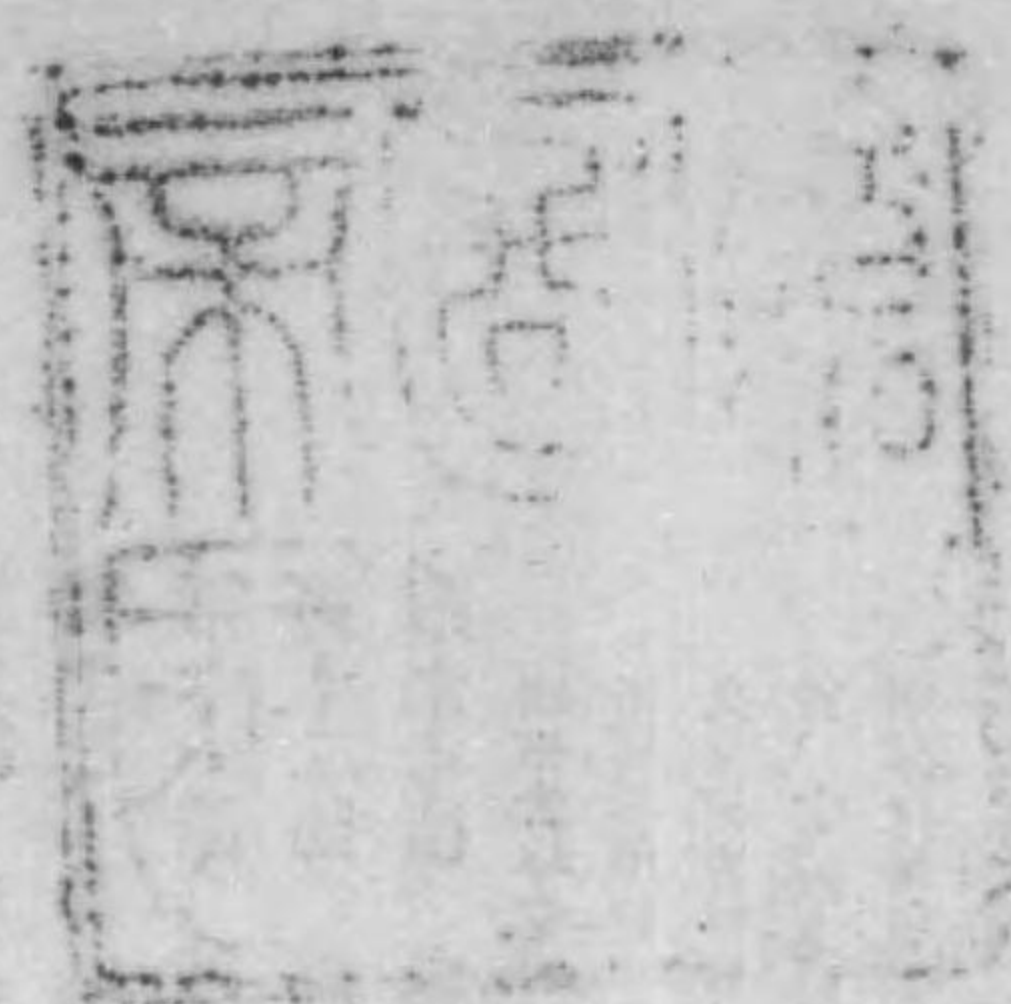
第八章 產業的事項

一、農產物(食用)、二、農產物(特用)、三、果實、四、林產、五、蠶業及茶業、六、牧畜、七、水產、八、工業、九、商業

以 上

第六章 交通的事項

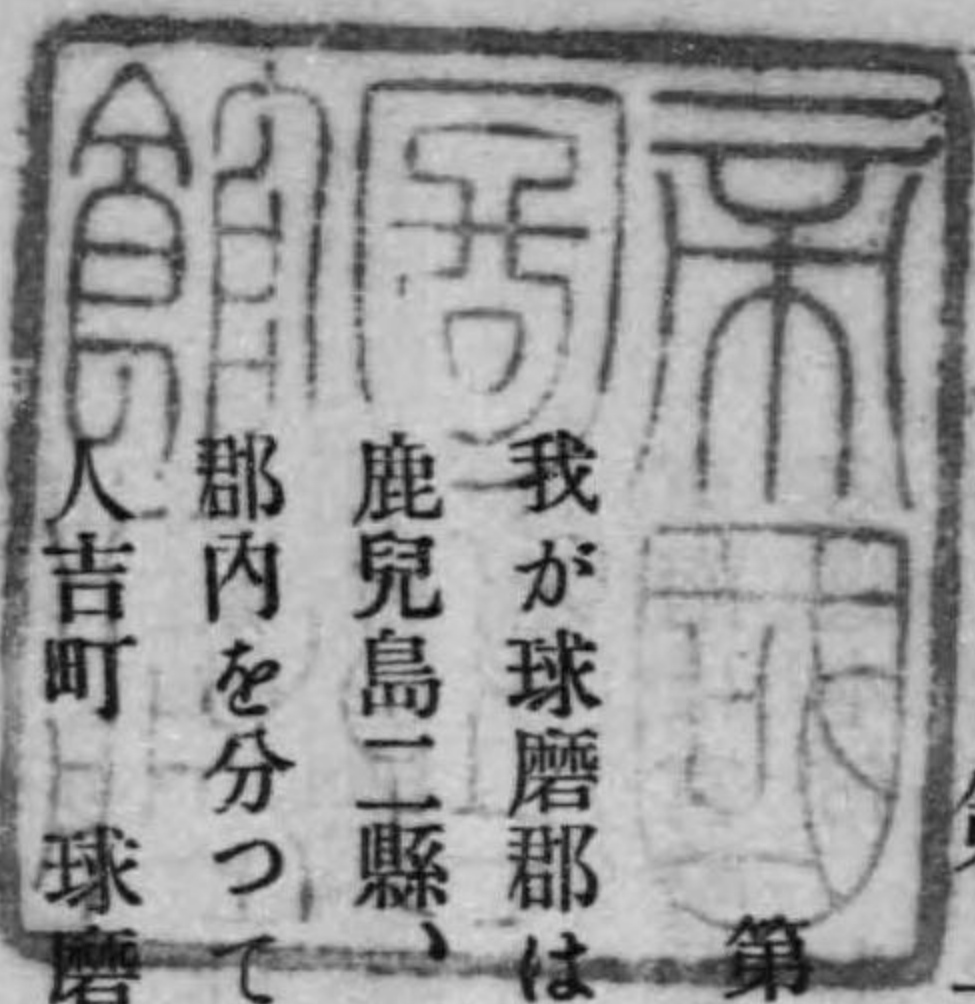
第一節 道路 一、縣道、人吉街道、多良木街道、二、里道 一勝地往還、萬江往還、山田往還、吉田、



# 球磨郡郷土誌

## 第一章 地理的事項

### 第一節 位置



我が球磨郡は、熊本縣の南方に位する大郡にして、東は宮崎縣、南は宮崎、鹿兒島二縣、西は葦北、八代の兩郡と界を接す。

郡内を分つて一町二十四ヶ村となす、其國劃を舉ぐれば左の如し。  
人吉町 球磨郡の中央部を占め、南は藍田村、西瀨村、東北西は大村に界す。

熊本を距る二十九里三町なり。

藍田村 人吉町の南方に位し、東は西村、南は宮崎縣西諸縣郡、西は西瀨村、北は人吉町及球磨川を隔て、川村に對す。

西村 藍田村の東北に位し、東は一武村、北は球磨川を挟みて川村と相對す。  
一武村 西村の東方に位し、人吉町を距る東方三里に在り、東は上村、免田

村、木上村、南は宮崎縣西諸縣郡、西は西村、北は球磨川を隔て、木上村及び川村と相對す。

免田村 一武村の北方に位し、東は多良木村、岡原村、西北は須惠村、深田村、木上村、南は一武村、上村に境す。

上村 免田村の南方に位し、東は久米、岡原の二村、西は一武村、南は白髮山によりて、宮崎縣西諸縣郡と境を交ふ。

岡原村 上村の東北に位し、東及北は久米村、西は免田村、西北の一部多良木村に接す。

久米村 岡原村の東北に位し、北は湯前村、西は多良木村、岡原村、上村、東南は宮崎縣西諸縣郡兒湯郡に界す。

多良木村 上球磨の中央部に位し、人吉町を距ること東方六里の所に在り。東は湯前村、久米村、南は岡原村、免田村、西は須惠村、四浦村、北は黒肥地村に接す。

湯前村 多良木の東方に位し、南は久米村、多良木村、西北は球磨川を隔て

て、黒肥地村、水上村、東は宮崎縣兒湯郡に接す。

水上村 湯前村の北方に位し、西は黒肥地村、五木村、東は宮崎縣兒湯郡、北は八代郡五箇の庄に境す。

黒肥地村 水上村の西南に位し、西は五木村、西南は多良木村、北は水上村に接す。

須惠村 多良木村の西方に位し、南は免田村、深田村、西は北嶽の連崗を隔て、四浦村に界す。

深田村 須惠村の南方に位し、人吉町を距ること東方四里、東南免田村、南は木上村、西は川村及四浦村に界す。

木上村 深田村の南方に位し、西は川村、南は一武、免田、西村に境す。又南方約二里宮崎縣に接して、面積凡そ三百町歩の飛地森林あり、宇大平と云ふ。

川村 木上村の西方に位し、川邊川下流の地を占む。北は四浦村、東は木上村、深田村、西は山江村、大村、南は川を隔て、西村、藍田村に對す。

四浦村 川村の北方に位し、東は多良木村、須惠村、深田村に、西は山江村、南は川村、深田村、北は五木村に境す。

五木村 本郡最北部に位し、東は水上、黒肥地の二村、北は八代郡五箇の庄及柿迫村、河俣村、西は同郡下松求麻村に連り、南は本郡四浦村及山江村に境す。

山江村 大村の北方に位し、東は川村、四浦村、西は中原、渡、神瀨村、北は五木村並に八代郡松求麻村に界す。

大村 人吉町の北方に位し、東は川村、北は山江村、西は中原村、西南は西瀨村に境す。

西瀨村 人吉町の西方に位し、東は藍田村及人吉町、西は中原村、一勝地村北は大村及中原村、南は鹿兒島縣伊佐郡に境す。

中原村 人吉町を西に距る約壹里の地にあり。東は山江、大村、西瀨、西は渡、一勝地村と境を接す。

渡村 中原村の西方に位し、東北は山江村、南は一勝地村、西は一勝地の一

部及神瀨村に接す。

一勝地村 本郡の西南部に位し、人吉町の西方三里の所に在り。北は球磨川を隔て、渡村、神瀨村、東は渡、中原、西瀨の三村、西は葦北郡久木野村及大野村、南は鹿兒島縣伊佐郡に接す。

神瀨村 本郡最西部に位し、東は渡村、南は一勝地村、西は葦北郡大野、吉尾、百濟來の三村、北は八代郡上松求麻村に接す。

#### 第一一節 地 勢

球磨郡は、四方山を以て圍繞せられ、球磨川東より西に貫流し、六方里の人吉盆地(海拔百米乃至二百米)をなせる外は皆山地に屬す。

山嶽の重なるものは、東方の市房山、(六〇〇六尺)江代山、(五五〇〇尺)東南隅の白髮岳、(四一〇六尺)西南の三國山、(四五〇〇尺)西方の多良山(五六二〇尺)照岳、(一六七一尺)北方の仰烏帽子、(四二九六尺)北岳、(六〇〇〇尺)等とす。而して其の間數多の山岳丘陵起伏して、高原となり、溪谷となり、以て小部落を形成するもの、即ち市房山麓の江代、湯山、白髮兩側の概

木、皆越、南方高地の矢嶽、大塚、田野、西南隅の三浦、嶽本、遠原、西方の高澤、境目、北方の大河内尾、寄崎、小鶴、宮園、東北隅の岩野河内等は其重なるものこす。

球磨川は、其の源を江代市房の兩嶽に發し、郡の中央を貫流して、八代海に注ぐ。長さ二十五里、其の重なる支流は、川邊川(一五) 万江川(一〇、二〇) 小纒川(六、三三) 鳩胸川(六、一一) 胸川(六、〇〇) 免田川(五、一四) 山田川(三、二六) 等こす。水量多く流れ清し。

本郡一般に山地多けれども、球磨川及其の支流に沿へる地方は、廣き平野をなす。其の重なるものは、本流流域の上球磨平野、免田川、小纒川、鳩胸川、川邊川流域の中部平野、胸川、山田川、万江川流域の下球磨平野等こす。而して此の三平野は球磨川に沿うて一大半月形をなし、本郡樞要部落は皆此の中に在り。

### 第三節 球磨川

球磨川 日本三急流の一にして、人吉より八代まで十四里、激流奔放、急湍

又急湍、加ふるに兩岸の景亦奇絶にして、輕舟一たび之に放てば、速き事矢の如く、六七時間にして達す。鉄道開通以前は實に本郡唯一の交通機關たりき。

奔湍 奈良瀬、二俣、修理、網場、高音等は三十三瀬中の最難所こす。

奇巖 猿飛、清正公岩、槍倒、舅落、大岩等あり。

岩戸 白石驛の對岸球磨川に沿うて、鐘乳洞あり、入口の高さ八間二尺、巾二十間、奥行四十間の大洞穴なり。上部より鐘乳石懸垂し、下には石筍屹立す。洞内に大なる御池及千人隠こ稱する箇所ありて、岩燕(俗稱一足鳥)其の間を飛翔す、洞内熊野座神社を祀る。

大瀬槍倒の奇巖盡くる所洞窟あり、洞間より清水流出す、大瀬權現を祀る。

間歇冷泉 槍倒の下流球磨川の右岸に間歇冷泉あり、俗に息の水といふ、規模小なりこ雖も實に天下の奇觀なり。

### 第四節 瀑布

瀑布 郡内瀑布多し、其の重なるものを擧ぐれば

白水瀑 水上村大字江代白水山にあり、球磨川の水源にして、雌雄の二瀑に分る、雌瀑は直下六十丈、恰も天上より白布を懸けたるが如く、眞に美觀なり。雄瀑は高さ雌瀑に及ばざるも、水勢猛烈にして殷々として怒號し、其四散する飛沫は、一見人をして戰慄せしむ。

鹿目八重瀑 西瀬村戸越字鹿目にあり、球磨川の支流戸越川の上流にして、直下十五丈、嶮巖絶壁の間に懸り、壯觀云はん方なし。

下篠轟 西村に在り、鳩胸川の下流にして、高さ十數尺に過ぎざれども、水勢の多きため壯觀を極む、人吉の東方一里。

湯山の轟 水上村湯山川の下流に在り、水勢の猛烈頗る壯觀なり。これより上流鮎の棲息せるを見ず。

布水の瀧 須惠村に在り、球磨川の支流なる阿蘇川の上流、平山の森林中にあり。雄瀧は直下十丈、雌瀧は三丈餘、共に壯觀を呈す。

白布瀧 神瀬村字川島に在り、直下六丈餘。  
坂口の瀧 全村高澤に在り、懸つて三ヶ瀧をなす、各三丈餘あり。

横井瀧 全村横井に在り、懸水六丈餘、亦壯觀なり。

#### 第五節 温泉

林温泉 人吉町の西南三十町、中原村大字林字湯本、球磨川畔に湧出する温泉にして、泉質食塩性亞爾加里炭酸泉なり、温度四十八度、無色透明にして塩味を帶び、微しく硫化水素の臭を帶ぶ。

此の温泉は凡四百年以前の發見なりといへども、口碑の外一の記録を存せず從來は共同温泉唯一個(男女別)にして、其の湯を圍みて四五の旅舎あるのみなりしが鐵道の開通と共に、漸く世に知られ、先年宇土の人川野氏來りて、新たに球磨川畔に數千坪の地を開き、温泉を掘穿して、莊麗なる浴槽を設け宏大なる旅館を新築して、翠嵐樓(桂公爵命名)と稱せしより、面目を一新せり。人吉驛より三十町。道路平坦、車馬の便あるを以て、浴客頗る増加し、特に名士の來り遊ぶもの多きに至れり。

此の地紅取陵に對し、球磨川の急湍に臨み、展望雄大、蓋し全國有數の温泉地にして、又避暑避寒の好適地たり。

湯山温泉 市房山の麓、一宮神社の附近に在り。泉質透明にして、硫黄を含み皮膚病等に特効あり。されど浴場は自然のままにして、不潔なる上、浚水の混入するを以て、冬期は入浴すること能はず。

鑛泉 一武村大平、岡原村大字岡本字麓。全村大字宮原字麓、黒肥地村字東効寺、須惠村字湯の原、全村字頓所には鑛泉湧出し、特殊の含有物ありて、諸種の疾病を治するの効あるを以て、何れも浴客多し。

第六節 鑛山

岩屋銅山 深田村に在り、寶永享保の頃、藩公之を採掘せしことありしも中絶し、明治二十年より民營に歸す。一盛一衰あり、現今僅かに斯業を繼續するのみ。

五木銅山 五木村野脇に在り、明治二十年頃民營として採掘し、一時採鑛量多額なりしが、現時中絶に歸す。

アンチモニー鑛 岡原村字岡本久米村字槻木に少量の産出を見る、現時採鑛せず。

第七節 面積

本郡は(東久米村)、西(一勝地村)十一里二十五町、南(藍田村)、北(五木村)十一里五町面積九八、一八方里實に本縣の五分の一を占む、是れを町村別に示せば、

町村名	東	西	南	北	面積
人吉町		〇、一五	〇、一五	〇、一〇	六、〇〇
藍田村		四、一五	三、一五	二、一〇	一、六〇
西武村		一、七〇	二、一〇	二、二五	二、五〇
一田村		一、三〇	一、二〇	一、二〇	一、〇〇
免田村		一、三〇	一、二〇	一、二〇	一、〇〇
上原村		三、一四	三、三〇	三、三〇	五、三〇
岡米村		一、二五	一、三〇	一、三〇	一、三〇
久米村		四、〇七	三、一〇	三、一〇	六、八〇
多良木村		二、一五	三、〇〇	二、二〇	一、五〇
湯前村		二、〇七	二、二〇	二、二〇	二、九〇
水上村		四、一五	五、〇七	五、〇七	一一、五〇



神	一	渡	中	西	大	山	五	四	川	木	深	須	黑
勝			原	瀬		江	木	浦		上	田	惠	肥
瀬													地
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
三、二〇〇	三、〇〇〇	三、一五〇	一、二〇〇	二、一五〇	一、四〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	二、二二九	一、三〇〇	一、一八〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、二二〇
三、〇七	三、一八	二、二〇〇	二、三〇〇	三、〇七	一、〇〇〇	五、〇〇〇	四、二〇〇	三、〇〇〇	二、二〇〇	一、〇七	一、二五	二、〇七	二、二〇〇
四、〇〇〇	五、四八	三、二〇〇	一、四〇〇	三、八〇〇	〇、六〇〇	八、二〇〇	一九、二〇〇	三、六〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	二、三〇〇

第八節 戸數及人口

大正二年十二月末現在

戸數一万五千四百四十八戸、人口男四万四千〇四十六人、女四万三千二百八十八人、計八万七千三百三十四人、是れを町村別に示せば

深	須	黒	水	湯	多	久	岡	上	免	一	西	藍	人
田	肥	上	肥	前	良	米	原	田	武	田	吉		
村	地	村	村	村	木	村	村	村	村	村	村	村	町
三、五五	二、九一	四、四五	七、〇七	七、六三	八、六二	五、五〇	五、二八	七、二九	五、〇五	四、〇九	四、五八	九、九四	一、一九二
一、〇〇〇	七、一一	一、三三八	二、〇三九	二、〇九五	二、三三七	一、七〇四	一、五九〇	二、二一九	一、三八五	一、一二四	一、二七〇	二、八六六	二、八四一
九、九二	七、〇二	一、二二八	一、九九三	二、〇〇〇	二、四三一	一、六五九	一、六〇三	二、〇五〇	一、三三二	一、一三三	一、二五九	二、七五一	三、〇二二
一、九九三	一、四一三	二、五七六	四、〇三二	四、〇九五	四、八一八	三、三六三	三、一九三	四、二六九	二、七〇七	二、二五七	二、五二九	五、六一七	五、八六三

木上村	川浦村	四木村	五木村	山江村	大江村	西瀬村	中原村	渡瀬村	一勝地村	神瀬村	計
三八三	五九三	三三三	四四六	七九八	一、二二九	四七九	六二七	三九八	六七九	三九五	一五、一四八
一、一九五	二、〇五八	一、一五四	一、九四八	二、四八四	二、六八〇	一、三〇四	一、八〇二	一、三一四	一、九六一	一、五六六	四四、〇四六
一、一七九	一、九一七	一、一二三	一、八一	二、五四一	二、七三七	一、三一四	一、八二三	一、二八四	一、八四一	一、五七四	四三、二八八
二、三七四	三、九七五	二、二七七	三、七五九	五、〇二五	五、四一七	二、六一八	三、六二五	二、五九八	三、八〇二	三、一四〇	八七、三三四

第九節 田畑山林

大正二年十二月末現在

本郡内に於ける官有地總段別二萬五千二十七町一反、民有有租地總段別三萬七千八百八十三町九反、民有免租地總反別七百五十六町二反、内民有有租地

を町村別に示せば、

人吉町	藍田村	西武村	一田村	免田村	上原村	岡原村	久米村	多良木村	湯前村	水上村	黒肥地村	須惠村	深田村	木上村	計
一三、〇	四七、三	二六、一	三九、五	三九、二	三三、七	四七、九	四六、七	四七、〇	四七、〇	一五、四	二七、二	二〇、六	二七、六	三六、五	八四、九
二、二七	三五、〇	二六、五	二七、五	二六、三	七五、九	一〇、九	二四、六	一一、二	一六、一	一六、二	三三、〇	一三、九	一三、五	二七、七	二、二七
三五、六	五五、三	三〇、二	三〇、六	二六、〇	五〇、五	三五、九	三九、一	三五、九	四三、七	三五、七	二二、四	一六、六	二二、〇	二七、三	三五、六
三三、三	五九三、一	二九五、二	一三五、六	七二、六	一、一四二	三七四、五	二五一、四	三三六、九	三九八、九	八五九、七	三〇六、五	二三四、〇	三九五、六	二九二、九	三三、三
一、一三	一、三五七、二	二一七、九	九三、九	三三、〇	三五七、一	七一、八	四二、五	八六、四	二二、〇	二三四、五	一〇三、九	五五、〇	二二六、〇	三四、九	一、一三
八四、九	二、八二六、九	一、〇七一、九	七三六、一	七三〇、九	二、六五九、九	一、〇〇六、〇	一、〇四八、八	一、〇四六、三	一、二九四、四	二、八七七、四	九三六、〇	六五五、六	一、〇四〇、七	一、二六八、三	一、一五

川浦村	五木村	山江村	大江村	西瀬村	中原村	渡勝地村	一勝地村	神計
二六三、一	五二、四	七、一	二六〇、五	二六九、〇	二八〇、五	三七五、九	九二、九	一九〇、二
三六一、四	四七五、三	二、三三、二	一、八六、五	一七〇、三	二四三、六	二八五、九	五七二、一	五七二、一
四〇、九	一五、三	二〇、三	三九、九	四、五	二六、九	四、六	一七、七	三、五
六三四、二	一六一、六	一、五四九、九	六九一、七	一二三、三	六九六、六	四六、一	一九一、一	一、三三三、一
二五一、六	〇、六	二五四、一	五二一、三	六一、一	一、〇四、七	二二、五	三七〇、五	六〇六、五
一、五五、四	七〇五、六	四、一八四、六	二、六八、九	六七三、二	二、六五、五	一、三四三、〇	一、三三四、二	二、七七五、四
六、六五、二	七、七	二、九六四、七	七九九、九	一一、八五、八	六、八二四、四	九七、七	三〇七、〇	三、〇九〇、七

## 第二章 歴史的事項

### 第一節 沿革

我が球磨郡は、上古熊襲の居住せし所なりといふ。因て熊縣の名あり。景行天皇御親征の地にして、目下本郡各所に御天子、若くは、天子山と稱する地

あるは、御輿の止まりし所なりと傳ふ、或は然らん。中古求麻と書し後球磨に改む。

降て、源平時代に至り、本郡平家の食邑たりしが、壽永中平家の滅亡と共に籍没せらる。頼朝の勢を得るに及び、朝廷に請うて頼盛の邑に復し、池尼の恩に報ず、文治二年頼盛の薨後復之を收む。建久九年、相良長頼公戦功を以て、本郡に封せらるゝや、曩に頼盛の置く所の城代矢瀬主馬佑、城を閉ぢ、堅く拒む、諭し降せども聽かず。遂に討て人吉城に入る。是より先、建久四年、父頼景の徙されて本郡多良木にあるあり、長頼來りし後、之を承けて併せ領す、其の後鎌倉幕府の時代を経て、足利氏の末年に至り、兵を出して、葦北、八代の二郡及下益城の一部を略し、漸く進みて薩摩日向の一端をも併有するに至りぬ。されど義陽（長頼十八世）の響野原に戦死するに及び、勢稍衰ふ。次で豊臣氏の九州を征するに及び、略地は悉く故主に歸し、球磨の一郡のみを領して、廢藩置縣の際に至れり。

さて藩治の大体を尋ねるに、家老は一藩の大政を掌り、寺社奉行は寺社に關

し、兩館奉行は文武の學館に關し、軍役奉行は城廓の修繕及軍役徵發等に關し、宗門奉行は切支丹宗嚴禁等に關することを司り、其の他用人、大目付、町郡奉行、近習頭等の諸役あり、其の下に多數の屬吏ありて、事務を取り扱へり。租税を賦課するには、四公六民の制により、刑罰は古來の判決例によりて裁斷し、概ね幕府の方針に準じて之を定めき、又天明中(二四四〇年代)尾州藩の儒者細井徳民を聘して、學館を設け、習教館と云ひ、漢籍を主とし、程朱の説を講じたり、又郷義館を置き、槍劍、弓馬及砲術、柔術等を練習せり。かくて毎月三回藩主諸臣を隨へて、習教館に臨み、教授の講義を聽き、武藝は豫め日を定めて之を訓練し、而して毎年一回、藩主親ら、文武二館に臨みて、學生の大試業を檢閲することせり。

かくて、領地は固より小なれども、建久九年より、明治の初年廢藩置縣に至るまで三十五代、實に六百七十五年を経たり。之を他の領主の屢々交代せしに比すれば、雲泥の差ありと云ふべし。

其の後、明治四年七月十四日、人吉縣を置かれ、全年十一月八代縣に屬し、

全六年一月十五日、白川縣に屬し、全九年二月二十四日熊本縣となり、以て現今に至る。

### 第二節 風俗習慣

本郡の地勢は由來山を以て圍まれ、土地肥沃にして産物豊富に、而も人口は僅少なれば從て生活容易に、所謂武陵桃源の觀ありき。加ふるに相良氏數百年の間之を領し、他地方との交通少なりし爲め、朴直淳良の風、鷹揚閑雅の質あり、隨て進取の氣象に乏しく、勤勉力行の精神を缺ぐに至れり。然るに明治維新後、廢藩置縣と共に、墻壁一たび撤せられしより、外來の移住者日に多きを加へ、爲めに長夜の夢を破られ、生存競争の何物たるかを自覺せるが如きも、一面敦厚の習慣は破壊せられ、之に代るべき善美の風習起り來るの運びに至らざるため、各部落各階級に於ける風習區々として雜然たり。或は舊慣を墨守せるあり、或は奢侈贅澤に流るゝあり。恰も新殖民地の如き觀あり。其弊風の改良を要すべきもの、良習の持續に努むべきもの多々あり。雖も今茲に其重なるものに就き列記すれば、

淳良の俗 往時、草鞋、果實等を村落の四辻あたりに出し置き、單價若くは一錢に對する個數を圖示し、人の買ふに任せ、朝に開きて、夕に之に納むるに、不徳の行を働くものなかりき、一、二の部落には此風の猶現存するを見る。老農が礼所禮拜の途中、稻の良品種を見て、其一穗を貰ひ其の莖に錢を結びて去る。而して其の錢の正しく主に歸するが如き、近時公德販賣に類するものならんか。

隣保相親の風 一郷能く和親し、出産、葬送、婚姻、公事等に對して隣保相助け、相喜ぶの風、殆んど一家族の風をなす。是れ藩政當時伍組什組等の制度、完全に行はれし遺風の然らしむる所にして、實に他に誇るべき良風とす。されど此風山間僻陬の地には猶能く維持せられ、交通便利の地に於ては次第に薄らきつゝあるは遺憾の極なり。

武勇の氣象 由來本郡民は、武勇の氣象に富む、是れ七百年間小藩ながら肥薩の間に介在したれば、自然に自衛の策を講ぜざる可らざりしと、本藩に於ける兵制恰も現時の皆兵主義の如く、一朝事あるに際しては農工商の階級に

在りても、武器を執つて立たしむるの仕組なりしと、及藩主を始めとし、大に武術を奨励せられ、各種の道場等も具はり、盛んに子弟を訓練したる事等に由るものならん。今事實として現存せる重なるものを擧ぐれば、

一、太鼓踊、棒踊、角力、トツタリ(柔術の一種)等を奨励したり、是れ一面武術の練習にして、殊に他藩に通ずる要路の部落に奨励したるが如し。今尙各村特有のもの、存するあれど、其の精神に至りては多少没却されたるには非ざるか。

二、兵制上各戸に武器を配布されたり。爲めに武器を尊重するの習慣養はれ、近年拂下けられたる村田銃の如きも殆んど行き渡り居る有様なり。

三、狩獵も軍事訓練の一種として奨励せり。されば狩獵其の物の目的以外に武士的精神發揮せられ、長幼の序、清廉の風等諸般の作法に至るまで、潔白にして貴ぶべき點多し、今尙狩場に於ては全然其の風を存す。

財産均一 本郡は人口の割合に廣き土地ありて、各戸殆んど平等の田畑、若くは山林を有し、加ふるに生産豊富の結果、生活に窮せず、競争心少なく、

貧富の懸隔甚しからず、悠長の風、閑雅の俗、亦多かりき、されど世運發展と共に競争劇甚となり、優勝者を生じ、劣敗者を出し、次第に貧富の差を生ずる傾向となり、民俗隨て廢頽に歸せんことす。

勤勉の不足 一般を通じて勤勉力行の精神に乏し。農家に於ける休業日の如きは、一ケ年平均八分の一に當り、有爲の青年にして、夏期午睡に耽るもの多し。

飲酒の弊 本郡獨特の球磨燒酎を嗜み、酒間北小屋と稱する搦戦に耽る。村社の祭禮素より善し、而も神社の祭禮を口實に飲酒の盛なる如き、入營兵士の歡送迎の趣旨最も稱すべし、然も徹宵多數の男女飲酒に耽るが如きは、其の弊の大なるものならん。

陰曆の踏襲 本郡一般に太陽曆によるものは、諸官衙學校諸公用等にして、他は全然大陰曆を踏襲しつゝあり、隨て年中行事は全く舊慣を墨守し、五節句の如き却て重用視せられ、三大節祝日の如きは閑却視せらるゝこと多し。公德心の不足 公私集會の時間を守らざるが如き、公役に服して全力を盡さ

ず、所謂「公役相應」の諺あらしむるが如き、公共の建物若くは共有の山林等に對して、愛護の念を缺けるが如き、公德心の不足せるもの多し。

結婚と離婚 婚嫁の祝儀は多く歳末に行はれ、各階級に應じて、媒妁、婚約、結納、婚儀等に大なる差等あれば、一概に言ふこと能はざれども、婚約成立し式を舉ぐる前に、加勢と稱して數日若くは數週間其嫁たるべき女を呼び置くの風、一部の階級に行はる。又都合見と稱して、一兩年其嫁を呼び置き夫婦の仲睦ければ戸籍に入れ、都合悪しければ無遠慮に破約すること、一部の村落に行はる、嫁入道具取りに來りたる人に對し、其顔面に鍋墨を塗るの陋習は一般に存す。

本郡の結婚式、他に比して簡單なるによるものか、離婚の數も亦多きが如し。是れを大正二年末の統計に徴するに、新婚の數八百十、夫婦の總數一万三千九百四十七、是れに對する離婚の數實に百六十六、一、一九%に當り、縣下に於ける第二位に在り。

敬神思想と祖先崇拜 郡内一般に神社殊に無格社の多き爲か、村落に至るに

隨て、敬神思想の缺如せるものあるが如し。社殿の頽廢、境内の荒蕪、殆んど小供の遊び場となるか、乞食の宿所と化し居るものあり、又祭禮の如きも毎年一回は之を行はざるにあらざれども、其趣旨を没却し、殆んど知己親類に對する酒食の饗應に過ぎざるの觀あり。

尙祖先の墓掃除、墓參の如きも、村落僻地に入るに隨て、捨て、顧みざるもの多く、唯年一回の盆掃除あるのみ。

俗謠 本郡特有の俗謠として重なるものを擧ぐれば、

六調子 球磨で名所は青井さんの御門、前は蓮池櫻馬場ヨイヤサー

十六日唄(御嶽參り)

免田の茶屋でドツコイ傘を忘れたナイヨエー

空が曇れば思ひ出すナイヨエー

土搗唄

ちゆ蝶く來けま來んちう食くわしゆうナアくくドツコイ

菜種のコラ實食しゆう、やがて大根葉のコラ實をく

はしゆうヨイシヨীগエー

山行唄

わいごまやまやいかんきやあヨイ

今いくちゆてなたかまごくヨイ

改良すべき農事 農事に於ける舊習、改善すべき重なるものを擧ぐれば、米作に於て穗積として長く耕地に置き去り、米質を悪しからしむること、今摺米を貴び俵米製造に拙劣なること等にして又一般に二毛作の少なきこと、草刈の便利上、冬期野焼をなし、地力の消耗を顧みざること、其他米若くは雑穀、其儘にして日用品を調達する物々交換、今尙行はるゝこと等なり。

第三節 口碑傳説

一、袖切の鎧 元久二年の夏、源實朝畠山重忠を討つ、蓮佛公北條義時に隨つて、武藏の二俣川に戦ふ、公先登に進み、槍に中つて額を傷く、心氣撓まず、尙能く健闘し、殆んど危きこと數々なり、從兵其の鎧袖を捉へて之を止む、公踊躍して進めば、鎧袖中斷す、遂に深く入りて、首數級を獲たり、時人之を相良の袖切鎧と稱す。

二、綱切丸 承久の役、蓮佛公時房の麾下に屬し、官軍と宇治川を挾んで戦

ふ、官軍索を水中に張り之を拒ぐ、公刀を抜き、水中の索を截ち、遂に先登す、時人之を相良の綱切丸と稱す。此刀備前刀匠宗吉の作るころなり。

三、梅花章 承久の役、或夜泰時兵を收めて深草に屯するや、酒を置き將士を勞ふ、梅子五顆を青磁の碗に盛り、蓮佛公に賜ふ、公悦び且之を榮とし徽號とす、今相良氏の梅花章は之に基づく。

四、織月石 建久十年、長頼公人吉城を修むるとき、三日目に未申の方に、織月の形をあらはせる奇石を掘り出す、以て吉祥となし、之れを祠藏す、織月城の名之れより始まる。

五、左近石 慶長十二年六月、人吉城の外郭を修め、中川原の中洲を利用して、大橋小俣の兩橋を大岩瀨に架す、爾來洪水の爲め、中川原を壞され、橋梁の流失するもの數次、村上左近氏出て、三角形の大石を中洲の上端に埋む、以後中洲の位置變動することなく、從て橋梁の堅固を得たりと、今尙之れを左近石と稱す。

六、天子 免田村久鹿字揚田、川村大字柳瀨字三石、山江村城内、山江村字

山田合戦の峯、大村字葦原の地に、天子と稱するところあり、大抵古木の存するあれども、風害等にて取除かれたるもあり、又小祠を建てたるありて、其部落の口碑に、景行天皇熊襲御親征の折車駕の駐まりし所なりと傳ふ。

七、百太郎堰 多良木村字百太郎に於て、球磨川の流れを遮り、百太郎溝を鑿ち、多良木の東部より南部へ流る、大溝あり、今此の堰の由來を聞くに堰を設けてもく破壞して耐へず、故に人柱を埋めざれば、此の堰堅固ならずこの迷信にて、人を生きたるま、埋むること決し、其の人選には袴に横布を縫ひ居るものこの事にて、遂に百太郎といふ人其の選にあたり、生きながら埋められたりといふ、それよりこの堰の名を百太郎堰と稱し、溝の名を百太郎溝と稱すといふ。

八、猫の墓 天正十年湯前、須本、米良の士、湯山の地頭湯山佐渡守宗昌、弟普門寺の住持盛譽と共に逆意ある旨を誣告す、(盛譽は普門寺四世、朝辨阿闍梨を師とし、朝音と號す、日州黒貫寺の法談所に入りて研業年を積み、



元龜中普門寺を住持し、精勤無双碩徳の稱あり。了清公老臣と謀り、乃ち須木、米良の士に命じて二人を誅せしむ、宗昌之を聞き、普門寺に據る。其後、了清公事の無根なるを知り、使を遣して二人を誅するを止めしむ、使者途中免田にて酒を飲み、大酔して湯前に達せず、多良木に宿す。其の夜、須木米良の士普門寺を襲ふ、宗昌潛み逸し去る。盛譽壇上に危座し、香を焚き、經を誦す、黒木某之を斬る。翌日使者至れば、則盛譽既に殺さる。其の母大に之れを怨み、斷食して市房社に詣て、其の指を噛み切り、血を以て神像に塗り、其の畜ひたる猫も引き連れ、因果を含めて血を啜らしめ、盛譽を殺すものを呪詛すること三七日、自ら茂間崎の淵に投て死す。幾もなく使者某、黒木某、遽に病んで死す。其後相良家より盛譽及び老母の亡靈と共に、猫の靈をも生善寺(岩野)に祀りて其怨恨を慰藉せられたり。依りて猫寺の名あり。因に目下同寺の境内に小宇の存するは普門寺を移せるものなり。

九、血敷原(今は千敷原に作る)

木枝(木上)岩城主平河右衛門義高は、相良長頼公入城の際、城代矢瀬主馬祐を討ちて功あり、驍勇にして兵衆し、建長の頃、相良氏に反す、長頼公其功勞を思ひ、人を遣して慰諭すれども聽かず、義高兵を柳瀬木上の境なる血敷原に進め、一軍川を涉りて蓑毛に屯す、長頼公兵を發して之を討ち、大いに血敷原に戦ふ、木枝の兵敗走、流血野に瀧ぐ、依りて此の稱あり。是時木枝兵敗走する所を居去坂と云ふ。

十、戦の瀬 大永六年七月十三日、眞幸の人北原某人吉の内亂を覘ひ、兵を率ひ來りて、人吉城を圍む、人吉兵大に戦ひ、眞幸兵敗走す、追うてこれを赤池十島花立に撃ち、球磨川を隔て、相戦ふ、此の所を戦の瀬といふ、人吉兵の陣する所を陣内と稱す。

十一、佛像焼き 柳瀬村十島菅原神社の南方球磨川に面する路傍に梅樹あり、こゝは昔一向宗禁制の時、人民の信仰する所の佛像を集め焼却したりと傳ふ。按ずるに弘治元年二月七日、相良晴廣公、式目二十條を下し、一向宗を嚴禁せしより、永制となる、或は其の頃の事か。

十二、簀毛笠右衛門 文明四年夏、大旱あり、藩主相良爲續公、人民の疾苦を患へ、雨を川邊の雨の宮に祈る。時に強雨沛然として降り、從者雨具の用意なし。永江村の百姓某、笠及簀を具へ、公に獻す、從者幸に雨を避くるを得たり。公其の志を賞し簀毛笠右衛門の苗字を賜ふと云ふ。

十三、平家の落人 壽永の昔、平家の一族、壇浦に没落の際、其の殘徒の落ち來りて、本郡内に潜みしと云ふ傳説所々に存す。

一説に五木村に現存する各字の酋長は、總て源氏に重用せられたる人の苗字を冒せり、これ迹を晦ますの手段として、かく唱へたりといふ。

山江村に於て、大字万江字大河内及水無、平家落武者來れりと言ひ傳へ、現に古き鎧を秘藏し、文字磨滅せる石塔を祖先の墓として尊敬せる竹本氏あり。

中原村大字中神字大柿毘沙門堂の傍に、石室あり、中に數個の骨片を收む里人稱して平重盛の墓と云ふ。

一勝地村字柳詰に、千代女の塚、字茂田に茂田太郎の古蹟と稱するあり。

共に平家の落人なりこの口碑存す。

神瀨村の最も北に位したる多武除の中に、平家屋敷と稱する所あり、面積三十坪、昔平家の落武者の屋敷と稱す。山を降れば球磨川畔に御膳石と稱する大なる岩あり、御膳を洗ひし岩といふ。

又一説には其の落人が、貴人なるが故に、夏の夜など納涼等に其の岩上に出でられたること多き故、御前岩と稱すとも云へり。

同村大字大瀨字澤見に、戰爭様と稱する小祠あり。昔平家武士の討たれし所にして、武運を祈りて驗ありといひ傳ふ。

同村大字高澤字中尾山中に、平重盛の後と稱するもの、閑居せし蹟なりと傳ふるところあり。

十四、田野善光寺如來 西瀨村内に永葉といふ小部落あり、寶永の頃、米良則良(湯前菊池氏の記録による)の家來米良より跡をしたひ來るを、此の地に移し居住せしめしものなり。又田野といふ部落あり、明和七年郡内大瀨神瀨(今の神瀨村の内)の村民中洪水の災難に罹りたるもの引き移り來りて、

茲に住せしに始まる。然るに野獸の害甚しく、漸次退居するものありき。永葉某之を聞き其の由を人吉新町元田曾彌右衛門に諮り、元田氏の勧めにより、佛師に命じて、彌陀、勢至、觀音を刻ましめ、明和九年堂を田野に建立し入佛す、善光寺如來として村民大に尊崇し、春秋彼岸の候は善男善女の參詣頗る多く爲に野獸の害も自然に消息するに至れりといふ。

十五、雨引岳山法師塚 相良長每公、韓國高麗御出陣の節、孩見の山中に捨てあるを見、憐て之を陣中に育て、後ち召し連れ歸國せらる。長して山法師となり、心覺法師と稱し全公に仕へ。江戸駿河に隨行す。其後長每公御逝去の節、寛永十四年六月十三日、雨引岳にて林喜衛門に介錯を頼み、白晝自刃して死す。當年五十三歳、此の地に葬るごあり。雨引岳は西瀬村大字西浦字矢黒に在り。

十六、半兵衛石 相良清兵衛の津輕に流さるゝや、其の弟半兵衛之れを憤り、謀叛を企つ。七月七夕の節句を利用し、家中の夫人を招き、饗應すごなし、宴酣なるに及び、火を放ちて其の第を焼く。自らは逃れて龜が淵に至り、

藩兵に追撃せられて討死す、後世之れを御下亂と稱す、跡に石碑あり、半兵衛石といふ。

十七、又五郎屋敷 彼の伊賀越の敵討によりて、名高き河合又五郎の屋敷なりご云ひ傳ふるは、西瀬村西浦字鹿目の山中にあり、今は石垣のみを存す。

(資料)

河合又五郎の父を河合又衛門と云ひ、安藤對馬守重信の家臣なりしが、同家中の者と口論の上相手を打ち果して立ち去り、備前侯の臣渡邊金右衛門をたより、備前侯に仕ふ。二人共に交際親密なりしが、渡邊金右衛門の家にて或時重寶の正宗紛失せしかば、痛く惜み居たり、時に河合又衛門は、又家に傳はる正宗の名刀を所持し居りたり。渡邊金右衛門之を知り、痛く欲しがり居たりしが、或日酒宴の末に之を所望したり、又衛門一振の古刀何かせん、親しき貴殿の所望なれば快く之を譲らん、然して自らは新刀を調へんのみ。されど父祖傳來の一刀なれば、手つから授くるも如何はし、よろしく今夜は宅に宿り給へ、然して夜中に之を持ち去り給へと云ふ金右衛門小躍して喜び其の夜又衛門の宅に宿り、時を待ち居たり、最早深更愈々持ち出さんものと覺悟を定め、先つ又衛門の寢室を窺ひ見んとて室に至るに、又衛門夢覺めて切りに酔醒の水を飲まんとして頭を上げ、茶壺を見しに、不思議や一匹の蛇壺の中より頭を出すあり、共に見たる金右衛門又大に驚き、切に飲まんとする又衛門を止め、共に起き出て、事の次第を語り合ひ、是全く正宗の刀の祟りならん、父祖傳來の家寶を譲り受けんとせし咎めならんと云ふ、又衛門

武士の一度約せしもの、かばかりの事に解約すべけんや。さりとて強ゆるも本意ならず、よし一案こそあれ、自ら死なば其の時來りて之れを取れよ、後日の證として證書を認めて、金右衛門に渡し別れを告げて去りたり。後金右衛門重忠に罹り危篤なり、我子鞆負を枕もとに呼び、當時の始末を語りて證書を渡し、我死なば到り受けよと言ひ終りて遂に死せり。間もなく河合又衛門又病に罹りて死せり。後渡邊鞆負父の遺言により證書を持參して、河合の家に入り、又衛門の子又五郎に向ひて之を云ふ。又五郎之を拒む能はず、詮方なくして家實正宗の一刀を鞆負に渡したり。其後河合又五郎は家實を人手に渡したるを悔い、友人は又五郎の臍甲斐なきを罵る、又五郎鬱々として樂まず、如何にもして取り返し度ものと思ひ居たり。數年の後渡邊鞆負の子數馬、父に向ひ、又五郎は家實を人手に渡したるを悔ひて樂まず沈み居れりと聞く、日頃取り戻さんと、工夫怠りなき由も聞き及びたり。斯く計りの古刀一本のため、如何なることぞか出来せん、又人の惜むものを藏めて得意とするは武士の本志ならず、潔よく返却せられよと云ふ。鞆負も尤なりと承け、直に携へて又五郎の宅に到る。又五郎は憤懣溢れたる機に當り鞆負平然として語り、嘗て受けたるこの古刀切れ味の程も確かならねば、今日潔よく返却すべしと云ひさま一刀を差し出す、又五郎其語に甚しく怒り、我家の家實を云爲すると云ひさま、聞くが早いか、直ちに一刀を引き抜き、然らば試みんとて鞆負を見かけて、一刀見事に切り付けたれば、何かは以て堪へらるべき、其場に打ち伏し、消え亡せたり。鞆負の亡命を見るや、又五郎飄然家を出で、跡を隠したり。鞆負の家にては子の數馬、父の歸りを待てども、夜更け歸らず、怪みて又五郎の宅を訪へば、計らざりき、父は血しほに浸りて絶息せり。之れ必ず又五郎の所爲なりと察し、取りて返し、其々の手配りして又五郎の母を牛捕り、猶其の後を詮索し

て、又五郎を得んと努めたり。又五郎は逃れ走りて伯父櫻井甚右衛門に頼る、甚右衛門の子甚助共に郡山藩に仕へて、劔道の指南たり。乞を諾し、之を庇護せんことを誓ふ、數馬は又藩主池田侯に仇又五郎を討たんことを願ふ、許されたれば自らの姉婿たる荒木又右衛門をたより事の始終を告げて助勢を乞ふ。荒木又右衛門は、本伊賀の農夫なるが、臂力強く劔道非凡の達人にて、出て、柳生氏に仕へ、劔道指南の重臣たり。數馬の乞ふを快く諾して之を助く。双方互に警戒怠らざりしも其の内情審ならず。然るに河合又五郎は逆も逃るゝの途なければ、味方の面々評議の末、先づ又五郎を九州相良藩に送り托するに如かず。相良藩は四方山を以て圍み、溪深く殆んど無人の離れ嶋全然にして、屈強の匿れ所ならんと、議直に纏り、藩主相良頼寛公に願ふ、承諾を得て愈々九州相良に落ち行く事に定め、櫻井父子主従十數人と共に相良に向け發足せり。事の秘密は間者の口より直様荒木又右衛門一統に傳りたれば、事油断ならずとなし、直に用意を調べて追つかかりたり。其れども知らぬ櫻井一行と不圖出會したるも、又右衛門殊更に平氣を装ひ、數馬の死亡を告げて、敵討ちなどの事なきをいふ。櫻井父子之を信するも、尙心許さずありしが、其れども委細をもの語らず過ぎ去りたり。愈々又五郎を伴ひ已に數馬の付けねらふ事もなきものと思ひ、相良に落ち行かば、何時かは都の空も望まんやと、共に奈良より伊勢と名所を廻り、伊賀に越へ城下に着きたり、寸時の油断なく後を付けねらふ數馬の一行早くも其れと探知し、用意万端怠りなく、時の來るを待ち、愈々時刻と間者の注意に身を堅めたり。其れとは露知らぬ又五郎等一行は未明に出立し、伊賀の城下は上野町馬苦勞丁鍵屋ヶ辻に來るとき、渡邊數馬一行の討ち手に罹り、不意を討たれし河合の一行、見事に敗戦し、又五郎の一行、一人残りなく皆茲に討死せり。時は、明正天皇の御宇徳川三代將軍家光公の時にし

て寛永十一年十一月七日なりといふ。

第四節 學者偉人孝子義僕成功家

人吉町

- 一、相良長頼 本郡に於ける相良氏第一代の祖なり、勇敢にして智略あり、戦功によりて封を受くるや肥沃の地と漁塩の便とに就かず、乃僻遠不便の地を撰みたるは蓋其の父終焉の地を撰みたるに外ならざるべし、其の仁考勇武の徳深く君臣の間に浸潤し最爾たる小藩を以て大國の間に介立せるにも拘はらず、戦亂數百年を経て祖業を失墜せざるは良とに以へあるかな。
- 二、相良爲續 相良氏十二代の主にして、和歌に巧なり。其の作にして人口に膾炙するもの多し。殊に新撰菟玖波集に入撰せられたるものあるが如き其の技の妙なるを證すべきか。
- 三、相良義陽 相良氏十八代の主にして、天文十三年に生れ、弘治元年八月立つ。當時恰も戦國の時代にして、相良氏の勢大に振ひ、八代、葦北の二郡を併有し、更に東西に向て發展しつゝあるの時なりき。然るに薩の島津

義久威を九州に振はんごして、漸々北進し來り、天正九年義弘の水俣城を攻むるに及び、之を支ふること能はず、遂に和を講ず、此に於て義久大舉して大友宗麟を討たんごし、先づ義陽公を先鋒ごして、阿蘇氏の梟將甲斐宗運を討たしむ、是所謂響野原の戦争なり。時に義陽公八代城にあり、本家の將來を慮り、自ら戦敗を妙見社に祈りて響野原に戦死す、年三十八。

(資料 求麻外吏拔萃)

義久使を遣して曰く、孤、師を出し以て大友宗麟を討たんと欲す、而して阿蘇氏の梟將甲斐宗運三船城に在り、彼若し我中路を要せば、志を得易からざるなり、孤、將に足下を煩はさんとす、足下幸に先鋒となり而して宗運を撃ち、孤、自ら大兵に將として後繼となれば、則大友氏を滅す易易たるのみと、公、之を許す、是より先連慶公宗運の父親宣と好を結ぶ、公亦嘗て宗運と誓書を交へ、以て先君の好を修む、故に公自ら謂へらく、義久に逆けば則ち和を敗り、宗運を撃たば則ち累世の誓に背く、和を敗るは不祥なり、誓に背かば神必ず之を罰殛せん、進退維谷まる、如かす師を出し、宗運と一戦して、罪を先君に地下に請ひ、以て子孫をして長久ならしめんにはと、即ち宗運の誓書を取りて、之を焚き、自ら祝辭を作り、巫、尾形維勝をして死を白木社に祈らしむ、維勝猶豫す、義久又使を遣して、兵を促す、公、球磨、葦北の兵を徵するに暇なく、特に八代の兵八百を従ふ、葦北の兵期せずして來るもの僅かに數人、東左京進

前峰となり、屬兵五百八十、十二月朔、公自ら兵に將として出て白木社に首途す。(中略)  
 堅志田主將、西村金吾使を馳せて、宗運に告げて曰く、相良義陽、今島津義久の先鋒となりて來る、請速かに之か備をなせと、是より先き事既に三船に聞ゆ。宗運信せずして曰く、誓書藏して府にあり、匠作登に遽に之に背かんや、是れ必ず民間の訛言、否らざれば薩人の間諜のみと、金吾の使至るに及び、宗運大に驚いて曰く、果して然るか、島津氏の未だ肥、筑、豊を蠶食せざるもの、獨り相良氏の力なり、而して今相良氏既に島津氏に降る、則我の滅亡日無けん、即ち公の誓書を取りて、人をして諸を阿蘇山の神池に沈めしむ。(中略)

二日曉、左京進、堅志田城を攻めて之を抜き、主將西村金吾を斬る、勢に乘し、轉して甲佐城を攻め、又之を抜き、主將矢部一能を斬る、斬首前後百七十有奇、守將及び隊將の首九級を公の營に獻す、兵を油坂に移して、阿蘇氏の援道を絶つ。(中略)

公團扇を乗り、胡床に坐して動かさず、野本太郎左衛門刀を揮つて之に就く、公刀を抜かずして元を授く、時に年三十八、太郎左衛門斬りて之を悔ゆ、敢て元を取らず唯其佩刀を取りて以て他日の證となす、緒方喜藏公の元を獲、宗運退て星窪に陣す、宗傳父子退て糸石山に陣す、喜藏公の元を提けて、宗運の營に抵る、宗運之を驗し、流涕して曰く、匠作既に死す、我が家の滅亡三年を出でずと、乃ち公の元を響野原に還す、士卒一人身を脱し敗を左京進に告ぐ、左京進大に駭き急馳して響野原に至れば、死屍相枕籍す、左京進公の屍に伏して泣く。(中略)  
 義久敗を聞き、八代を取らんと欲し、竊に八代の士を誘ふ、八代の士皆之に従ふ、獨東山城守入道以伯肯せず、義久阿蘇谷將監、肝付玄蕃をして、村山氏の黨に啖はしむしに利を以てす、村山氏遂に以白を殺して、薩兵を導く、是に於て伊集院忠棟八代を成る、鎌田左京花山を成る、

喜入豊前水俣を成る、薩人揚言すらく、義弘將に八代を治めんとし、弟歳久將に求麻を治めんとすと、國境騷然たり、世子龜千代年甫りて十歳、宗方休矣之を輔佐し、談笑自如たり。一日、二人諸老臣と謀りて曰く、早く薩公に請ひ、公子を以て質と爲し、而して世子を立て嗣となさざれば、則家の存亡未だ知るべからざるなりと。時に公子長壽九年八歳、藤千代年四歳、國を井口八幡社に探る、長壽丸吉、是に於て世子を改とて、四郎太郎と稱し、長壽丸を改めて四郎次郎と稱し、使を遣して、之を薩に乞ふ。義久喜んて之を許し、衣冠を世子に贈り、以て首服を加へ、祖先の偏諱を授け、名つけて忠房と曰ふ、人心始めて定まる。

四、丸目徹齋 丸目徹氏の祖にして、劍道の達人なり。義陽公時代に於て、武術に秀てたるもの多し。就中、氏の如きは練磨修養一派をなしたる人なり。眞劍にして全國を修業し、之に敵するものなかりしといふ。以て其の技に長けたることを知るべし。

五、深水宗方 深水三河守長智剃髮して宗方と云ふ。天文より天正に至る主家數代に歴仕し、殊に幼主立高公、補佐の任に當り、戰國騷亂の時能く主家の社稷を全うしたるの績、相良氏柱石の臣たるを失はず。豊公の島津を征するや其の忠を賞して津奈木水俣八百町を與へ手づから朱章を給ふ智勇

材幹共に備はり、又歌道に巧なり、天正十八年卒す、年五十九。

四〇

資料 一、太閤に上りし國歌

草も木も靡きたかふ五月雨の

天の恵は高麗百濟まで

うつせみの羽よりもうすき身をもちて

筑紫よしとは如何いふへき

二、川村大字深水字前田に宗方の第宅の跡ありといふ

六、犬童休矣 犬童美作守頼安剃髮して入道休矣と稱す、相良清兵衛の父にして、瀬野原合戦の時より、功を樹て重く用ひらる。主家數代に仕へ、宗方と共に幼主輔佐の任に當り、社稷を全うしたるの績少からず。尙、晩年主君高麗出陣中、留守居し、封内をして事なからしめたるの功亦多し。文祿十一年卒、年八十五。

資料 一、元龜年中、頼安水俣城を守る、薩將新納武藏守忠元之れを圍み、數月に亘るも抜けず

軍中歌詠の戲謔あり、人以て衣川の戲賦に比す。

二十一日明くる比敵營、扇を揚げて箭を城中に射る。頼安取つて之を見れば箭に忠元の賦する所の連詞發句を刻む。

秋風に水俣落る木葉哉

頼安立どころに、脇何を賦し其箭に刻み以て射反す。

寄手は沈む月の浦波

七、相良長每 相良義陽の第二子なり、天正二年五月生る幼にして薩に質たり、十二歳歸りて主となる、長して將帥の量あり。能く衆を統馭す、高麗陣、關が原役、大阪陣等に出で、大に功を樹つ、殊に文祿の役、清正と共に深く咸鏡の奥に踏み入り、艱苦缺乏に堪へ、安邊の孤城を死守して、數万の敵兵を撃退したる時の如き、清正深く歎賞して曰く、「吾、足下を以て死せりこなす、意はざりき再ひ足下の面を見んこは、嗚呼相良氏は故家なり、其律儀誠に尙ふべし、」と、特に太閤よりは、勳狀を賜りて褒賞せられたる如き、公の武勇を發揮せるものといふべし、寛永十三年六月薨す、年六十三。

八、佐牟田城之介 長堅と號す、人となり木強にして膽略あり、常に山野に獵し、餘間あれば、書を讀み、屢、薩隅の間に潜行し、其の形勢を察し撃ち

て薩摩を取らんご欲す、島津義弘、其の名を聞き、得て以て臣ごなさんご欲し、其の臣、飯野萬右衛門をして説かしむ、長堅其の意を察し、萬右衛門に謂て曰く、余足下ご多年の知己なり、故に今足下を煩さんご欲す、足下辭なきや、萬右衛門曰く諾、長堅曰く足下主人の首を斬りて來れ、萬右衛門答ふる能はずして退き具さに之れを義弘に告ぐ、義弘曰く眞に城之介の語なり、我一たび之れを見んご欲す、乃ち萬右衛門をして之れを招かしむ、長堅至る、萬右衛門告ぐるに義弘の意を以てす、長堅、義弘の館に入る、義弘喜んで之れを引見し手つから佩刀を賜ふ、長堅拜受して復坐し、其の腰間に搜める火石一塊を得、之れを義弘に獻して退く、義弘之れを稱し、無雙の奇男子なり、此の男子在り未た求麻を取るへからず、左右頸赧す、義弘長堅を忌み、長堅の出獵を聞き、銃手を大隅の深仁田に伏せ之れを狙撃す。長堅其の鉛に中て死す、實に天正六年十二月二十四日なり。

九、相良清兵衛 長每公、頼寛公に歴任し、高麗陣、關が原役等に於て軍功を樹て、築城の術に巧にして、人吉城の外郭を修む、牧民の事亦大に見るべ

きものあり。後世の範ごなりしもの少なからず。惜哉晩年權を專にして津輕に流さる。

十、林藤左衛門 林政市氏の祖にして、寛文四年二月始めて、球磨川開鑿の企をなし、年餘の日月を費し、苦辛慘憺の後、遂に八代に達す。是れより球磨川の舟運開け、唯一の交通機關として汽車開通の日に至る、二百四十餘年、氏の功績の大なる、實に本郡の大恩人ごいふべし。

十一、田代善右衛門 田代桂一郎氏四代の祖にして、相良家の家老職たり。殖産興業の事に力を竭し、蘊蓄先見共に尠からず。本郡並木の植栽、山林の經營、椎茸養殖の如きは、一つに氏の設計によるものなり。然し當時愚民の蜂起に會し、一頓挫を來せしご雖も、今日本郡の林産に富む所以のもの、興りて力ありごいふべきなり。

十二、田代自養 善右衛門氏の子、父に繼で家老職たり、槍術の奥儀を極め、道場を開く、夙に佐藤一齋の門に學び、漢學の造詣淺からず。命を受けて相良氏の歴史を撰す、名つけて求麻外史ごいふ。



- 三、東白髮 東九郎次の祖父なり、夙に學を細井平洲の門に受く、其の學成りて郷に歸る。當主長寛公命して藩學を創立し子弟を教育せしむ、名つけて習教館といふ、本藩學校創立の鼻祖なり。當時常識養成の教材として教札の制を採りし如きは、今日より見るも、卓識ある教法といはざるへからず。
- 四、松本了一郎 松本一氏の父にして、夙に西洋兵術を學び、殊に砲術に巧みなること、全國に於て其の名を知られたる位なり。中村友輔氏と共に西洋流の兵術を本藩に布き、樂隊を交へて訓練をなす、然れども守舊派と相容れず、遂に所謂家中騷動を惹起し、守舊派の刃に斃れたるは惜むべし。
- 五、那須拙速 那須克巳氏の祖父にして相良氏の家老職たり、山鹿流軍學の奧儀を極め劍術の師範方となり、上原町に道場を開き、藩士の武術を訓練す、明治丁丑の役には人吉隊を率ゐて薩軍に加はる。
- 六、澀谷巴山 澀谷禮氏の父にして、荻野流砲術の奧儀を極め、麓町に道場を開き、藩士に傳習す、又畫に巧なり。
- 七、佐竹文敬 佐竹節三氏の祖父にして、江戸の人本藩に聘せられて醫を業

とす。夙に蘭學を學び、寫眞、彫刻、音曲等に巧なり、殊に書は米菴の高弟にして、梅寵と號し、其揮毫になるもの甚多し。

- 六、菊池淡水 菊池武彦氏の祖父にして、天保十三年、人吉城下に生る。夙に英學に志し、學制頒布の當時、學區取締に擧げられ、郡内小學校の創設に盡力し、球磨郡書記となりて、學務を擔任し、教育會長となりて、郡内教育の普及發展に努め、郡會議員となりて、郡制の施行に盡力し、縣會議員となりて、縣政に參典し、副議長に擧げらる。明治四十五年六月逝去せらる、行年七十有一。

一 武村

- 一、澁谷 禮 弘化三年、人吉城下に生る。幼にして藩學習教館に學び、後田代自養齋に就き、鎗術を修め、慶應三年藩命により、鹿兒島藩士中原尙介に就き、西洋兵法及英式砲術を極む。豫て南畫の嗜あり。明治五年一武村に移住して歸農す。其後區會議員、村會議員、郡會議員、縣會議員たりしこと屢次、遂に國會議員となりて、國政に參與す。又畜産林業に、銀行

監査に、鐵道布設の件に幹旋盡力到らざるなかりき。時に閑日を得れば、山林に殖栽し田畑に耕耘し、又青壯年を集めて夜學に勉め、自樂む。明治四十五年 月長逝せらる、行年六十七。

## 岡原村

一、恒松甚六 天保十四年二月十六日、本村字齋堂に生る、資性温厚にして、慈愛に富み、己を持する峻嚴なるも、人を待つに寛量あり。常に農事に精勵し、儉素を旨として、家産を治む。氏を知るもの、齊く嘆賞景慕する所なり。明治四十一年六月二十六日、不歸の客となる。享年六十六歳、今其の行跡としては、

- 一、住宅の整頓
- 二、田畑の耕耘
- 三、手製の肥料時間經濟
- 四、儉約を守りしこと
- 五、慈仁深かりしこと

等に於て模範とすべき實例多し。

## 久米村

一、深水潜藏 深水平五郎氏の父なり。人となり謹厚沈毅、學を好む。二十歳にして、藩命を受けて江戸に到り、漢學を修め、劍道を學ぶ。後藩學典籍となり、二十四歳拔てられて民事方となる。西南役後、本村に隱退して酒造を業とし、傍ら青年を集めて、漢學及劍道を教ふ。又公共事業に力を盡す。久米、多良木間の槻木往還を改修したる如きは、其の一なり。明治四十二年六月年六十五を以て病歿す。

二、豐永孫七 天保八年四月、肥後國八代郡種山村に生る。文久二年大に奮發する所あり、久米村に來り、字思川に居住す。天資慧敏、堅忍にして理財に長す。其家業に勉むるや、家運隆々として進み、今や家資十萬を數ふるに至る。

氏は名譽職に擧げらるゝこと數次、又公共事業に致す所多く、曾て久米、湯前、多良木三校に各一千圓宛を寄附したる外、寺院及公設團體に寄附せ

しこ頗多し。大正三年病歿す、年七十八歳。

### 湯前村

一、的場自休 的場氏の祖なり。天正十二年島津義久家久を將として、龍造寺隆信を討つ、自休相良氏の兵に將として之に従ひ、森嶽に戦ひて大に功あり、家久兵を引て八代に還り、諸將士を犒ふ。

薩將、席上に於て自休の戦功を稱す、自休卜人の誣言に托して尺寸の功なきを言ふ。一座其雅量に感ず。自休性木強、武を練り、餘力あれば書を讀む、然れども詞章歌舞を好まず、聯詞流行を譏りて曰く、

連歌師の耳なき潰せ郭公

當時、豊後より京妓を八代に送る、士大夫の間盛んに之を喜び觀る、自休甚喜はず。一日其の座に出で、妓女を拉し、女樂の可憐を慨し、其の頰を噬み、出血せしめ妓を弄ぶの醜を止めしむ。

二、菊池武義 菊池七郎左衛門則孝の長男にして、文政十一年九月生る。夙に槍術に志し、藩の師範方田代自養より免許皆傳を受く。維新の際より公

共事業に盡力し、明治初年より十年に至るまで、私立病院を設置せり。後多良木、湯前、岩野等の戸長又は村長に擧げらるゝこゝ屢次にして、明治二十五年湯前村長の時に至り。滿期退職せり。始めて縣會の開設せらるゝや縣會議員となり縣政に盡すこゝろ尠ならず、明治三十二年九月十九日病歿す。

### 水上村

一、尾方文平 氏は水上村大字湯山字覺井の人にして、夙に當地の山間にし、田地少なきを慨し、山野の開墾を企て、率先此の業に従事し、村民を獎勵せし結果、本村三大字中水田の面積第一に位するに至れり、これ一に氏の賜なりと謂つべし。故に藩公これを奇特とし、氏を擧げて士籍に列せしむ。舊藩無事の時代に於て、百姓の身を以て、拔擢士籍に列せらるゝものは、誠に異數なる上、更に開墾の費用として藩公より借用せし多額の金子をも、又其の賞與として下賜せられたりこぞ。其の他氏は總ての公益事業に對し、家産を擲てこれに當り爲に家族一同飢餓に迫りしこゝ屢々なり

きこ。又氏は自費を以て碩學の僧を聘し、一民家を買取りて、これに村内の子弟を收容教育せしめし等、實に氏は公益あるを知りて、私利あるを知らざる底の人なりき。明治八年死去年四十九。

深田村

一、孝子常藏一家 本村豊永重在氏の祖先に、其の筋より表彰せられたる孝子あり。其の表彰狀の寫左の如し。

(資料)

役所

覺

一、鳥目壹貫文宛

須惠村百姓

市右衛門  
女房

一、同 五貫文相合

悴

常藏

女房  
富藏  
女房

右市右衛門退々老年に罷成候處同人妻並悴常藏夫婦富藏夫婦のもの共兼々孝養を盡し候段相聞所役人並惣組頭同組近隣の者召呼相糺候處右の者共行狀左之通

一、市右衛門毎朝未起内掃除を致し置起候得ば早速懇に安否を尋戸口に踏物を直し手水を汲相與へ朝茶を煎し相勤め髪を梳付吳兼々月代をも三日置には無油斷そり與へ給物も成丈望を叶へ相與へ且又夏分は團扇を取り折角涼しき様にいたし冬向は薪を用意いたし煖に有之候様火を焚入湯の節など別而氣を付衣類を脱き着せいたし且家内農業其の外共罷出る時分は何方に参り候旨銘々相斷歸り候節も又相斷り夜分は臥り候節夜具を着せ懇々挨拶いたし市右衛門時時何事によらず村方に罷出節は衣類は勿論煙管烟草入に至る迄氣を付見苦敷なき様に致し丁寧に介抱を盡し候事

一、家内中兼々村方の付合萬事に行届き朋輩の交り睦敷農業向に心掛け強く何れも全出精諸上納物諸人に勝れ不怠皆納いたし諸公役等實体に相勤家内元來和順にして致渡世候事

一、右市右衛門儀も元養子に候處姑女中風氣にて六ヶ年相煩罷在候得共暑さ寒さに随ひ大切に孝養を盡し十ヶ年以前に八十歳にて相果候由近隣の者兼々感心罷在候事

右の通孝行者の段相聞及言上候處神妙の至被思召上依而爲御褒美書面の通被下置候間召呼可被申渡候然而以後猶又相勵候様申聞せ可被置候

弘化四未

十二月

五二

須惠村 役所  
須惠村 役人

右支配下之内百姓市右衛門女房並に悴常藏夫婦富藏夫婦孝行者の段此節相顯れ兼々申教行届候故の儀より一段の事猶又氣を付候様褒詞の段可被申渡候

十二月

須惠村百姓市右衛門 役所  
惣組頭 五人組

右市右衛門女房並悴常藏夫婦富藏夫婦孝行者の段此節相顯れ兼々申合行届候故の儀より一段の事猶又以後氣を付候様褒詞の段可被申渡候

十二月

須惠村百姓 役所  
市右衛門

右之者前方奇特筋有之被賞被下候爲御禮米三斗宛五ヶ年の内献上の儀願出候志神妙の至に付相

應褒詞申達米は御藏許に相計り候様可被申達候

嘉永元申

九月

役所

悴代迄二世苗字被下候

須惠村百姓

市右衛門

右者前方孝行奇特筋有之父子共被賞被下候爲御禮五ヶ年の内米參斗宛相納度願出三ヶ年分は御取納有之當年分來年分此節相納度外に此節米壹石五斗献上の儀願出候志神妙の至に付願の通り米者御取納被下爲御褒美書面之通被下置候間招呼可被申渡候

亥

十二月

附記

須惠村とあるは當時庄屋區は須惠村部内の由なりき

悴常藏は明治三十七年一月九日死亡行年九十一歳

全妻明治八年舊正月十五日死六十七歳

富藏明治十七年舊七月十六日死六十八歳

全妻明治二十九年舊六月四日死六十九歳

父市右衛門は慶應元年舊十月二十四日死八十四歳

五三

母全女房万延元年閏三月七日死六十八歳

木上村

一、平川義高 相良長頼の本郡に来るや、木枝の城主平川右衛門義高、人ご爲り驍勇、兵衆きを聞て之を招く、義高等矢瀬主馬佑を誘殺せりこ傳ふ。

(資料)

一、相良三郎長頼公球磨御下向以前に於て、永吉(人吉)の莊矢瀬氏領分須惠の莊(現今の木上川村、山田の一部西村、一武、免田、深田、須惠)は平川氏領分、平川氏領分以東を久米の莊といふ。平川氏現今の木上村岩城を居城とせり。

二、平川氏系圖にいふ平川義高は、良峯大納言安世二十八代の末葉、平川三郎師康の苗裔なり、但<sup>皇</sup>後冷泉の御宇康平六癸卯年祖先師澄の代肥後求麻永吉の莊を賜り、下向すといふ。三、平川右衛門義高 木上村荒田大王社は全氏の靈を祭る、平川右衛門義高に男子四人女子一人あり。

嫡子、平川太郎盛高 深田の地頭 深田若宮東の大王是也。

二男、平川次郎藤高 山田の地頭 山田里の大王是也。

三男、平川三郎師高 木上平川大王是也、兄盛高の讓を受けて、深田を領す、此大王は、其前高野原に在り、折節野火に罹るを以て、元龜二辛未年今の平川村に移すと。

四男、平川四郎高實 多良木横瀬の地頭 此處の大王則ち高實の靈社とす、女子是は須惠の

地頭高田藤混の妻なり。

四、平川右衛門尉義高は川邊川より上を領して大身なり、又云ふ川北東を領すと、又山田には平川次郎藤高居住す、依て山田より上を領すか。

五、建久九年、相良三郎長頼公始めて、求麻に御下向の時、矢瀬氏御追討の折、川北東を領する大身の義高を頼みて然るべし、と言上せし人ありと、依て山田より上を領したる人か。

六、或傳曰右の平川右衛門義高、其先常郡川北地頭職木枝(木上)岩城の城主なり、蓮佛公矢瀬主馬佑御追討の以後更に御入魂不淺候處、差たる事なきに鬱憤を含み、叛逆を企、急度人吉に軍勢を差向の由、相聞え候。然れども此方より腰を以て御手を被入候得共、義高曾て承引無之故不及是非、既に軍勢催しに相極り候處に義高其身は木枝に有乍ら、先陣の諸勢は血敷原迄被差向、又少々は養毛川(川邊川)を越へ相支候、此方軍勢は急き城下を立ちて、梁瀬路に懸り、上の原より相渡せば、木枝方雲霞の勢旗を麾して相見候程、近く成りしかば、互に鬨を合せ、途中の野原の真中にて一戦なす、然れども味方大勢にて笠に懸り候故、敵軍敗れ野原の坂にて手負を集め、悉く逃れ下るを岩城近く迄追討仕候、此の時より此の坂を居去坂と申候。夫より味方返して返し北の山際切通しの影に立隠れ、暫時息を休め、夫より敵城に押寄せ、大手を打破り亂入候得ば、大將を始め軍兵一人も不殘生きたるものなし、夫より味方勝鬨を取行ひ、城に火を懸け、近傍の在家迄、悉く焼拂夫れより歸陣しけるなり。

又傳曰、相良三郎長頼の球磨に下向して、人吉城に入らんとするや、矢瀬主馬佑なる者城によりて、之れに當り、城兵強盛にして抜くこと能はず、依りて長頼は平川義高に依囑して、長主馬佑を亡し、以後義高を恩人として厚く遇することとせり。然るに年月を経るにつれ、長

頼の勢力漸く強きを加ふるに及び、義高に對して禮を失すること度々ありしにより、義高遂に兵を擧ぐるに至れり。

二、久保田大藏 木上の地頭なり、永祿二年瀬野原合戦の軍功により、永田五町三反を拜領す、時に大藏氏功を士卒に歸し、更ふるに一武領大平山を以てせんことを請ふ、蓋本村領林地少なきを以てならん。此に於て其意を諒せられ、大平山は木上士卒に永田は久保田氏に賞せらるること云ふ。

#### 川 村

一、高田苗清 高田富治氏の父にして、天保十三年十月二十日を以て生る。人となり磊落にして恪勤、舊人吉藩右筆となり、其の後藩政改革係となり、維新後縣屬となり、區長となり、明治十二年球磨郡書記に任せらる。辭任後、幸野百太郎溝擔任、縣會議員、戸長、村長、縣農會議員、農業諮問會員、害虫驅除豫防委員、共進會審査委員等に任命せられ、公共事業に盡力斡旋したり。明治四十年六十九歳にて逝く。

#### 五 木 村

一、黒木松次郎 本村字平野出身にして、力士なり。寛政の頃の人にして、軀幹長大、臂力衆に勝ぐれ、江戸相撲に加はり、遂に昇進して大關の榮位を得たりと云ふ。

#### 大 村

一、高橋政重 高橋敬止氏の祖にして、凡そ二百餘年前の人なり。元祿十年時の人吉藩主相良頼喬公(第二十二世)の命を受け、幸野堰を開鑿し、湯前、久米、多良木、岡原、黒肥地の各村に亘りて、水田灌漑の便を與へたり。堰は一度大洪水に遇ひ、崩潰の災を見たるも、二十三世相良頼福公の寶永二年、再び工を起し、幾多の辛慘を重ねて、遂に大成せり、實に本郡上球磨地方に於て今日の米産を見るに至りしは、全く氏の餘惠なりと謂ふべし。

二、豊永信行 豊永孚氏の父にして、文政七年三月を以て生る。人となり敏捷洒落にして、意志強し。弱冠にして、舊人吉藩右筆となり、維新後人吉藩少屬八代、白川縣史生となる。退官後地租改正鑑定人、縣會議員等に選舉せられ、十三年大村戸長となる。辭職後麻苧製法の改良、米質改良、殖

林事業等に盡瘁し、其間共進會品評會審査委員、農業諮問會員等に任命せられ、老齡尙公共事業に斡旋盡力せり。明治三十三年七十七才にて逝く、大正元年大村部分林所有者相謀り、頌徳記念碑を鬼塚原頭に建立せり。

三、孝子字吉 本村字鬼木上道芳藏氏の祖なり、親に仕へて至孝なりしかば時の藩主其の行を賞し、永代宅地上納を免租せられしこ。

#### 中原村

一、瓜生市兵衛 本村大字原田の人、初めは家貧し、曲物職を業とし、傍意を農事に注ぎ、熱心精勵大に成す所有り、當時郡内麻苧を製するには石櫃を用ふる法にして、製品粗悪なるに因て、市兵衛之を改良せんを欲し、凝思研究三年を経て、遂に石櫃に換ふるに木桶を以てするの法を發明し、始て麻苧の良品を製し、以て其の法を居村に傳へ、延て郡内一般に及べり。又其居村字爪生田、四浦村字平川、林村字大坪新村等に堰を築き、溝渠を通じて、水田數十町歩を開墾し、且つ石風呂を創製する等、實益を土地に遺すこと少なからず。寶曆三年六月二日卒す行年九十三。

其後十三回忌に當り、村民石碑を建て其の徳を稱せり。尙明治十六年十一月九州沖繩聯合共進會に遭遇し、市兵衛麻苧改良の功績顯れ、官府より金貳拾圓を賜ひ、其の功績を追賞せらる。

#### 神瀨村

一、川内藤七、多武國平の二氏は柑橘園を栽培し神瀨密柑の元祖とす。

#### 第五節 名所舊蹟

一、鶴翼橋 人吉町を貫流する球磨川に架せる橋梁にして、大橋六十四間、小俣四十六間は兩翼に當り、中川原公園其の體となり、孤鶴翼を張るが如し。依て鶴翼橋の名あり。春花秋月納涼觀雪の景共に適せざるなく、旅客の初めて來るもの足を止めざるなし。

二、釜の奥戸 藍田村の内鳩胸川の貫流する大字七池赤池にあり。河底悉く岩石にして、其の水面に現はるもの、奇態怪出或は竈の形を成す。是れ多年の水蝕作用により、此の奇工を呈せしものか。人吉を距る南一里。

三、御藥園 藍田村大字七地にあり。庭園、泉石の雅趣に富み、春花秋葉の



觀賞すべきもの今尙僅かに存す。薩摩瀬の邸と共に舊藩主の別荘地なり。

#### 四、城 趾

一、人吉城、建久九年十二月、相良長頼、球磨郡人吉城に移る。長頼郡境に入り、初めに万江氏を得て嚮導となす。本郡、原、池大納言平頼盛の采邑なり。長頼至るに及びて、頼盛の置く所の矢瀬氏城を閉ち、固く拒む。諭し下せども聞かず、長頼退いて村山に次す、税所氏來り歸し長頼に見えて平川氏を招き、共に矢瀬氏を無熱川上に誘殺し、悉く其の黨を戮す。是に於て公城に入ることを得たり。是より累代相良氏の居城たり。現今の城壁は慶長年中相良清兵衛の築造にかゝる。

二、湯山城、水上村大字湯山字高城山に在り。平頼盛の臣湯山左京亮平宗豊の居城なり。宗豊は湯山の地頭として治績あり。又神社佛閣等多くは其の建立に係れり。其の子佐渡守宗昌に至り、相良家の爲に滅され、其の跡遂に絶ゆ。

三、高山城、深田村に在り、周圍二十町、高さ五十間にして、文治建久の頃

(今より凡七百年前)深田地頭平河太郎盛高の築きし城にして、當今は森林となり、松樹繁茂せり。其の跡に古井戸あり。明治十一年の頃までは、紀州熊野神社同體の神祠ありしか、今は小石碑の存するのみ、山麓に溜池三つあり。

四、岩城、木上村に在り、平川右衛門義高の居城にして、現今は只畑地となり。

其の他上村龜城、全村永里城、免田村平城、多良木村里城、湯前村古城、同村下城、黒肥地村鍋城、深田村平城、全村城、山田村城等の城跡あれども、何時代の築城なるか、何人の居城なりしかを詳にせず。

五、古墳、郡中に古墳と思はる、數個の地あり。其の重なるものを擧ぐれば、一、龜塚、西村内門、縣道の南方に龜塚と稱する塚三つあり、各周圍三百八十尺、高さ凡二十尺程にして、皆龜狀をなして、北に向ひ、三角形の各頂點のヶ所に當る如く配置す、これにつき何等記録の存するなきも古老の言に依れば、明治の初めまで何人かこの塚の二本の拜み松に注連繩

を張りて祭りしと、且つ村民は旱天の際この塚に雨乞ひの祈禱をなし、効驗著しかりしと、其の際は神主は塚上に水を撒きて祈禱をなし村民は大鼓躍をなし三週したりと。

近時附近の開墾せらるゝに當り、土中より三尺平方位の切り石の石疊を掘り出し、或は刀劍類を發掘し、甕の缺を見出したることありと、されは何かの縁ある塚ならんも、今は更に知る由もなし、目下西安藏氏の有となるこの邊龜塚字なり。

二、石室 西村京峯球磨川の邊に、高さ凡六十尺の斷岩絶壁あり、其の絶壁中地面に接し、縦四尺、巾三尺の入口を設け、中に十尺立方程に岩を掘り、貫き石室を作りあり。これ古代の遺物ならん、入口の側面に文字様彫り付けあるも、磨滅してよく認むる能はず。

三、鬼岩屋 免田村久鹿區内字萩原面積一反二畝十二歩の村有原野中あり、周圍は皆田地にして、北方百間内外の所に一小流あり、大なる自然石を疊みて高く築造し、入口は南面し、大石を立て、その上部には大石

を覆ひ、恰も門の如き形状をなす。石廓は外周約四坪にして、廓内約二坪高さ約九尺あり。古昔より廓の石を掘り取れば頭痛を煩ふと云ひ傳へ、掘り取るものなし。

四、城ヶ峰 明治二十一年八月二十二日木上村岩下(方言城ヶ峰)に於て同村石工新堀甚八なるもの良石搜索のため所々試掘したるに、花瓶壺類等發掘したる由、傳聞し全村山口與在、養田養純の兩名全所に至り、尙外に何か無きやと所々搜索したるに、果して一の岩穴あるを發見せり。尤も嚴重に切組ある石蓋にて是を打明けたるに四方二尺五寸、高さ四尺位内の廣さ四疊敷位其穴中に左の通りの品々あり。

イ、人骨四人分

ロ、刀二本 一本長サ一尺五寸四分五厘  
一本長サ一尺八寸二分

ハ、懷劍 六本

ニ、矢の根如き物拾六本

ホ、劍の如きもの二本

へ、刀の小尻の如きもの一つ

ト、鉄つばの如きもの一つ

チ、馬の轡二つ

リ、土器 二つ

六、矢瀨か津留 藍田村大字間胸川畔にあり、建久の頃、平川義高、税所助三郎等相良氏を助けて矢瀨主馬佑を誘殺せし所、矢瀨か津留の名是れより起る、墓石あり。

七、瀬野原 黒肥地村に在り。古戰場として名高し。永録二年相良氏の老臣東長兄、丸目頼美と隙あり漸々増長の結果、雙方より主君を擁して事を舉げんごせしか、遂に長兄の幼主及大夫人を奉じて、赤池城に逃るゝに及び、頼美は走つて湯前城主東直政に據る。

茲に於て長兄主君を奉じて人吉城に入り、兵を遣して湯前を討ちしかど、利あらずして還る。其の後湯前勢出て、多良木を攻む、多良木城代岩崎長友急を人吉に告げ援を乞ふ。湯前勢退いて瀬野原に陣し、那須山の援兵來

るに及び、勢甚盛なりき。されど人吉勢、木上、深田、須惠、多良木勢と共に之れを攻め、遂に湯前勢を亡はし、首を斬ること直政以下三百人に及び、人吉勢の死傷亦少からず。

八、西南の役古戰場 西南の役、熊本城の重圍解けて、薩軍の御船口及八代口より人吉に屯集するや、十年五月六日、熊本なる軍團本營に於て、山縣參軍以下諸將相會し、進軍の方略を議す、諸將或曰く、「宜しく先づ進撃して各地の敵兵を破り、之を人吉に追蹙し、而して全力を舉げて包圍し之を破るに如かず。」と、山田少將一策を献じて曰く、「今や敵兵の人吉に屯集するや、山河の險隘により、形勝の勢を制し、力を養ひ威を張り、曠日瀰久以て官軍をして奔命に疲れしめ、天下の變を俟つものに似たり、若し彼をして全軍を人吉に集め、其の防禦を厚くせしめは之を攻むること甚難く、之を陥ること決して容易ならず、若かず其の備未全からざるに乗じ、急に攻めて其險要を奪ひ、我之れを占領せんには」と、參軍此の説を納る、是に於て人吉進撃の方略始めて決し、山田少將實に此の任に當れり。

五月二十六日、少將諸軍の部署を定め、人吉追撃の方略を左の如く授けたり。

- 一、佐敷道(球磨川より右翼)高島少佐之れを指揮す。
- 二、球磨川より左翼(神瀬より川島まで)山地中佐之れを指揮す。
- 三、川島より照岳まで、山地中佐之れを指揮す。
- 四、照岳より万江越を経、仰烏帽子まで堀大佐之れを指揮す。
- 五、仰烏帽子より高野まで、中村中佐之れを指揮す。
- 六、五木越道(高野頭地を経梶原まで)山川中佐之れを指揮す。
- 七、五箇庄道(久連子より尾前まで)中村中佐之れを指揮す。

照岳 天險により薩軍壘を築きて之れを守る、山田少將も共にこの方面に當る、山地中佐大槻より界目に迂回し、敵の背後を斷ち、夾撃して之れを破り、人吉に入るの策を、少將に乞ひ、共に奮戦苦闘したるの地なり。今尙堡壘の跡を存す。

人吉城及村山 六月一日、照岳を破りたる山路中佐の一隊は、万江道より

井口を経て、村山に據る、人吉城なる薩軍と球磨川を隔て、激戦す。城下川を隔て、舟場と稱する所あり。山田少將の本營を置きし地にして、水色如銀月色流、砲聲響絶夜悠々、清風一陣吹塵去、占得球磨川上秋、なる陣中の作は此の地に於て賦せられたるものなりと。

五木 頭地を根據としたる薩軍(人吉隊此の内にあり)は竹野川、宮園、梶原方面を扼して、長く官軍を遮きりしかと、照岳の破る、と共に潰え走る。松香山、瀬戸山等は同方面の激戦地なり、五月三十一日五木を破りたる官軍人吉に進まんとし、瀬戸山に至るや、薩軍之れを逆襲して、瀧川中尉以下三十五人の戦死者を出せしに、遂に敗走して、南迫に至りて、多数の溺死者を出すに至れり。

一勝地 佐敷街道より進みたる高島中佐の一隊は、この方面に於て殊に苦戦せり。茂田野の北端なる岩壁に於ては、薩軍の伏に陥り、一個中隊全滅したることあり。稱して官軍落といふ。之れより瀧の上及一本松に至り、激戦の地多し砲壘の跡を存す。

大畑 人吉城陥り賊軍大畑村に據り恢復を圖る。山田少將別働第二旅團の防禦線を球磨川の北部に定め、兩翼の聯絡を取り、日薩を壓する部署整ひ、六月十二日、一齊進撃を行ひ、遂に大畑を抜き、長驅して薩境に入る。此の戦に於ける激戦地の重なるものは、四十九膳、蛇ヶ尾、黒邊田野、田代等にして、今尙堡壘の跡を存す。

#### 第六節 神社佛閣

#### 人吉町

- 一、人吉神社 は舊城内御館址に在り。明治十年兵火漸く止み、御代大平に歸し、(明治十三年)政能く其の緒に就くに及び、郡民舊藩主相良氏七百年の舊恩に報するの主旨に基き、各戸應分の醸金を募り、神社を建て、人吉神社と稱す。爾來本郡各村に信徒總代を置き、祭祀料を集め、毎年四月大祭十一月小祭を行ふ、社殿壯麗にして、境内瀟洒、假山泉石亦其趣あり。
- 二、老神社 村社にして人吉老神町に在り。大同二年の建設にして、霧島社の分靈なり。彦火火出見命外五神を祭る。數回の改築を経て今日に至る。

三、若宮神社 人吉町字五日町に在り。祭神は菊池氏にして、貞治年間相良定頼公の建立たり、村社に列す。

#### 藍田村

- 一、岩屋熊野神社 村内東間に在り。祭神紀州牟婁郡速玉熊野神社同體にして、相良長頼公の再興にかゝる。全社の氏子は百七十戸とす、現今の建物は享保十二年三月、第十五代相良長在公再興の旨棟札に記しあり。
- 二、菅原神社 村内赤池に在り。祭神は北野天神、由緒不詳。弘長年間の鎮座とす。明治十二年五月二十日、村社に列せらる。
- 三、中島阿蘇神社 村内下田代に在り。祭神は阿蘇神社同体由緒不詳。傳に曰く永正年中相良氏長每依願林田氏某再興す。寛永十三丙子年里民神殿拜殿造替。從來公稱中島大明神、明治元年神祇省御達の趣に付、改公稱中島阿蘇神社、明治十二年八月二十二日社格村社御聞届濟に相成りしものとす。

#### 西村

- 一、西村神社 祭神は西村地主神なり。由緒不詳、從來公稱、大王社。明治

元年神祇省御達之趣に付改公稱西村神社。明治五年八月社格村社に許可、十一月十八日は例祭日なり。

二、天下神社 無格社 經峯(京峯)にあり。祭神不詳。一曰、日州高千穂神宮、一曰當國阿蘇神社同体、由緒不詳、傳曰、當社在山是古神在地號天下山、天文年間此所遷座其神跡之近邊有一塚昔時埋佛經所也。依て號經峯、明治十二年神祠存置願御聞届濟。

三、新八幡神社 無資格社にして、松里にあり。祭神不詳。傳曰、相良氏治部少輔治賴之靈也。

右の外無資格社九、西村神社に合祠して祭典を行ふ。

一 武 村

一、一武八幡神社 祭神は山城國久世郡石清水八幡神社同體なり。

免 田 村

一、岡留熊野座神社 平城の西にありて建立不明なり。

其の他字築地に熊野座神社、字永池に二宮神社、字築地に弘法大師の祠堂

あり。靈驗著しとて、舊三月二十一日の祭日には、附近各村よりの參詣人殊に多し。此の他小祠堂は各部落には必二三あるも記さず。

上 村

一、白髮神社 本村字麓にありて、祭神は鷗鷺葺不合尊、彦火火出見尊、彦五瀬尊、稻飯尊、三毛入尊、磐余彦尊を祀る。奉祀の由緒を尋ねるに、建久年中相良家連葉上村六代の祖藤原賴繼、初めて白髮谷に地を下して、勸請康正二丙子年、三河守直賴本殿經始し、爾來屢々本殿の修覆を経て今日に及べり。

其他無資格十六あり、各部落に奉祀せらる。

岡 原 村

一、岡原神社 本村大字岡本字諏訪にあり、祭神は天津彦火火出見命外二十二神を祀る。

沿革の大要 元村社大炊霧島神社は、同村大字岡本字園田鎮座にして、大同元丙戌年九月十九日、神主尾方三郎左衛門惟基、神託に隨うて當村に來

り、創立す。永萬乙酉年再興、天文十七戊午年修覆、明治五年村社加列。伊弉册命、大歳神の二神は、從來同村大字岡本字園田鎮座熊野神社と稱し、一は同字鎮座年神社と稱し、各雜神たり。明治九年教部省第三十九號達に基き、同十二年七月十一日本神社へ合併。

市杵島命は、同村大字同字小柳千四百三番地鎮座福神社と稱し、祭神不詳、葉山神社は同村大字岡本字葉山六千五百四十番地鎮座の處、明治二十二年十一月十四日本社へ合併、元村社中島霧島神宮は同村大字宮原字中島鎮座にして、大同元丙戌年創立、應永十四年丁亥年神殿修覆、永享十四壬子年中藤原晴廣本殿改造文祿五丁酉年拜殿修覆、往昔は七月七日、神体を社殿より出し奉り、神衣を更へ是を御濱出と云ひし由。

祭神中級士神は、同村大字宮原字藏前九十九番地鎮座、風神森と稱せしが、明治二十二年十一月十四日本社へ合併す。

右大炊霧島神宮及び中島霧島神宮合併移轉、並に社號改稱の件、明治四十二年十二月十七日許可、同四十三年二月十五日當所に移轉、岡原神社と改

稱す。

祭神圖象女神は、同村大字岡本字園田千八百八十六番地鎮座水神社と稱し、同須佐能男命は同村大字岡本字麓二千六百八十一番地鎮座、八坂神社と稱せしを、大正元年九月二十日付許可に基き、同年十月二十五日本社へ合併、祭神天照大御神は同村大字岡本字麓二千七百三十九番地鎮座麓大神宮と稱せしを前同本社へ合併。

祭神不詳若宮神社は、同村大字岡本字若宮千七百二十七番地鎮座の處、前同本社へ合併。

祭神菅原道眞公は一は同村大字宮原字寺の下七百四十九番地鎮座、菅原神社と稱し一は同村大字同字外園六百二十六番地鎮座、菅原神社と稱せしを、右同本社へ合併。

祭神天御中主神は同村大字宮原字馬場田五百八十四番地鎮座稻積神社と稱せしを前同本社へ合併。

祭神健甕龍命並に阿蘇津叱咩神及び國造速瓶玉神 祭神不詳、地主神社、

同豊嶽神社の五神は、同村大字宮原字片土山千九十八番地鎮座切畑神社と稱せしを、右同本社へ合併、但し地主神社豊嶽神社は、元切畑神社境内の神社たりしも、神殿を有せず、本社と同一神殿内に鎮座のものなり。祭神應神天皇は、同村大字岡本字落の下鎮座にして、八幡社と稱せしを、大正二年六月二日。許可に基き全年本社へ合併。

一、社殿建坪數

神 殿 縦三間 横三間

拜 殿 縦三間 横六間

一、境内坪數 四百坪

一、例祭日 十一月二十三日

一、氏子戸數 五百四十三戸

なり。從來當村には大炊霧島神社、並に中島霧島神社及び無資格社多數ありしを合併し、一村一社となし、以て神威の尊嚴を維持し、且つ當村内に於ける自治其他諸般の事項等悉く神社中心主義となさんことを計り、村よ

りは現今の敷地山林五反歩を寄附せり。仍て去明治四十二年六月三十日、工を起し、一戸平均七日、總日數三千五百日を要し、社殿の移轉並に境内の開拓を完成せり。

久 米 村

一、菅原神社 本村大字槻木にあり

二、熊野神社 本村大字今山にあり

三、白木神社 本村大字奥野にあり

多良木村

一、菅原神社 は高橋政重翁が苦心慘愴以て、幸野溝開鑿の工事を竣り、祈願成就を謝せんが爲め社殿を造營し、菅公を奉祀したる所なり。幸野溝の流れ綿々として、本社東側を奔り、永へに昔を語るの感あり。本社の境内梅櫻多く、馥郁として清香を放ち、社後の杉、檜、翠を罩めて、靈氣四邊を壓す。本社は多良木村の産土神社にして、毎年十月二十五日には盛大なる祭典あり。



湯前村

一、潮神社 潮山中に鎮座す、社側より潮の湧出するあり、靈地として村民の崇敬深し。

水上村

一、市房山神宮 郷社にして市房山の山腹大平谷に鎮座す、神靈は日州霧島神社と御同体にして、彦火火出見尊を奉祀す、本社は平城天皇の御宇、大同二年の草創にして、永正八年相良長每公の改造に係り、爾來久しき歲月を經、腐朽したれば、改築を要することとなり、起工後三星霜を閲して、漸く竣工。大正二年四月新殿に遷宮し奉る。境内高潔、社宇壯嚴、秀靈の氣自ら此所に集り、市房山と共に萬世搖きなき邦家の鎮護たり。祭日は十一月十五日にして、毎年春秋の彼岸、及舊三月十六日には、參詣者非常に多し。

因に記す、本社は最初久米の城主諱は市房獵して、この山に登り、一奇石あるを發見し、無上の靈地となし、此所に一小祠を建立し、霧島の神

位を安置したるものなり、其の奇石は社殿の上方凡そ三十餘間の所にあり、石佛と稱す、口碑によれば、この奇石中央より兩斷となり、一片は遠く飛びて湯前に落ち、今尙同地にありといふ。

二、一の宮神社 本社は市房山麓字神揚にあり、霧島神社の御分靈にして、天安年中の草創に係り、天文十六年正月朔日、湯山左京亮平宗豊これを再興し、延寶八年社司尾方惟澄拜殿を造營したり。

三、諏訪大明神 本社は大字岩野字鉢久保に在り、藩主相良義滋公薩州菱刈出陣の時、岩野の代官小多田の城主七兵衛尉これに隨ひ、歸陣後、薩州午山諏訪社を勸請して、建立せしものにして、天正十九年辛卯、荒川周防守秀近本殿を再興す、天和二年壬戌正月朔日、同祿貞享元年甲子相良頼喬公里民を督して、本殿並に拜殿を再興せられたり。

四、白水神社 本社は大字江代白水山にあり、神靈は阿蘇神社と同体なり、草創年月は詳ならず、大開二年に神殿造營、寛永七年本殿を改築す。

其他天滿天神(湯山)山神(湯山)一の宮權現(岩野)生龍權現(岩野)若神社

(岩野)山神(岩野)山神(江代)等の無資格社あり。

黒肥地村

一、王宮大明社 (村社)は黒肥地村字是居にあり、左の四神を合祀す。

神日本磐余彥尊

玉依姫命

健甕龍命

比咩明命

當社は大同二年丁亥十一月十八日建立し、文應二年辛酉四月九日、藤原頼氏造替せらる。(大正二年を距ること六百五十年)次に應永二十三年十一月藤原頼久公樓門建立(大正二年を距ること四百九十八年)其の後樓門に改修を加へしも其の年月詳ならず、毎年十一月十九日祭典を行ふ。

(資料)

今當社の棟木の一部を寫して、其の沿革の一端を明らかにす。

抑當社大明神尋草創起源、日向國宮崎住人士持太郎、田部忠綱云者當那久米之内養茂止云所仁

住、立廟思奉尊敬、大同二丁亥年十一月十八日、多良木村源島仁奉勸請、此以座神號王宮大明神云々。其後經百四十三年、天曆己酉年、是宮居仁遷座、今之社地是也、文應二辛酉年二月九日、大旦那藤原頼氏御寶殿造營、永仁六戊戌年、大旦那藤原牛房丸御神殿造營、應永三丙子年大旦那藤原頼忠御寶殿修造、同二十三丙申年大旦那沙彌大連同遠江守頼久新神殿八棟作仁而、拜殿御供所迄、新仁造營、同年十一月、頼久樓門建立、長享年中修造、承應元壬辰年壹岐守頼寛公御修補、貞亨三丙寅年遠江守藤原頼喬神殿拜殿悉及破壞八棟作之御殿於菅葺平御殿止修補給、延亨元甲子年、

御當家二十六代相良政太郎藤原頼峯公御神殿板葺止御造替也

右往古之棟檼此一札仁書寫

須惠村

一、諏訪神社 字阿蘇諏訪に在り、大同年中信濃國諏訪郡南方力美神社大己貴神健八坂刀賣神を奉祠す。

二、阿蘇大明神 字阿蘇に在り、大同二年二月の建立といふ。

三、山神社 字舟の尾に在り。

四、水神社 字中島に在り、本字は七曲、深淵に瀕し、時々水難の患あれは特に奉祠せる宮なりといふ。

五、氏神社 字櫛木に在り。  
六、天神宮 字覺井に在り、元祿の頃創建すといふ、近傍に舊藩主相良長頼公の假碑あり。

深田村

一、阿蘇神社 (一名若宮) 祭典は十一月二日、字上里に在り祭神は肥後國阿蘇神社と御同体にして健甞龍命を奉祀せり、村社に屬す、東の大王社西の大王社を合祀せり。

二、八幡神社 字内山柿本丸に在り、祭典は十月二日、大隅國柔原郡内山田鹿兒島神社同体正八幡宮彦火見尊を祀る、平河三郎師高草創す、(今より凡七百年前) 延文二年(五百五十年前) 戊戌修造、

(資料)

棟札に曰く天文十五年丙午(三百六十七年前)大風宮殿廢頽、依之藤原晴廣公御願として萬福寺九世院主大僧都眞聖修造を企て、糞物監物日下部頼貞並に代官藤原長信等助成、神殿造營同十六年丁未(三百六十六年前)十月朔日新殿遷座、永祿年中(凡三百五十年前)藤原義陽公御願に仍て拜殿造替、元祿十一年戊寅、藤原頼喬公樓門修葺、従前は島津家より祭典には御使を立てら

れ、幣帛を奉れりと云ふ。

三、白山神社 字馬場に在り、祭典は十一月十八日なり、京都清水音羽山地主神同體、大己貴命を祀る社なり。

(資料)

昔平氏當郡を領するとき、小松大納言重盛卿(凡七百四十年前)佛閣を建立して、毘沙門を安置す、此時地主權現を勸請して、鎮守とす、弘安七年甲申(六百二十九年) 修造長祿元年丁丑(四百五十六年前)藤原義信再興、明應六年丁巳(四百十六年前)社壇修造、天元元年壬辰(三百八十一年前) 拜殿造替、延寶二年甲寅(三百三十九年前)社司惟重拜殿造替。

附 相良家第十二代寶山公長續の在職寛正四年癸未(四百五十年前)の頃八代侯伯者守名和長年の嫡子幸松丸内亂の爲め、本藩に避難、公恤んで善く之を遇す。長年川邊村字永江に館を築く。此時幸松丸毘沙門天に水田壹町御寄進ありたりと云ふ。

四、高塚神社 祭典十一月十八日なり。

(資料)

八代郡高塚同體慶長の初(三百十五年前)八代郡高塚より此神体を當山荒茂勝福寺に預けらる。依之白山神同壇に安遷す。神體は御鏡三面なり、寛永十九年壬申(二百七十一年前)勝福寺教眞に八代より使僧を遣して、神体歸座を願ふ(願成寺堯辰の時也)神闕を下して二体は歸座、一

体は此地に留まる。爾後頼寛公御願として白山同日に祭之、八代よりの來翰今尙勝福寺に存す。其文に曰く

肥後國八代郡の内高塚村氏神熊野神社の御鏡體にて御座候處に、四十年前其時の國司小西攝津守殿切支丹にて御座候故、高塚村上御神立成兼申に付て、爰元を凌ぎ求麻荒茂法印様を頼み登せ預け置申候、此中人遣し當所に勸請申すべきと存候處、何角取紛延引仕候、其爲役僧大經を指登申候條此度は是非々々御下奉候、委細は此大經坊に申合候間不具候以上。

高塚村庄屋

又兵衛判

寛永十九年八月五日

同 又兵衛判

同村氏子百姓中判

願成寺法印様御床下

其他白山神社、立山神社、白山神社、西宮神社、伊勢大神宮、加茂神社、池王神社、高山神社、山王神社等の無資格社あり。

木上村

一、加茂神社 村社にして、草創年月明かならず。祭神山城國加茂神社、同体、由緒詳かならず、從來公稱由留儀大明神、明治元年神祇省御達の旨に

つき、公稱を改め、加茂神社といふ、明治五年八月社格村社許可。

二、荒田大王神社 草創年月不明、當社は平川右衛門義高の靈社にして、蓮佛公御願望に就きて、御子頼親公御建立せらる、又社僧として一字を建立し、荒田山福田寺といふ。即ち今の荒田觀音昔は右福田寺の本尊なり。

其他二宮神社、松尾神社、木本神社、熊野神社、上田天満宮、平川大王神社等の無資格社あり。

川村

一、菅原神社 字十島に在り、弘安年中の創立、當社は從來蓮花院（寶勝院）と云ひ後蓮花院に改む天明四年調録五十石と云ふ別當ありて奉仕せしか、明治二年之れを廢止し、神官奉仕す、從來天満天神と稱せしか、明治元年十島菅原神社に改む、明治五年八月村社に列せらる、境内に稻荷、白木二社あり、境内宏潤、梅樹多く花時の眺め佳なり。

二、八田阿蘇神社 字宮の上にあり、祭神は大村青井神社と同体なり、大同年中青井阿蘇神社と同時建立すといふ、明治十二年十一月村社許可せらる。

三、熊野神社 字出口にあり、本郡熊野三社勸請の内此の社を本宮に準すといふ。延文四年相良定頼公再興す。

四、雨宮神社 本社は鞍馬山貴布彌神社同体にして、字雨宮鶴にあり、社地は平地中高く聳え、詣つるには百十数の石段を登るべし。境内大木蒼鬱たり、文明四年大旱あり、藩主相良爲續公社參雨を乞ふ詠歌に、

名も高き木末の松も枯れつへし

猶うらめしき雨の宮かな

又他書には

千早振神の井垣も枯果て、

名も恥かしき雨の宮かな

飯城の途中、俄然大雨降り、願正寺に雨を避く、人民悦ぶ。延徳年中修造、永正九年大風あり、毀損す、同十三年社殿造替、元祿六年造修、文久二年八月改造す。

其の他菅原神社(蓑毛)日吉神社、地王神社、鷗土神社、濱神社、山本神社、

白木神社、山神社、山神社、棚葉瀬神社、嚴島神社、阿蘇神社、伊勢神社、中島神社、年之神社、等の無資格社あり。

四 浦 村

一、阿蘇神社 本村字初神に鎮座す、祭神は健磐龍命、阿蘇津彦命、仝姫命、國造命を鎮座す、年紀詳ならざれども、嘉吉年中再興し、天正二年大田某の修造せしもの今のものなりと、本社は四浦村祠建立の初めなりといふ。

二、白鳥神社 本村字初神に在り、祭神は余田加違津姫命、彦穗出見命、玉依姫命、邇々杵命を祀る鎮座年紀詳ならず。

(資料)

傳曰 四浦村初神といふ、字名はこの白鳥の神を以て起れりと、この神社中古より社殿零落して、再起する人なく、祭典断絶したりと、然るにこの村の一婦人俄に狂乱すること一七日、好みて水を呑み水に浴し、桑を食ふ、喚て里民に告げて曰く、吾は白鳥の神の使なり、當地を初神と曰ふは、社在の地を占むるによる、然るにこれを棄て、久しく祭らず、甚だ無道なり、後長く其の禮を失は、雷火を發して一時に元の野原となすべし。と聽者恐れて神諭を謝す、夫れより狂女平復して、再び不躁乱と、之れに依て遂に靈の時を建て、今に到て土俗之れを祭る。

これにより考ふる時は、この神社或は本村に初めて鎮座せしものかと考へらる。

三、北岳神社 字北岳山にあり、祭神は大山咋乃神、大同年中に鎮定す、近江國滋賀郡日吉神社と同体と故に日吉宮ともいふ。

其の他八王寺神社、阿蘇神社の二社あり。

五 木 村

一、阿蘇神社 頭地に在り、村社に列す。

山 江 村

一、大王神社 大字山田字城子に鎮座せり、正安年中、相良頼俊公の創立にかゝり、平川氏の靈を祠る。

二、阿蘇神社 大字万江字宮鶴に在り、健磐龍命、阿蘇都媛、國造甕玉命の三神靈の鎮座なり、村社に列す。

三、淡島神社 大字万江字淡島にありて、一民家内に附設鎮座なり、祭神は少名昆古那命にして、古くより其の名高く、春秋の彼岸には参拜者多し、人吉の北二里餘。

其の他諏訪神社、熊山神社(葛權現と稱す)白髪神社等の無資格社あり。

大 村

一、青井神社 健磐龍命、阿蘇比賣命、國造速甕玉命の三神を祭祀す、大同元年の創建にして中途二度改築の舉あり、境内廣大、檜、杉、樟、榿等の老樹鬱蒼として晝尙暗く、参拜者をして自ら襟を正さしむ。社前の神池は滿植するに芙蓉を以てし、南畔の櫻馬場の老松は、翠蒼滴るか如く、又中央の凱旋橋は、一段の景趣を添ふ。本社は郷社にして、小祭は十二月二十三日、大祭は十月九日に行はる。大祭當日神輿御幸式執行の際は、参拜者雲集す、舊六月三十日には夏越とて祭典を行ふ。

二、井口八幡社 字井口に在り、祭神は應神天皇にして、寶治元年八月の創建なり、大祭は八月十五日とす、社格村社なり。

三、菅原神社 字木下にあり、祭神は菅原道真公にして、十一月二十五日を大祭日とし、社殿は大永年間の創建なり、後庭の老樟と、庭前の老梅とは、徐に菅公の舊事を偲はしむ。

其の他白鳥神社、八坂神社、木末神社等の無格社あり。

西瀬村

一、矢黒神社 本村西浦字矢黒にあり、村社に列す。

二、高千穂神社 本村薩摩瀬村に在り。

三、唐渡神社 本村西浦村字戸越にあり。

中原村

一、遙拜神社 大字林字立石村山の麓に在る村社にして、阿蘇勸請、大同二年の鎮座といふ。

二、白木神社 大字中神字大柿に在る村社なり、明應五年の創立といふ。

三、菅原神社 大字原田字西門にあり、菅原道眞を祀れる村社なり。

渡村

一、一王子神社 村社にして、祭神不詳。疫病除けの神として尊崇せられ、夏時に至れば参詣人絶えず。

一勝地村

一、一勝地阿蘇神社 創草の年月詳かならず、祭神は健磐龍命にして、村社なり。

二、大無田阿蘇神社 大同二年頃の創立にして、健磐龍命、阿蘇姫命、國造速襲主命の三神を祭り、従來の村社なり。

三、松谷阿蘇神社 字松谷にあり、大無田神社と同神を祭る、毎年十月二十九日祭典を行ふ。

神瀬村

一、住吉神社 字宮園に鎮座す、祭神は底筒男命、中筒男命、上筒男命を祠る、村社に列す。

二、熊野座神社 本村岩戸山鎮座(洞窟内)祭神は伊邪那美命、速玉男命、事解男命にして、村社に列す。

三、大瀬阿蘇神社 永享年中の創立、肥後阿蘇神社の分躰、村社に列せらる。人吉町

一、永國寺、附觀音院 本寺は人吉土手町に在り、應永十七年の建設にか、

り。曹洞宗中本山にして蓬萊山と稱し、釋迦、文珠、普賢の三体を本尊とす。相良家代々の菩提寺にして、明治丁丑の役、西郷南洲が一隊の健兒を率ゐて本營を構へたる所なり。觀音院は人吉九日町に在り、永國寺の末寺にして、永國寺和尚隱居の所とす。球磨川北岸に臨み、庫裡清淨、納涼の好位置とす。

二、光尊寺 人吉七日町にあり、本願寺本派に屬す。

三、林照寺 人吉新町にあり、東派に屬す。

四、洪願寺 人吉田町にあり、佛光寺派に屬す。由來本郡は相良氏の所領に屬し、眞宗法度の地なり。明治の初めに至るまで、全派寺院一ヶ寺もなかりしが、維新後信仰の自由を許され、明治十一年に至り、説教所として三ヶ所の設けあり、其の後寺運漸く盛となり、信徒亦多きを加へて、各獨立の一ヶ寺となりたり。但光尊寺は別格別院とす。

五、林鹿寺 是人吉城内麓町に在り、日蓮宗とす、宏壯ならされども、庭園雅趣ありて來り詣つるもの多し。

六、瑞祥寺 寺は人吉上原町に在り、曹洞禪寺にして、舊主長每公、柳江院殿菩提の爲めに建立せられたるもの、幽邃の境、參詣するもの従つて禪的趣味を覺ゆ。

#### 藍田村

一、天真寺 禪宗妙心寺派にして、七地にあり、元祿年中の建立なりと傳ふ。明治十年の頃堂宇焼失し、久しく廢絶に歸したりしが、明治三十八年、有志相圖り建築して現状をなせり。觀音寺の出張所にして住職なし、關係戸數凡五十戸とす。

二、天歡寺 眞宗佛光寺派にして大畑町區に在り、明治十一年説教場として設立せられたるが、(葎惠聞氏にして現住職惠誠氏の父) 明治十八年建立許可せられ、大歡寺と稱す、現今檀徒二百戸を有す。

三、東林禪寺 村内東間に在り、黃檗宗に屬す。この寺は延寶七年の開創にして、開祖は當郡永野村の出生、黃檗宗祖の法孫天瑞恩大禪師なり。相良公、地をこの廬に賜ひ、歸向不淺寺祿を沙汰せられしも、僧は行鉢を以て



自活す。祿を受くるは本分にあらずして、竟に其の祿を受けさりしことなり。爾來文久二年、人吉の大火に焼失し、明治十年の兵火にかゝり、現今の建物は明治十年以後の營造に成れり。こゝに不思議にも本尊釋迦牟尼佛丈六の大像のみ、此の兩度の火難を免れたる一事なり。檀徒は現在百二十戸あり。四、祐玉寺 村内大字東間字今見堂に在り。曹洞宗にして、永國寺の末寺なり。初め城内に在り、永正年中運峯勢磨大和尚の創建に係る。元來相良公日參の爲め建立せられたるものにして、菩提山と號せしが、寛文十二年地を相し現今のところに移轉す。堂宇造營中山頂の老松に怪事あり、仍て更めて高松山といふ。其の後文久三壬戌二月類焼に罹り、殿堂焼失す。慶應三年十二月十五日再建す、檀徒二十五六戸。

## 西 村

一、新宮寺 古寺として新宮寺あり。寺格は禪宗黃檗宗五等にして、昔神芳州禪師六軀の尊像を奉安し、堂宇を建設せらる、後天正四年二月二十一日堂中より火起り全部を焼失す。然るにその焼灰中より、金光赫燦として身の

丈三寸の無垢の聖像顯はる、院主驚嘆、四方の道俗參拜するもの多し。郡主、義陽公其眞に敬すべきを思ひ、新に六軀の尊像を造立し、其の像中に右尊像を奉寄せらる。寛文十三年郡主、頼房公更に山林田圃十頃を喜捨し、東林寺二代傳燈和尚を請して、中興の祖となし、毎年三月十七日を以て、觀音會を啓設せらる。現今も盛に行はれ、參詣甚多し、翌三年の秋暴風の爲め堂宇破損せしも。郡主再び建立修繕し、延寶四年二月供養を執行せらる、今の建物は即ち是にして、今を距る二百三十八年前なり。

二、忍成寺 明治二十一年の建設にして現住職尾方逸心氏を請して、説教場として去る四十一年寺格となり忍成寺といふ。本願寺本派に屬す。

三、今山説教所 明治十四年秋の建立にして、葦北郡簞瀨西林寺の説教場なり、本願寺本派に屬す。

## 一 武 村

一、報恩寺・西迎寺 本村字土屋に西本願寺派に屬する説教場を設けたり、後明治三十年四月分離して、一は報恩寺(前説教所)一は西迎寺となれり。

## 免田村

一、長徳寺 字二子にあり、禪宗に屬す、正寶寺(?)の建立にして、本村内にて最も古く、平城の東方數町の小高き所にありて相對す、

舊藩主の門閥米良小源次の先祖米良より、本藩に來住のこき、移されたるものこかにして、全家の菩提寺ならん。而して附近即ち二子、久鹿の二部落は大部分全家の家來なりき。

二、了圓寺 字久鹿にあり、眞宗本派に屬す、明治十六年の創立なり。

三、宜徳寺 字下乙にあり、眞宗本派に屬す、明治四十五年四月の創立なり。

## 上村

一、谷水薬師 最も著名なり、この薬師は日本七薬師の一にして、(七薬師、博多二、山城二、大和二、及谷水)本像は七佛七体にして、別に十一面觀音を勸請す。前佛は薬師三佛又附屬は十二神將なり。更に山門に仁王像あり、建立は應永三十五年にして、建物は十五坪七合五勺、敷地三十八坪五合あり。初の建物は明治三十年八月十日焼失せしか、信徒有志相議り洽く

寄附金を募りて、同三十二年一月、堂宇再建す、設計は前建物に模倣せりといふ。

縁日は毎年秋彼岸の中日にして遠近より參詣者堵をなす。

## (資料)

薬師に就ての傳説 谷水薬師は、もと奥州の金華山にありしを、或る六部の本尊を負ひて、諸國を巡り、本村谷水山の太木の下に宿るあり、夜明けに此の地を立たんとするに、薬師如來立たしめ給はず、依りて遂にこゝに小宇を建て、其の内に像を安置す、斯くて六部は此の地に客地す。(その墓今も堂の側に在り)その後堂宇廢頽、僅かに佛像のみを存せしが、桓武天皇之れを再建し給ひ、今日に及べりと云ふ。

二、光源寺 眞宗本派に屬し、明治十五年の建立に係る。

## 岡原村

一、福元寺 禪宗に屬す、元本寺は天和元年十月、藍田村東林寺開山天瑞法師の隱居寺として建立したるものなり。明治維新の際、清松庵(宮原サ野區伊勢元)及び大乘寺(宮原麓)の二寺を合せ、從來の庵號を寺號に改め、大正二年本堂の新築成る、門徒七十戸あり。

- 二、專立寺 眞宗本派に屬す、明治十九年、説教所を改めて專立寺と稱し、本堂を新築す、門徒百五十あり。
- 三、西照寺 眞宗本派に屬す、明治二十二年十二月説教所を改めて、西照寺とす、門徒百五十あり。
- 四、景清息女廟 本村字切畑に平景清息女の墓と稱する墓碑あり、碑銘に「聞傳景清將息女廟此所也」享保七年三月十二日と記す。此の位置を南に距る三十間の地に、其從者の墓と謂へる無銘の墓碑あり。
- 久米村
- 一、説教所 大字久米字葛澤にあり、創立は明治二十年、眞宗大谷派に屬す。
- 二、吉祥寺 大覺寺派、古義眞言宗にして、檀家二百五十あり。
- 三、休城院 臨濟禪宗に屬し、悅心の開基なり、本尊は延命地藏菩薩にして、檀家四十五あり。
- 多良木村

- 一、福田寺 幸野溝竣成後、民戸三百餘戸を移して新田と稱し、菅原神社前に一寺を創建して、福田寺と名け、衆庶をして永く墾田福利を享受せしめんとする所なり。現代の住職は藤森峨山氏なり。
- 二、慈願寺 字友にあり。眞宗本派に屬す、元本寺は下野國那須郡烏山二十四輩第十三番の舊跡高祖親鸞聖人の御弟子粟野信賴坊の開基なり、其の後寛政三亥年春、京都西六條に移住せしか、明治十四年夏、本郡當村に移轉し、右の御靈像を安置し奉るなり。
- 三、永昌寺 字寺村に在り、臨濟禪宗妙心寺派に屬し、天正九年辛巳十二月二日、舊藩主相良義陽公菩提の爲に開基せられたるごころ、境内古雅に富む、樹間に四國八十八ヶ所の模造あり香火絶ゆるごきなし。
- 四、延壽寺 字中村に在り、紀州和歌山正住寺の末寺にして、始めは同村字仁原川の邊にありしご、明治二十二年十一月、此の地に卜し茲に巨剎を造し、鶴林山延壽寺と稱す、歸依するもの多く、讀經の聲大鼓の響四邊を壓して、善男善女をして自ら道心に歸らしむ。

五、光臺寺 眞宗本派にして、明治八九年の頃本村字東に假説教所を設け、後現今の地に移轉し光臺寺と稱す。

湯前村

一、明導寺 眞宗本派に屬す、下益城郡海東村眞宗正覺寺第十七世眞成の弟子靈藏の創立にして明導庵と稱せり。明治十四年九月十五日堂宇の新築に着手し、翌十五年一月落成今日に至る。本寺の木造阿彌陀如來及兩脇侍像（阿彌陀堂安置）三軀は大正四年八月九日國寶に編入されたり。

水上村

一、生善院 寛永二年乙丑當地に阿彌陀（老母の影佛）千手觀音（盛譽の影佛）の二堂を建て、又同時にこゝに一寺を造營して、千光山生善院と號し、願成寺十六世堯辰をして住持せしむ。  
二、龍泉寺 水上村岩野に在り、曹洞禪宗の寺院にして、慶長元年の創立なり、本尊藥師如來。

黒肥地村

一、青蓮寺附青蓮堂 本寺は蓮寂公の爲めに建てたるものにして、眞言宗なり、青蓮堂は最も古き建物にして、明治四十五年國寶に編入せらる。

須惠村

一、了立院 字覺井にあり、臨濟禪宗の寺院にして、本尊釋迦如來享保年間の創設なり、善男善女の賽するもの殊に多し。

深田村

一、毘沙門天 字荒茂區にあり、數百年を経たる一大老松社前に蟠り、自ら尊崇の念を深からしむ。

二、城泉寺 字城に在り、曹洞禪宗通幻派に屬し、人吉町永國寺の末寺なり。元祿十一戊寅八月（二百十五年前）僧永覺の創建に係る。本尊阿彌陀堂を文化十三年八月（九十七年前）建立せりといふ。

三、善正寺 字上里若宮神社の西隣に在り、眞宗本派本願寺の末寺なり。明治十五年五月創立す。

木上村

一、長安寺 禪宗にして、本尊は觀世音菩薩、元祿三庚午年九月創立す。  
二、智源寺 淨土宗にして、本尊は阿彌陀佛、元祿九年九月創立す、壇家百戸あり。

三、眞宗本派説教所 字馬場にあり。

四、眞宗大谷派説教所 字平にあり。

川 村

一、實相庵 字中村に在り、大村觀音寺の末寺にして、本尊藥師佛を安置す。  
享保元年六月、觀音寺二十一代住職梁山隱居の後創立する所なり、近來僅かに藥師堂のみ存す。

二、大谷派説教所 創立不詳、字新村の信徒により維持す。

三、深水寺 字渡瀬にあり、大村大信寺淨土宗末寺なり、本尊阿彌陀佛脇立勢師觀音を安置す、由緒不詳現今十六代となる。

四、古見院 字上川下にあり禪院にして、人吉町永國寺曹洞末寺なり、由緒不詳。

四 浦 村

一、慈法院 字初神に在り、曹洞宗に屬し、今より四百年前、人吉町永國寺世代普山虎祐師の建立せしものなり。

五 木 村

一、新泉寺 字頭地に在り。

山 江 村

一、高寺院 大字山田字寺下に在り、眞言宗古義大本山大覺寺派所屬の末寺たり。境内の毘沙門堂には木造彫刻の毘沙門天像、禪尼土童子、吉祥天女像の三軀を安置せり。大正元年九月三日、内務省告示第九號を以て、木造彫刻毘沙門天像の一軀は、國寶甲種四等に、木造彫刻禪尼土童子一軀は國寶に指示せられたり。

(資料)

傳へ曰ふ平重盛大に毘沙門を信仰し、常に寸八の金像を奉體せり。重盛の滅後家人平貞能退善菩提のため、此の毘沙門天像を刻み、金像を軀内に納め、以て建立せるに創ると、西行法師の

護國を行脚するや、久しく當院に脚を停めたる形迹あり、西行堂に法師の木像を安置せり、像の笠の裏面に「大圓自作」の四文字を彫せり。寺院に人面の彫刻物を藏す、裏面に等しく「大圓自作」を刻せり。

## 大村

一、願成寺 字願成寺區にあり、眞言宗にして傳法山と號す、本尊は大日如来にして、開山は弘秀法師なり、天福元年の創建なりしが、文明十一年、大永六年、元祿十五年、明治十年の四度火災に罹りて、今は舊時の偉觀なしと雖、代々相良家の菩提所にして、數多の古文書畫佛像等の寶物を藏す、就中木造阿彌陀如来座像は傳佛大師春日の作にして國寶へ編入せられ。尙左の三種は準國寶として貴重せらる。

一、佛畫 (巨勢金岡筆)

二、佛畫 (弘法大師筆)

三、佛畫 (惠心僧都筆)

二、觀音寺 字新町にあり、臨濟宗妙心寺派に屬し、正法山と號す、本尊は

釋迦佛なり、元中二年京都東福寺前住無塵至清禪師 相良前頼に隨ひ來り、至徳年中之を創立し、大永六年、慶長二年の二度灰燼に歸し、明治四年毀壞せられ、明治四十四年又火災に罹る。

三、聖泉院 字永田に在り、臨濟宗妙心寺派に屬し、本尊には觀音菩薩を安置す。

四、大信寺 字後村に在り、淨土宗に屬し、玉寶山と號す、本尊は阿彌陀佛にして、寛文三年成譽上人の開基にかゝる。

五、觀蓮寺 字村山にあり、眞言宗にして、平重盛平氏の冥福を祈らんかため建立したるものにして、本尊は千手觀世音菩薩なり。村山觀音とも稱し、最も眺望に富み、春秋は參詣者多し。

六、大村不動 願成寺の後方にあり、平重盛の建立する所なりと傳ふ。

## 中原村

一、樂行寺 大字林字前村にあり、眞宗佛光寺派に屬す、明治十六年の創立なり。

二、石水寺 大字原田字西門にあり、總持寺派に屬す、人吉永國寺開山實底和尚の隱居せし所、應永年間の創立なり。  
 三、正持寺地藏堂 大字原田字馬草野にあり、相良頼親公の御廟所にして、今は觀仙公の御石碑あるのみ。

渡 村

- 一、壽泉寺 眞宗なり。
- 二、雲泉寺 禪宗なり。

一勝地村

- 一、意足院 禪宗越前永平寺に屬す。
- 二、一勝寺 字茂呂葉に在りしが、數年以前今の地(柳詰)に移轉せり。創立は元祿二年にして、今より凡そ二百三十年の昔に係る。開基は嶺雲和尚といひ、山城宇治の黃檗山萬福寺に屬し、現住は其の十三世に當る。

神瀨村

- 一、神照寺 永正八年十一月二十五日の建立にして、宗派は曹洞禪宗たり、

万治三年大洪水あり、住吉神社流失して、高音の瀨尻に神跡沈み、夜々光を發して神照寺を照す、寺僧之を發見し、迎へて今の位置に住吉神社を立て奉祀し、これより寺號を改めて神照寺とし、神瀨村の村稱これより起れりといふ。

- 二、信證寺 近年の建立にして、眞宗佛光寺派に屬す。
- 三、説教所 本派本願寺の所屬たり。

郡内三十三箇所札所觀音

一 番	大村願成寺	九 番	大村村山觀蓮寺
二 番	人吉町中尾	十 番	人吉九日町觀音院
三 番	藍田矢瀨が津留	十一 番	大村聖泉院
四 番	西瀨戸越三里原	十二 番	山江村山田勝の峰
五 番	一勝地鶴之口	十三 番	大村觀音寺
六 番	中原村原田石水寺	十四 番	川村十島養安寺
七 番	全 原田嵯峨里	十五 番	川村柳瀨正蓮寺
八 番	中原村湯之本	十六 番	川村深水長樂寺

十七番	川村川邊上の園	二十六番	湯前村上里
十八番	川村川邊廻り	二十七番	全 寶臺寺
十九番	深田村内山	二十八番	久米村奥野
二十番	深田村植深田	二十九番	岡原村宮原麓
二十一番	深田村石城	三十番	上村秋時
二十二番	須惠村岩立	三十一番	一武村土屋一量寺
二十三番	黒肥地村須山	三十二番	西村新宮寺
二十四番	水上村岩野生善院	三十三番	藍田村赤池天泉寺
二十五番	湯前村普門寺		

### 第三章 教育的事項

#### 第一節 各種學校

- 一、縣立球磨農業學校 球磨郡上村に在り、明治三十四年の創立にして、學科は農業本科修業年限三ケ年、養蠶別科修業年限一ケ年とし、學級本科三年別科一年、生徒數本科百二名、別科十五名、教員九名なり。
- 二、郡立人吉工業徒弟學校 明治三十六年、球磨郡會の決議を經、全年十月

一日、大村の民家を以て假校舍に充て開校す、四十二年四月一日より、人吉麓町に移轉せしが、郡會の決議により大正四年三月卅一日限り廢校せり。

#### 三、小學校

一、人吉高等小學校 人吉舊城内麓町にあり、明治十三年、郡立中學校を置き、十五年人吉學校と改稱、二十年高等球磨小學校に變更、二十五年法令改正により、人吉町外十五ヶ村組合を以て、人吉高等小學校を組織す。三十四年、女子を分離して、人吉女子高等小學校を新設す、四十年四月、一勝地村分離のため組合を解除すると同時に、各町村に於ける尋常科に高等科一二年を併置するの氣運に會したるを以て、男女兩校を置くの必要なきに至り、こゝに新に人吉町外十四ヶ村組合を以て、人吉高等小學校を元の人吉女子高等小學校に設け、四十一年義務教育六ケ年制度の實施と共に、修業年限二ケ年の高等小學校として、大正四年三月三十一日まで存續せしか組合町村内各小學校に高等小學校の教科を併置せしため組合を解除し廢校せり。



二、多良木高等小學校 多良木村字下迫田に在り、明治二十三年四月、高等球磨小學校多良木支校として創立、明治二十五年九月、縣訓令第三四號により廢校、明治二十八年二月二十六日、多良木農業補習學校と改稱、明治三十年十一月二十三日、高等小學校に變更し、農業補習學校は之に附設す。明治三十八年九月農業補習學校廢止し、現今に至る、當校は多良木村外八ヶ村の組合立にして、生徒數二百四、學級數五、敷地二千九百八十四坪、校舍坪數四百二十四坪にして、職員六人なり。(大正四年七月現在以下全じ)

三、人吉尋常高等小學校 人吉七日町に在り。明治八年四月、大村新町に創立して、舟場校と稱す。十年兵火に罹り、十一年建築成り、二十四年、人吉町川北及大村組合學校となる。二十五年、人吉大村組合學校となる、三十一年十二月、火災に罹り、八十四坪焼失、三十四年一月、假教場建築成る、四十年一月組合を解き、人吉町立となり、人吉尋常小學校と稱す。四十年四月、二年程度の高等校を併置し、四十一年四月尋常科六年

編制となる。四十四年三月、現位置に敷地を選定し、四十五年一月新築工事を起し、大正二年八月竣工、大正四年四月修業年限三ヶ年の高等小學校の教科を併置す。兒童數七百九十八、學級數十六、職員十八名、敷地四千百五十六坪、校舍六百十六坪なり。

四、東間尋常高等小學校 藍田村大字間字東間にあり、明治六年、人吉寺町にありし三役場を借りて授業を開始し、新街學校と稱せしが、同十年西南戦役の際兵火に罹り、閉校せしも、同十一年校舍を新築し、廣路小學校と稱す。後同二十五年同校を廢止し、同時に東間尋常小學校設立せられ、四十一年八月校地を大字間字東間に選定し、新築工事を起し、四十二年八月工を竣へ、九月移轉せり。而して同年四月、古佛頂尋常小學校廢せられて合併し、同時に木地屋分教場を新設す。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置す。兒童數五百五、學級數九、職員十二、校地坪數三千五百八十七坪、校舍四百八十坪なり。

五、大畑尋常高等小學校 藍田村大字大畑字坂の上にあり、明治七年十二

月、大畑村字清水に大畑學校を創立す。同二十年四月、漆田學校を廢して當校に合併し、設置の區域に字漆田を加ふ。而して同月人吉町尋常廣路小學校の支校となり、尋常廣路小學校大畑支校と變更す。

明治二十五年八月尋常廣路小學校廢止せられしを以て、新に大畑尋常小學校と稱し、同時に大字大畑字大川間に分教場を設く。明治二十八年八月新に校舎を藍田村大字大畑字鈴野に建築移轉す。三十五年十一月校舎を改築し、更に四十四年四月、大字大畑字坂の上に移轉し、校舎壹棟を増築し、同年十月現狀に完成せり。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數三百二十八、學級數八、職員數十二、校地三千三百八十七坪、校舎三百三十四坪なり。

六、西村尋常高等小學校 西村字松里にあり。明治九年の創立にして、舊藩の米倉を字井出口に移して之に充つ。明治十八年、村役場跡に移轉す。其の後數回改修増築を重ねて、現今に至る。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數三百二十四、教員數八、

學級數七、敷地坪數一千九百六十九、校舎坪數二百二十五なり。

七、一武尋常高等小學校 一武村字指杉に在り。明治八年十一月の創立にして、當時公立一武小學校と稱せり。明治二十四年、高等科併置す。同時に校舎改築。明治四十二年法令の改正に依り、高等科を廢し、一武尋常小學校と改め、現時に至る。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數三百五十二、學級數七、教員數七、校地三千六十七坪、校舎二百六十坪なり。

八、免田尋常高等小學校 免田村字豁松にあり。明治八年十月の創立にして、當時本校を字迫田(舊藩主の庄屋元)に分校を字吉井に設けしか、全十七年四月合併して、二子區内字堂山(現時の村役場)に移轉せしが、全三十一年十月十九日、字豁松に新築移轉す。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。職員數八、児童數四百〇七、校地二千百二十四坪、校舎二百三十一坪なり。

九、上村尋常高等小學校 上村大字上字井上にあり、創立は明治八年四月十

五日にして、校舎新築は明治二十七年十二月十四日、増築は同四十二年三月二十五日なりとす。關係區域としては、上村の大部十一區の児童を收容す。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。

尋常科八學級にして、職員數九、児童數四百四十一、校舎坪數二百八十二坪二合五勺、校地總坪二千八百八十二坪四合を有す。

十、皆越尋常小學校 上村大字皆越にあり、皆越一圓の児童を收容し、單級編制なりとす。児童數四十一、教員數三、校地坪數三百十五、校舎坪數二十一坪を有す。

十一、岡原尋常小學校 岡原村大字宮原字外園に在り。明治七年四月、稻積神社拜殿内に創立す。同十三年四月、現在地に校舎を建て、後敷地を擴張し、校舎の増築改築を重ねること數回、四十年度を以て現狀となる、児童數三百六十二、學級數七、教員數八、校地坪數九百二十一、校舎坪數二百五十七。

十二、久米尋常小學校 久米村大字久米字天神原にあり、明治六年の創立に

して、公立堂山小學校と稱す、全二十五年八月、久米尋常小學校と改稱す。三十九年四月高等科一二學年を併置し、全四十年義務教育延長と共に、六學年程度となり、現今に至る。學級數六、教員數七、児童數三百七十一、校地千二百七十二坪、校舎二百六十四坪有り。

十三、槻木尋常小學校 久米村大字槻木字本園にあり、明治十二年三月、堂山分校を永谷に創設す、同十五年本園に變更、二十五年四月獨立して槻木尋常小學校と改稱す。三十三年十二月、現校舎新築成る。児童數九十六、學級數二、職員數三、校地坪數二百五十、校舎坪數五十三。

十四、多良木尋常小學校 多良木村字上迫田にあり、本校創立は明治八年六月、下迫田民費郷藏に修繕を加へて校舎となす。全十二年六月、戸長事務所に移轉し、全十七年九月本願寺派假説教所を買受け修繕を加へて、校舎となし、之に移轉す。而して全二十年五月に、字里の城に分教場を新築し、全二十五年八月、本校々舎を現今の場所に改築す。爾來日に月に隆盛に赴き、屢々増築をなし、尙又全二十九年十一月には、分教場を

宮ヶ野に移轉せしむる等の變遷あり。生徒數六百三十一、學級數十二、敷地一千七百七十九坪、校舍四百三十坪、職員數十四名。

十五、湯前尋常高等小學校 湯前村字上松原にあり。明治七年十二月上里校創立、全十九年十二月、南小學校創立、二十一年六月、兩校を合併して二本柿に學校を建て、南北小學校と稱す。二十六年九月、湯前尋常小學校と改稱し、三十一年七月、現校舍新築。四十三年五月、増築して現時に及べり。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數六百四十八、學級數十四、職員十四、校地坪數二千百五十八、校舍坪數三百十八。

十六、岩野尋常高等小學校 水上村大字岩野上楠にあり、明治六年二月の創立にして、二十二年より二十五年三月まで、小學校簡易科、二十五年四月尋常小學校と稱す、大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數二百三十七、學級數五、職員六、校地坪數百六十五、校舍坪數六十一。

十七、江代尋常高等小學校 水上村大字江代字馬場にあり、明治十年二月の創立にして、二十二年小學校簡易教場と改め、二十五年より江代尋常小學校と稱す。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數九十六、學級數三、職員數四、校地坪數百四十一、校舍坪數三十七。

十八、古屋敷尋常小學校 水上村大字江代字古屋敷にあり、大正四年四月一日の創立にして、元々本校は江代尋常小學校の分教場なりしが、本校に改めたり、児童數百三十一、教員數三、學級數二、校地坪數四百八十坪、校舍坪數八十九。

十九、湯山尋常小學校 水上村大字湯山字北目にあり、初め湯前校の分教場にして、當時民家を買収して児童を收容せしが、明治二十八年湯山尋常小學校と稱し、大正三年現位置に新築移轉す。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數百六十八、學級數三、職員數四、校地坪數三百三十、校舍坪數八十三。

子、黒肥地尋常小學校 黒肥地村字茂原にあり、本校元小林小學校と稱せり。二十五年十一月、黒肥地尋常小學校と改む。三十三年千里内に分教場を設置し、三十四年、本校を新築す、三十九年五月、分教場廢止、現今に至る。児童數三百三十四、學級數六、職員數七、校地坪數千二百九、校舎坪數百七十八。

廿一、須惠尋常小學校 須惠村字丸尾にあり、明治七年五月、當村字林舊藩役場を假校舎として創立、同八年九月、全村字北瀬舊郷倉跡に變更、同十三年七月當所丸尾に移轉す、二十年町村組合により免田支校となる。二十二年獨立す。児童數百七十五、學級數五、職員數五、校地坪數七百三十六、校舎四十二坪、

廿二、深田尋常高等小學校 深田村字下里にあり、明治八年四月二十八日の創立にして、其の際は平城小學校と稱し、舊役所を以て校舎に充てたり。爾來數度模様替をなせしも、就學児童増加するに従ひ、狹隘を告ぐるに至りしより、三十四、三十五の兩年度の繼續事業を以て、改築に係り、

三十四年四月、民家土地(田地畑宅地山林墓地)を買收し、七月二十五日起工、三十六年五月四日竣工せり。明治三十八年三十九年四十年の三ヶ年間二ヶ年の高等科を併置し、四十一年四月より高等科を廢止せり。是れより先き就學並に教授訓育の成績佳良なるにより、本縣知事より金百圓の賞を受けたる外、就學出席の成績佳良により郡衛より受賞せしこと數度あり。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり現時児童數二百七十、學級數七、職員數七、校地二千七百一坪、校舎二百七十八坪。

廿三、木上尋常高等小學校 木上村字藏城にあり、明治八年二月の創立にして、二十四年四月校舎改築、三十五年四月増築す、大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數三百三十七、學級數八、職員九、校地坪數八百六十、校舎坪數百九十八。

廿四、柳瀬尋常高等小學校 川村大字柳瀬字天子にあり、明治七年一月の創立にして、八年十月校舎建築をなす。四十年五月体操場を擴張し、四十

一年十一月校舎の増築をなす。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數二百九十一、學級數七、職員數八、校地坪數千二百五、校舎坪數百五十。

五、川邊尋常小學校 川村大字川邊字宮園にあり、明治八年三月の創立にして、松馬場小學校と稱す。二十年増築をなし、二十三年四月巖島社拜殿及倉庫を假教室とし、現今に及ぶ。児童數百七十八、學級數四、職員四、校地坪數三百二十二、校舎坪數七十七。

右柳瀬川邊の兩校は大正四年九月合併の豫定なり。

六、四浦尋常高等小學校 四浦村字田代にあり、明治八年の創立にして、明治十五年七月落雷のため全焼、児童一名死亡、十六年五月再築二十八年七月暴風のため全倒、二十九年三月校舎建築現時に至る、大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり、児童數三百六、學級數六、職員數七、校地坪數九百三十七、校舎坪數

七、頭地尋常高等小學校 五木村字頭地下手に在り、明治八年新泉寺を假

校舎に充て、児童を收容教授す、十年西南の兵火に罹りしを以て、字下手野阿蘇神社内に移轉し、全十五年字田口に校舎建築、三十六年現位置に改築移轉す、大正元年更らに増築し、今日に及べり。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數百五十四、學級數三、職員數四、校地坪數千三百八十九、校舎坪數百三十八。

八、野脇尋常小學校 五木村字野脇にあり、明治八年の創立にして、頭地尋常小學校の出張所なりき、二十三年獨立して野脇尋常小學校となる。二十六年校舎増築、三十七年改築して現時に及べり。児童數百二、學級數二、職員數三、校地坪數百九十九、校舎坪數六十九。

九、宮園尋常小學校 五木村字宮園にあり、明治八年宮園村尾方傳彌宅を借り假校舎となす、十一年三月鶴田金八宅を買ひ入れ、改築して校舎に充つ。四十三年十二月現校舎を新築して今日に及ぶ。児童數九十六、學級數二、職員數四、校地坪數五百七十七、校舎坪數八十五。

十、小鶴尋常小學校 五木村字小鶴にあり、明治八年民家を借りて教場と

なし、中村小學校と稱す。十二年校舍新築、十八年暴風にて校舍全倒したれば、民家を借りて教場に充つ、二十三年校舍新築、四十三年九月現校舍新築。児童數七十八、學級數二、職員數三、校地坪數四百二十六、校舍坪數六十九。

卅一、山田尋常高等小學校 山江村大字山田字辻にあり、明治七年の創立にかゝる、元高等院を使用し寺下小學校と稱せり。十三年二月字辻に移轉し、山田小學校と稱す。三十一年十月現今の校舍を改築し、更らに四十三年九月二階建の校舍を増築せり、大正四年四月修業年限二ケ年の高等小學校の教科を併置せり。學級數九、児童數四百四十四、職員數十、校地坪數千二百四十三、校舍坪數二百二十二。

卅二、尾崎尋常小學校 山江村大字山田字尾崎にあり、明治七年四月山田校の支校として創立、明治二十二年獨立して本校となる。四十三年十一月校舍改築、四十四、四十五の二年度は二學級編制、大正二年度單級編制となす、児童數八十八、職員數三、校地三百八坪、校舍七十五坪、

卅三、城内尋常小學校 山江村大字万江字城内にあり、明治七年四月創立、二十五年十一月新築、四十三年四月二部教授廢止、二學級編制、四十五年四月三學級に編制す、児童數百〇二、職員數三、學級數二、校地六百五十三坪、校舍五十坪。

卅四、屋形尋常小學校 山江村大字万江字屋形にあり、明治八年創立、十八年校舍を建築し、更に三十六年校舍を改築せり。學級數三、児童數百三十八、職員數五、校地三百七十八坪、校舍七十二坪。

卅五、大村尋常高等小學校 大村字泉田にあり、明治八年より全三十八年三月に至る三十ケ年間は、人吉町大村組合立舟場尋常小學校に於て教授せしか、三十八年三月組合を解除し大村尋常小學校を創立す。全四十一年校舍を新築し、四十年四月修業年限二ケ年の高等小學を併置す。四十一年四月義務教育年限延長に伴ひ高等小學校を廢止せり、大正四年四月修業年限二ケ年の高等小學校の教科を併置せり、學級數十四、児童數八百七十九、職員數十五、校地坪數二千八十七、校舍坪數四百七十五坪。

卅五、西瀬尋常高等小學校 西瀬村大字西浦にあり、明治八年大字西浦字戸越に創設す。同時に分教場を田野大塚に分設す。二十三年九月現位置に改築移轉し、三十三年四月二分教場を合して現時の位置に移す。大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數三百六十九、學級數八、職員數十、校地坪數四百二十一、校舎坪數九十六。

卅六、中原尋常高等小學校 中原村大字中神字石坂にあり、本村には從來林、原田の二尋常小學校を併置せしが、三十一年三月兩校を合併して現位置に新築移轉し、中原尋常小學校と稱す。四十二年校舎一棟増築す、大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數四百七十四、學級數九、職員數十、校地坪數千四百九十三、校舎坪數三百二十三。

卅七、渡尋常高等小學校 渡村字丸尾にあり、明治十二年の創立にして、其の以前は民家又は神社を使用して教授せり、二十八年校舎改築、三十二年増築をなす、尙三十八年立野分教場、四十三年内布分教場を設置す。

大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置せり。児童數二百七十八、學級數九、職員數十、校地坪數五百九十三、校舎坪數四百四十七。

卅八、中園尋常小學校 渡村字中園にあり、明治十二年の創立にして、同十三年渡林中園分教室假設、同三十五年七月五日分教場新築落成、同四十二年四月二十九日獨立す、同四十三年校地を擴張し校舎を増築す。児童數八十一、學級數二、職員數三、校地坪數二百五十七、校舎坪數六十四。

卅九、一勝地尋常高等小學校 一勝地村大字一勝地にあり、明治八年の創立にして、始め柳詰尋常小學校と稱せしが、同三十七年現校舎建築と共に一勝地尋常高等小學校と稱し、二ヶ年程度の高等科を附設す、分教場は遠原、立野二ヶ所共明治十五年頃の創設とし、大正二年五月假場一ヶ所を設けたり、児童數三百十七、學級數九、職員數十、校地坪數千二百二十、校舎坪數二百十一。



早、松谷尋常小學校 一勝地村大字三ヶ浦字松谷にあり明治八年の創立に  
なり、最初は九間に三間の一小屋なりしか、明治三十三年十間に四間半  
の現校舎に改築したり、現在職員四名、児童數一百六十名、學級數三、  
校地坪數四百五十九、校舎坪數六十一。

早一、高音尋常高等小學校 神瀨村字宮園にあり、明治十年三月字假屋に創  
立し、假屋小學校と稱し、全十三年四月高音と改稱、全二十六年四月改  
築、三十四年二階建一棟増築、二ヶ年程度高等科併置、三十八年四ヶ年  
程度高等科併置、四十一年義務年限延長のため高等科廢止、大正二年八  
月平屋建模様替へをなす、大正四年四月修業年限二ヶ年の高等小學校の  
教科を併置せり。現今児童數三百十三、學級數七、職員數十、校地坪數  
七百四十、校舎坪數百二十。

早二、高澤尋常小學校 神瀨村大字高澤にあり、元高音校の分教場なりしが、  
二十五年獨立して高澤尋常小學校となり、四十二年増築して現狀に及ぶ、  
大槻分教場は大正二年四月の附設なり、児童數百二十、學級數三、職員

數四、校地坪數五十一、校舎坪數十七。

早三、大瀨尋常小學校 神瀨村大字大瀨にあり、明治七年字菰に校舎を新築  
し、三十一年大瀨に移轉改築、三十七年敷地變更改築、四十二年増築、  
児童數五十九、學級數一、職員數二、校地坪數三百十六、校舎坪數六十。

四、農業補習學校

學校名	修業年限	教授期間	生徒數
西武村	二ヶ年	四年四月	一一三
一田	二ヶ年	四年四月	一二七
免原	二ヶ年	四年四月	二〇
岡米	二ヶ年	四年四月	三六
久木	二ヶ年	四年四月	二九
多前	二ヶ年	四年四月	七八
湯野	二ヶ年	四年四月	一一六
岩代	二ヶ年	四年四月	一六
江山	二ヶ年	四年四月	一七
湯山	二ヶ年	四年四月	七

高澤	四浦	木上	深田	黒肥地
二	二	二	三	二
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
年	年	年	年	年
年	年	年	年	年
四	四	七	六	六
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
月	月	月	月	月
三	七	六	二	四
三	七	八	七	八

第二節 社會教育事業

社會教育は、學校教育、家庭教育と相對立して、重視さるべきこと論を俟たず。故に郡當局を始めとして、其の衝に在るもの、銳意努力して其の効果を全からしめんことを期しつゝあり。今郡内一般の狀況を通覽するに各村に於て大同小異ありと雖も、要するに學校を中心とし、役場を中心とし、又宗教家を中心として、活動しつゝあるが如し。其の事業となり會合となりて、現はれたる重なるものを擧ぐれば、

一、學校中心 父兄會、母姊會、學藝會、運動會、展覽會、幻燈會、同窓會等は各村各學校相通して之を施設し、智徳の啓發、向學心の増進、趣味の向

上、學校家庭聯絡等に資して多大の裨益あり。

二、役場中心 農談會、通俗講演會、品評會、講習會、慰安會等は各村相通じて、時機に適したる施設のあるありて、農業思想の培養、忠實服業の美風増進に努力しつゝあり。

三、宗教家中心 此の項に屬するもの未だ一般に普及せるを見されども、高僧を聘して講演會を開く。(西村)村内二ヶ寺院に毎月日を定めて社會教育上の説教をなすもの(二武)の如きあり。又人吉には女徳會の施設あり大要を擧ぐれば、

女徳會 人吉別院輪番主となりて、人吉町の酌婦藝妓を毎月一回(五日)別院に集め、婦徳を修めしむるの目的にて、特別布教講話をなすものにして、大正二年十一月の創設に係り、會員百餘名、人吉警察署長も助力し漸次盛運に向ひつゝあり。

其の他教育會、神職會の通俗講演會あり。人吉、多良木に教育會附屬の圖書閱覽所、巡回文庫の設けあり。毎月二回發刊の人吉時報等ありて、社會教育

上に貢献する所多し。

要するに以上の諸施設は、互に相聯絡提携して、其の効果を一層強大ならしむるものなれども、郡内未だ其の統一の完全せるもの少なし。唯湯前村、黒肥地村の村教育會、一勝地村の共育會等は是等を一團となして活動の機運に向ひつゝあるもの、如し。

### 第三節 青年教育事業

青年教育事業は、社會教育中特に重要視すべきものなれば、各村の經營施設亦一層苦心せるもの、如し、今郡内を通覽するに補習夜學、壯丁夜學の二つに分つを得べし。

一、補習夜學 尋常科卒業後二ケ年若くは三ケ年農業補習教育をなさんかため、補習學校の設けあるもの前表西村外十三ケ村あり、其の他青年會の事業として、青年夜學を實施し居るもの六ケ村に及ぶ。されど一般を通して欠席者の多きため、豫想の實績を收め得ざるは遺憾とする所なり。

二、壯丁夜學 徴兵適齡者に課する夜學にして郡當局も大に之を獎勵し、各

村共に其の實施あり、爲めに近年は壯丁學力成績の如きも先づ良好に向ひつゝあり。されど各村其の期間に長短あり、壯丁の出席歩合に等差あり、今後努力すへき點亦少からず。爰に其の優良なりと認めらるゝ施設を擧ぐれば、

大村壯丁夜學會 明治四十二年、創めて大村尋常小學校内に開設し、爾來今日に至るまで繼續せり。教科目は修身、國語、算術、擊劍、兵式教練を課す。

學級は三組に編制す、尋常小學校卒業及之れと同等の學力を有するものを第一組とし、尋常六學年卒業及之れと同等の學力あるものを第二組とし、尋常四學年卒業及半途退學のものを第三組とす、現今會員數九十五名あり。

教授時間は隔夜約二時間とし、農繁期は休業とす、學科擔任は學校職員三人、兵式教練は在郷軍人中より之に當り、擊劍は役場員二人にて教授す。村長、學校長、軍人會長、青年會長、學務委員、役場書記は本會の

ため幹旋の勞に當る、而して夜學會長には軍人會長之に當り、監督の任務を司る。本會員は自治的精神を以て本會の發展を圖る。

要するに當局者の熱心は勿論、軍人會の幹旋盡力、青年會との聯絡等によりて隆盛を來すものなり。現に村教育會設立後の湯前村、軍人會活動後の中原村等が、著しく優良となりしか如き之を證するに足らんか。

### 第四章 行政的事項

#### 第一節 諸官衙

球磨郡役所 人吉九日町に在り。明治十四年の建築にして、敷地百六十五坪、建家八十三坪、所内、庶務係七名、勸業係八名、財務係四名、教育係三名の吏員ありて、郡長之を統督し、郡内一般の行政事務を司る。大正三年度の經費七千六百四十八錢にして、内俸給及諸給六千八百八十六圓二十四錢、廳費八百三十圓二十四錢なり。

人吉警察署 人吉九日町に在り。明治十四年の建築にして敷地百六十五坪、

建家五十九坪、署内、庶務會計、治罪の三分課を置き、署長以下二十九名の署員ありて、警察事務を掌る、管下を二十管區に分つ左の如し。

管區	駐在所所在地	管轄區域	管區	駐在所所在地	管轄區域
第一 (直屬)	人吉町川南	川村 柳瀬	第十一	川村 柳瀬	川村大字柳瀬、深水
第二 (直屬)	人吉町川北	川村 川邊	第十二	川村 川邊	川村大字川邊
第三 (直屬)	下吉町北	四浦 田代	第十三	四浦 田代	四浦 一圓
第四	大村 瓦屋	五木 頭地	第十四	五木 頭地	五木 一圓
第五	西瀬村 矢野	山江村 山田	第十五	山江村 山田	山江村 山田
第六	藍田村 養野	山江村 万江	第十六	山江村 万江	山江村 万江
第七	藍田村 大畑	中原村 林	第十七	中原村 林	中原村 一圓
第八	西村 松里	渡村 舟戸	第十八	渡村 舟戸	渡村 一圓
第九	一武村 指松	一勝地村 柳詰	第十九	一勝地村 柳詰	一勝地村 一圓
第十	木上村 藏城	神瀬村	第二十	神瀬村	神瀬村 一圓

尙人吉驛には派出所一ヶ所を置く

多良木分署 多良木村字馬場にあり。明治二十二年の創立にして、敷地三百十四坪、建家二十六坪、署長以下十六名の署員ありて、警察事務を司る、管

下を十二管區に分つ左の如し。

管區	駐在所所在地	管轄區域	管區	駐在所所在地	管轄區域
第一	(直屬)	多良木村	第七	岡原村岡本	岡原村一圓
第二	(全)	右全	第八	久米村堂山	久米村一圓
第三	須惠村頼所	須惠村一圓	第九	湯前村上里	湯前村一圓
第四	深田村下里	深田村一圓	第十	水上村岩野	水上村岩野
第五	免田村堀の角	免田村一圓	第十一	水上村江代	水上村江代、湯山
第六	上村永金	上村一圓	第十二	黒肥地村茂原	黒肥地村一圓

人吉稅務署 人吉町字麓町に在り。署長以下十四名の署員ありて、本郡内の國稅の徵收事務を司る。本署は熊本稅務監督局に屬し、本縣内には八ヶ所あり、本署は其の一なり。

八代區裁判所人吉出張所 人吉町字寺町に在り、郡の下部即人吉町外十五ヶ村の登記事務を司る。

八代區裁判所多良木出張所 多良木村字馬場に在り、郡の上部即ち多良木村外八ヶ村の登記事務を司る。

人吉小林區署 大村字上青井にあり、熊本大林區署に屬し、管區一町八ヶ村に渉る。署員は國有林勤務五名、小林區署内勤務四名、製材所勤務三名、伐木所勤務二名總員十四名なり。本林區に屬する國有林の面積九千二町三段九畝歩、山の數九ヶ所あり、五つの保護區に分てり、多くはモミ、トガの如き用材類を植栽し、薪炭用とするカシ類の如き亦尤も豊富なり。是等伐木の運搬は主として、球磨川及鐵道に依る。

元來國有林野の經營は八十年伐(スギ、ヒ)四十年伐(薪炭用)二十五年伐(雜木)の三種に分てり、人吉小林區の管轄面積は、本郡の西及北の半分を占め、東西七里、南北十三里、約四十八方里を管轄す。一ヶ年の收入十二万圓に達し、一町歩の純收入平均八圓にして、熊本大林區署管轄内に於て第一位を占む、造林は年々約四百町歩を植林し、其植付本數一町歩に付四千三百二十本なりとす。

一勝地製材所は人吉小林區署に屬し、一勝地村大字三ヶ浦にあり、九州鐵道那良口驛を距る林道二十五町にして、牛馬車を通し得べく、製品搬出極めて

便利なり。當所は明治四十年四月二十四日の開所に係り、全面積七千五百五十八坪、建物合計十五棟、此の敷地面積四百六十五坪餘なり、構内には軌道縦横に敷設せられ、其延長三百七十九間にして、資材並に製品の運搬に資す。製材従事員三十四名、製材機械運轉原動力は木屑、鋸屑を燃焼し、蒸汽力によるものにして、是等燃焼料消費高は一日當木屑三百貫目、鋸屑七百貫目計千貫目なり。而して汽罐の給水は、當所の南方約百間を距る小井手より、樋を以て水槽に導き、之れより唧筒により汽罐に注水するものにして、一日當所要の水量四十石とす。汽罐馬力は三十五にして、大割堅鋸一、堅切丸鋸二、横切丸鋸一、目立機一を運轉す。

當所の製品は主として八代、福岡縣大川町、戸畑町、福岡市、佐世保、小倉、門司、岡山、大阪に販賣す。

多良木小林區署 多良木村上の原に在り、熊本大林區署に屬す、明治二十一年八月、熊本大林區人吉出張所を設置せしに創り、二十三年五月多良木、須惠の兩小林區署を設置し、球磨川以南の湯前、久米、多良木、岡原、上村、

免田、一武、西村の八ヶ村を多良木小林區の管轄とし、川北の水上、黒肥地、須惠、深田、木上、川村、四浦、五木の八ヶ村を須惠小林區の管轄としたり。其の後二十九年十月、須惠小林區を廢して多良木に合併し、四十一年湯前(仁原)に事業所を開設し、四十二年又湯前(阿久曾)に事業所を設けたり。署長以下十名の署員ありて諸務を掌る。本林區に屬する國有林一万一千二百四十八町五反二畝二十二歩にして、植栽伐木製材等の事業着々發展しつつあり。人吉郵便局 人吉九日町にあり、郵便、爲替、貯金等の事務を掌る、其の他郡内に神瀨郵便局、一勝地郵便局、渡郵便局、大畑郵便局、堀の角郵便局、多良木郵便局、湯前郵便局、岩野郵便局、四浦郵便局、五木郵便局の十ヶ所あり。

人吉驛 鹿兒島本線門司起點百七十七哩三分を距る熊本縣球磨郡大村字城本にあり。驛従事員四十七名あり、明治四十一年六月一日開始、漸次驛の擴張工事を施し、明治四十二年四月電信宿直室を増築し、明治四十二年三月には貨物線を増設す。全四十四年二月機關庫を新設する等、施設漸次完備を來せ

り。構内には出店、茶店、呼賣等の營業をなさしめ、旅客の便益に供す。  
大畑驛 藍田村大字大畑にあり、明治四十二年十二月二十六日の開業にして、  
従業員十一名、海拔一千餘尺の高地にして、村落を距ること半里程、道路險  
惡にして交通甚だ不便なり。ループ線を以て名高し。

矢嶽驛 藍田村大字大畑字大川間にあり、明治四十二年十一月二十一日の開  
業にして、従業員九名、海拔一千八百尺の高地にして、空氣清淨、九州輕井  
澤として名高し。附近の戸數僅かに十數戸。

附矢嶽墜道 矢嶽驛の南方數町にあり、日向肥後兩國の境界なる海拔二千  
五百尺と稱する矢嶽山の中腹を貫き、延長六千八百七十七尺、實に本邦第  
四の墜道なり。

渡驛 渡村字一本杉に在り、明治四十一年六月一日の開業にして従業員八名。  
奈良口驛 一勝地村大字三ヶ浦字奈良口に在り、明治四十三年六月二十五日  
の開業にして従業員七名。

一勝地驛 一勝地村字友尼に在り、明治四十一年六月一日の開業にして従業

員十名。

郡立人吉病院 人吉町字老神町に在り、敷地千四百坪、建家三百坪、院長以  
下醫員三名、藥局二名、事務員二名、看護婦六名にして、一ケ年の經費を舉  
ぐれば、郡費支出千七百二十八圓十九錢にして、收入金八千百九十一圓七十  
六錢。

郡立多良木病院 多良木村上原に在り、敷地五百八十七坪、建家 坪、  
醫員二名、藥局一名、事務員一名、看護婦四名にして、一ケ年の經費を舉ぐ  
れば郡費支出七百九十五圓、收入金四千三百八十五圓

第一一節 町村役場

各町村中樞の地に位置し、自治行政機關として、當該町村一切の事務を掌る。  
一般を通じて相當の建築あり、今其の位置を舉ぐれば。

名	稱	位	置	名	稱	位	置
人吉町役場				藍田村役場			
	人吉町字	鍛冶屋町			藍田村大字	間字	東間

西村役場 一武村役場 免田村役場 上村役場 岡原村役場 久米村役場 多良木村役場 湯前村役場 水上村役場 黒肥地村役場 須惠村役場 深田村役場	西村字松里 一武村字指松 免田村二子區字堂山 上村字永里 岡原村福留區 久米村字天神原 多良木村字馬場 湯前村字二本柿 水上村大字岩野 黒肥地村字茂原 須惠村字九尾 深田村字小枝	木上村役場 川村役場 四浦村役場 五木村役場 山江村役場 大村役場 西瀬村役場 中原村役場 渡村役場 一勝地村役場 神瀬村役場	木上村字藏城 川村大字深水 四浦村字田代 五木村字頭地 山江村大字山田字味園 大村字泉田 西瀬村大字西浦字戸越 中原村大字中神字石坂 渡村字茶屋 一勝地村字柳詰 神瀬村字木屋角
--	--	---	--

1、町村稅及基本財產  
第三節 諸稅

町村名	町村稅 (大正二年度)	基本財產 (大正二年度末)
人吉町	一六、一九〇、一六九	四、〇一五、一九六

町村名	町村稅 (大正二年度)	基本財產 (大正二年度末)
藍田村	一四、六六三、五七七	一〇九、三一二、五三一
西武村	五、八〇〇、九三六	二一、四五九、九七五
免田村	六、三八〇、六〇〇	六三、一五九、二〇六
上原村	五、一二二、五四七	一五、〇四一、八四七
岡原村	九、一二九、二八五	九三、四二九、八二五
久米村	六、二〇〇、五三五	五九、八六三、〇〇〇
多良木村	八、五二一、六九四	四八、四一一、三四七
湯前村	九、五五一、七九〇	三三、二八五、八四六
水上村	一三、六四二、五五五	二〇五、〇六二、三五三
黒肥地村	一一、五五六、五八三	二四、三七六、〇九五
須惠村	八、八〇七、九六三	八二、一一六、〇〇〇
深田村	三、九八九、四六三	三四、五五二、七四二
木上村	五、九二一、九四一	五六、一八一、四六六
川浦村	六、一〇三、〇八〇	二七、九二九、〇〇〇
四浦村	九、五六二、九五二	五、八一五、九四〇
五木村	四、三八二、五〇六	二、八九七、三六五
山江村	七、六四一、一六六	二六、八一五、九六八
深田村	一三、一三〇、七八四	三九、〇五二、五七二



2、縣 稅

(大正二年度分)

町村名	地租割	營業稅	雜種稅	營業稅附加稅	鑛業稅附加稅	所得稅附加稅	實業營業稅附加稅	戶數割	計
久米村	二,一五,二五五	一四〇,三六〇	四二八,五〇〇	二七,六三〇	二,三四三	二九,七四〇	四〇〇	八六四,四三〇	三,六一八,六八五
岡原村	一,九四三,二九五	一五〇,九〇〇	一四四,三三〇	七,〇八〇	五,五四〇	二〇,五九〇	三〇〇	八四八,二五〇	三,一七〇,三三九
上武村	一,九四三,二九五	一五〇,九〇〇	一四四,三三〇	七,〇八〇	五,五四〇	二〇,五九〇	三〇〇	八四八,二五〇	三,一七〇,三三九
免田村	一,四四三,〇三〇	一六八,八五〇	五六一,四三〇	二七,七九〇	—	五,一三〇	一八〇	一,一六五,九五〇	三,八五七,七七五
西武村	一,二六〇,三九〇	一〇二,四四〇	三三三,八〇〇	九,七〇〇	—	三,〇三〇	三三〇	七六八,八〇〇	三,〇四三,二九〇
藍田村	二,五二三,五六〇	二二七,八二〇	六二九,〇〇〇	三六,六四〇	三,二八〇	三〇,九三〇	三〇〇	一,四四四,三六四	四,七九七,七三〇
人吉町	四六九,八九〇	六六,六四〇	二,七六九,八七〇	八三,三四〇	—	一,三四三,〇九〇	一,一〇〇	一,一七四,一三〇	六,八三三,二二〇
大瀨村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西瀨村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中原村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
渡地村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一勝地村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神瀨村	—	—	—	—	—	—	—	—	—

一四〇

町村名	地租割	營業稅	雜種稅	營業稅附加稅	鑛業稅附加稅	所得稅附加稅	實業營業稅附加稅	戶數割	計
多良木村	二,二九二,五五五	四六一,二三〇	一,五四六,四九〇	一九,四〇〇	—	一四三,五四〇	六七〇	一,三七八,二九〇	六,〇三三,一七五
湯前村	二,四〇一,〇五〇	三三三,四六〇	七六五,〇一〇	三九,九八〇	一六〇	六一,六八〇	二〇〇	一,二二五,八二〇	四,七四一,三六〇
水上村	七三九,四五〇	一七〇,三五〇	五〇六,五五〇	三五,五三〇	一,三七〇	一一,九九一	三六〇	一,〇三九,三六〇	二,五〇四,九五五
黒肥地村	一,五二四,三三五	一七〇,四〇〇	四〇二,七〇〇	三三,二八〇	—	四八,三三〇	—	七二七,七三〇	二,八二四,四五
須惠村	一,二二〇,一四五	七三,八五〇	一九一,三三〇	七,七六〇	—	一一,八六〇	四五〇	四〇七,五五〇	一,七三三,六九〇
深田村	一,五八五,七九五	一〇七,九〇〇	二九八,三三〇	二〇,五六〇	一,六三〇	二七,九六〇	一八〇	五四五,五四〇	二,六二八,八〇五
木上村	一,七九九,七七五	八四,三三〇	三三四,四二〇	二七,三四〇	—	七七,二二〇	一四〇	六一一,一三〇	二,八二四,三六五
川浦村	一,八九一,六一五	一〇八,九二〇	三六八,九三〇	二,二八〇	—	一七,四四〇	四三〇	九六〇,八九〇	三,三三〇,五〇五
四浦村	二九五,八三五	八五,〇六〇	一七七,二七〇	三,三〇〇	一,五四〇	一一,八五〇	—	五三一,五八〇	一,〇九五,四五五
五木村	一九九,一八〇	八七,五六〇	一七三,四〇〇	一一,六九〇	〇〇〇	一〇,四四〇	—	八〇〇,〇九〇	一,三七〇,一五〇
山江村	一,五九〇,九五五	九〇,四五〇	三二六,一一〇	一一,九二〇	三九〇	一一,二八〇	—	一,二二八,三四〇	三,二四二,五六五
大江村	一,八一七,五四五	三三,四五〇	七九五,七二〇	一九四,九一〇	—	八六,五九〇	四四〇	一,七三七,八四〇	四,九五七,五〇五
西瀨村	一,四一一,五三〇	六八,五九〇	一,〇六一,四七〇	一五,八八〇	—	二二,九四〇	二〇〇	一,七三五,五四〇	三,七九五,九七〇
中原村	二,二二七,八七〇	一三五,〇八〇	三五五,一〇〇	二六,四四〇	二,八二〇	二二,〇八〇	一三〇	一,〇〇六,七六〇	三,七六八,三三〇
渡地村	五四五,〇一五	七〇,三〇〇	二五一,九一〇	二〇,六六〇	—	一一,五四〇	〇八〇	六三六,七五〇	一,五三六,二五五
一勝地村	六七七,二九〇	一四八,三三〇	四九四,五三〇	三二,七八〇	一五,二三〇	七,〇三三	六〇〇	一,一一二,四〇〇	二,四七六,〇七五
神瀨村	二二六,二三五	八七,三七〇	一一二,四九〇	八,五六〇	一,五九〇	二,七三〇	—	六三三,〇〇〇	一,〇七三,九九五

一四一

町村名	地租	所得稅	營業稅	自家用 醬油稅	賣藥稅	酒造稅	相續稅	探掘 區稅	探掘 區稅	礦物 消費 稅	醬油 石 稅
人吉町	三,二四九,四六五	八,九五五,八〇〇	七,九七九,一〇〇	一六,一〇〇,〇〇〇	三六,〇〇〇	三,八三三,五〇〇					
藍田村	八,三三六,八三五	九,四〇〇,〇〇〇	三,七九〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三,九八一,三〇〇					
西武村	四,八四六,三六五	四,四三三,五〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	一一〇,七〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇					
免田村	四,一五六,三五五	一,三三〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—					
上田村	五,四七〇,九〇〇	九,九七九,六〇〇	三,六〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	七,二六五,一〇〇					
岡原村	六,三三三,九三五	一,四六六,八五〇	三,六〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	一,四四〇,六〇〇					
久米村	六,三五六,九四〇	七,〇〇〇,三〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇					
多良木村	六,八八八,七〇〇	一,〇一四,三三〇	二,四七五,五〇〇	一七,三三三,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	五,三三三,〇〇〇					
湯前村	七,五〇〇,三〇〇	一,九五五,一〇〇	一,八八八,二〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇	三,三九九,七〇〇					
水上村	七,八四三,七三五	一,九七九,七〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一八,六六六,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	五,九九九,八〇〇					
黒肥地村	二,四九九,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,一〇〇,〇〇〇					
須惠村	三,二八八,六三五	四,三三三,〇〇〇	五,九七九,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	五,一三三,〇〇〇					
深田村	五,一四四,一六五	九,九七九,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	二,三三三,〇〇〇					
木上村	五,八三三,三三〇	二,四一〇,一六〇	三,三三三,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	三,九九九,〇〇〇					

計	地租	所得稅	營業稅	自家用 醬油稅	賣藥稅	酒造稅	相續稅	探掘 區稅	探掘 區稅	礦物 消費 稅	醬油 石 稅
川村	六,三三三,四〇〇	六,三三三,四〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	一六,七〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇					
四浦村	九,九七九,〇〇〇	五,二六六,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	—	—					
五木村	六,七九七,〇〇〇	一〇,一〇〇,〇〇〇	八,七〇〇,〇〇〇	一四,三〇〇,〇〇〇	—	—					
山江村	五,一八九,六三五	三,三三三,〇〇〇	一八,二〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇					
大江村	六,三三三,一三五	二,一三三,三三〇	一,七〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇	四,一三三,〇〇〇					
西瀨村	四,六六六,〇〇〇	六,八八八,〇〇〇	二,九〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇					
中原村	七,三三三,七〇〇	六,四〇〇,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	四,一七七,〇〇〇					
渡村	一,八九一,七三五	三,三三三,八〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	七,八三三,〇〇〇					
一勝地村	二,三三三,三〇〇	三,三三三,一〇〇	二,四〇〇,〇〇〇	九,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	二,三三三,〇〇〇					
神瀨村	八〇六,一六〇	九,七〇〇,〇〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	一〇,九〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇					
總合計	三三〇,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇					

第五章 團體的事項

第一節 赤十字社

日本赤十字社熊本支部、球磨郡委員部 本部を球磨郡役所内に置き、本部内

の事務を取り扱ふ、社員數、特別社員三、終身正社員五百六十五、正社員千二百七十八、計千八百四十六人あり。

#### 第一一節 在郷軍人會

帝國在郷軍人會は、本郡に於て、明治四十二年頃各町村に於て、在郷軍人團として組織されたるものなるが、明治四十四年十一月三日、帝國在郷軍人會の發會と共に、之が分會となる、其の事業の重なるものを舉ぐれば、軍人精神の鍛鍊、服務例の講習、武技の教練、壯丁補習夜學等にして、基金造成の方法として、各町村多少の差ありと雖も、杉、檜の苗圃造成、共同植林、荒蕪地の開墾等による。

#### 第三節 帝國軍人後援會

本會は帝國軍人の後援となり、軍人をして後顧の憂なからしめ、且つ尙武思想を涵養するを以て目的として組織せられたるものにして其の事業として目下實施せるもの生活扶助、小兒保育、慰問會開催、軍人遺族紀念會開催、招魂祭奉納、軍事思想の獎勵普及等にして、漸次經營施設せんとするもの授産

場の開設、軍人遺族獎學貸費、恤兵等なり。現時本郡に於ける會員數百二人とす。

#### 第四節 愛國婦人會

愛國婦人會熊本支部、球磨郡委員部 事務所を球磨郡役所内に置き、本郡内の事務を取扱ふ。會員數、特別會員百九十四、通常會員九百四十六、計千百四十とし、別に賛助會員十七人あり。

#### 第五節 郡農會

帝國農會法により、明治三十二年組織せられたるものにして、其の事業を舉ぐれば、専務の技術員を置き、水稻採種、陸稻採種、麥種採種、給水組合補助、害虫驅除獎勵、農事講習講話、普通農事委託試験、水稻競作等なり。尙競犁會、品評會の獎勵等をなすの計畫あり。大正三年度經費總額貳千八百拾四圓參拾貳錢七厘にして、内郡費の補助九百圓、縣補助參百九拾七圓參拾錢なり、各村に於ては郡農會の下に村農會の組織ありて、農事の改良進歩上ソレ々活動しつゝあり。

## 第六節 産牛馬組合

産牛馬組合法により、明治三十二年組織せられたるものにして、事務所を球磨郡役所内に置き、其の後牝牛、牝牛、牡馬、牝馬等を買入れ、種付をなし、一方人吉町及多良木村に於て牛馬市を開き、明治四十一年より糶市を開始し、尙犢牛、駒馬の奨励法を設けて、以て産牛馬の改良に資しつゝあり。大正三年度経費總額四千四百四拾壹圓六拾五錢、内聯合會の補助百五拾八圓八拾四錢なり。

大正四年二月國有種馬の交尾所を深田村四浦村の二ヶ所に設置せり。

## 第七節 茶業組合

茶業組合法によりて、組織せられ事務所を大村出町長船宅に置き、事業として模範茶園の設置、製茶競技會の開催、製茶機械購入、製茶傳習所及共同製茶所補助等にして、大正三年度経費總額五千六百二十八圓八錢四厘、内郡費補助千五百圓、聯合會議所補助二千六百四十圓なり、由來本郡は茶樹に適し、自然茶の生育甚多し。近年其の製法を改良して、静岡製に倣ひたるを以て品

質優良となり、海外輸出品として重んぜらるゝに至れり。前途大に發展の見込あり。目下本郡内に設けられたる練習所は、神瀬村一、一勝地村一、渡村一、山江村三、四浦村三、五木村二、水上村一の十二ヶ所にして、共同製茶場は四浦村初神外四十六ヶ所あり。

## 第八節 水利組合

幸野百太郎溝の水利組合にして、事務所を郡役所内に置く、大正三年度経費總額幸野溝分一万三千六百九圓、百太郎溝分四千五百五十九圓二十錢なり。

## 第九節 教育會

熊本縣教育會球磨郡支會は、事務所を郡役所内に置き、本郡教育普及上進を図るを以て目的とす。事業の重なるものを舉ぐれば講習會開催、教育調査、圖書閱覽所經營、通俗講演會開催、視察員派遣及表彰弔慰等にして、大正三年度経費總額千五十九圓五十一錢、内郡費補助六百二十圓なり、尙郡内を八部會に分ち、教育の實務に關する研究をなしつゝあり。

## 第十節 神職會

熊本縣神職會球磨郡支會は事務所を郡役所内に置き、郡内神社の神職を以て組織す、其の目的として神職職務上必要なる事項を攻究し、神社の隆盛と道徳の振興とを圖るに在り。其の事業の重なるものを舉ぐれば、神社に關する諸般の調査、神職の講習及養成講習會の開催、機關雜誌及圖書の刊行、會員の表彰及戒飾等なり。大正三年度の經費總額三百七十九圓にして、内郡費補助二百圓なり。

#### 第十一節 醫師會

熊本縣醫師會 球磨郡支會は、本郡内の開業醫師を以て組織す、事業として貧民施療、防疫及壯丁學童のトラホーム治療費の半減等にして、之れに屬する上下の部會を設けて、醫術上の研究發表をなす、大正三年度經費總額百六十六圓六十錢なり。

#### 第十二節 佛教婦人會

人吉町佛教婦人會 本部を人吉別院に置き、人吉町及近郷の婦人（四十歳まで）を以て組織す。婦人淑徳の修養を目的とし、毎月料理、生花等の實習、

修養上に關する講話等を開き、會費として特別會員は毎月五錢、普通會員は貳錢宛を醸出し、會の費用に充て、其餘分は之れを海外布教の資に送るといふ。明治三十七年の創設にして、時に消長なきにあらざれども、現在會員四百八十餘名を有し、積立金の如き約參百圓に達し、益盛運に向ひつゝあり、人吉別院輪番之れを擔當管理す。

#### 第十三節 青年會

藍田村東間區青年會 明治四十年八月の創始に係り、年齢十五歳以上四十歳以下のものを以て組織し、會員數六十五名を有す。其の事業の主要を舉ぐれば、年二回の總會、農事上の改良、風俗の矯正、植栽とし、現在金二十二圓五十三錢を有し、杉千七百本、檜五百本を植付け居れり。昨年村内に「チアス」流行の際會員義務的に防疫に盡力せし廉により、本縣知事より表彰を受けしことあり。

西村青年會附佛教青年會 西村青年會は、明治四十一年九月の發會にして、現時會員は年齢十七歳以上三十歳までにて、戸主をも加ふることをし、約

七八十名なり。會を組織するに、村を四地方に別ちて、第一より第四までの四支部とし、更に部落によりて各字分會に別つ。經費は毎年一戸(一人)五錢宛の會費を徴收し、且つ有志者の寄附金を以て之に充つ。

過去の事業の概要を舉ぐれば、青年會大運動會舉行、益富政助氏を聘して、通俗講演會開催、毎年繩品評會開催、羽田師範學校長を聘して通俗講演會開催、一武大平山官林下草刈をなす等にして、目下の方針は會の基礎を確立し、會の目的を達するため、基本金積立に大に力を盡し、大に節約しつつあり。

一武村青年會 一武村青年會は滿十五歳以上四十歳以下の青年を以て組織し、總數二百餘名に達し、毎年春秋二回總會を開く、十七部落の各區には、支部を置き、名士の講演、農事視察、貯金、夜學、下女下男の表彰等は、其の主なる事業なり、又本會に屬する、二十五歳以下の會員を以て、組織する研究部の設けあり。

免田村青年會 明治四十一年九月の創設にして、十組に分る毎年總會を開き

諸般の事を協議す。

上村青年會 上村一圓の青年を網羅し、各部落に支會を置き、知徳の研究、風紀の改善、實業の發展、非常事の警戒等に努め、又基本金の貯蓄などに意を注げり。

岡原村青年會 明治四十一年九月十三日、村各區の從來の壯年會を合同して、岡原村青年會を組織し、青年相互の智徳を修養し、治産を講し、進んで村内の風紀を改め、公益を計り、以て國民たるの本分を盡すを以て目的とし、會員は十五年以上四十歳以下の男子にして、總數三百二十人、事業として火難、水害、風害等の救助、諸名士學者、老農等を聘して、講話會開催、品評會の開催、試作地の經營、共同貯金並に農事視察等をなす。

久米村青年會 本會は明治四十一年九月の創設にして、青年相互の智徳を修め、村内の風紀を改善し、農事の進歩發達を圖り、正しき村是を作るを以て目的とし、本會に於て施行すべき事項は講話、震水、風火の難を救ふこと、体育に關する技術運動をなすこと、生産物の品評會を開催すること、

會員の善行を表彰すること、上球磨青年會と連絡を保つこと等なり。

多良木村青年會 多良木村青年會は、明治四十二年の創設にして、青年の智徳を修養し、体育を奨励し、品位の改善を圖るを以て目的とし、會員は年齢滿十四歳以上三十五年以下の者を以て組織す。而して本會の目的を達せんが爲め、學術講演部、体育部、實業部の三部を置き夫れく活動しつ、あり。

湯前村青年會 村教育會中の青年部に從屬し、教育會の主義方針の下に教育するものごとす。

水上村青年會 村長之れか會長となり、青年より副會長を定め、會務を執り消防等に盡力す。

黒肥地村青年會 青年指導の機關として、青年會の組織あり、毎年二回總會を開き、諸般の協議をなし、且つ會員相互の親睦を圖り、又有益なる講話を聴取して、益々智徳の修養向上に努めつ、あり。

須惠村青年會 明治四十一年の創立にして、會員二百名事業として農産物、

手藝品評會、講演會、火災、水難豫防並に救助等をなす。

深田村青年會 明治二十七年七月六日の創立にして、青年の智徳を修養し、体育を奨励し風紀の改善を圖り、奢侈の弊風を矯正し、勤儉貯蓄の美風を涵養し、國民の本分を完うする目的の下に青年會を組織す。其の方法として、學術、講談、体育、實業の各部門を置きて、事業の研究實施をなし、定期總集會には名望ある士を乞ひて農業上の理論と實際又は品性修養談等を聞かして、誘掖指導しつ、あり。

木上村青年會 明治四十二年十月の創設にして、戊申詔書の御趣旨を奉體し、其實踐を計るを以て目的とし、會員は本村民にて滿十五歳以上四十五歳までの男子にして、農事其の他の改良、勤儉貯蓄勵行、風紀の改善、善行者表彰、講演會、品評會開催、保護兒童に學用品貸與又は給與、學齡兒童出席督促及奨励等をなし、基本金三百七十二圓四十九錢を有す。

川村青年會 本村には各區に獨立せる青年會あり、各青年會は連絡を保つため幹部會を開き又は聯合大會を開く。

柳瀬青年會 明治四十三年十一月の創立に係り、柳瀬在住の青年を以て組織す、重なる事業は基金造成、補習教育獎勵、消防組の組織、農作物品評會、植林經營等なり。

深水青年會 明治四十三年十一月の創立にして、深水在住の青年を以て組織す、重なる事業は、青年補習夜學獎勵、里道改修、指道標建設、植林、耕地整理、助力等なり。

川邊青年會 明治四十二年の創立にして、川邊在住の青年を以て組織す、重なる事業は青年補習教育の獎勵、消防組の組織、造林、勞働貯金獎勵等なり。

四浦村青年會 明治四十一年十月の創設にして、其の目的とする所は、教育勅語の御趣旨を遵奉し青年の智徳を修養し品性を高め身體を鍛錬し勤儉貯蓄の美風、共同自治の精神を涵養し實踐躬行するにあり。爾來年々春季に總會を開き、進歩發展の途に就きつゝあるが、現今又其の組織變更に着手しつゝあり。

五木村青年會 村内野脇、頭地、宮園、小鶴の四ヶ所に青年團を組織し、各青年の指導教育を施せり。

山江村青年會 上山田青年會、山田青年會、嶽青年會、屋形青年會、万江里區青年會の五團體にして皆四十一年の創立なり。其の事業の大要を舉ぐれば、夜學會、模範茶園の造成、造林、風紀の矯正、會員各自の貯金、農産物品評會、道路の改修、講演會、火水風害等の救護事業等をなし、一面基金の造成に着手し夫れ々活動しつゝあり。

大村青年會 會員百八十餘名あり、本會事業としては肥料共同購入及植林は其の主なるものなり、本會基本財産造成の目的を以て村有原野を借入れ、陸稻栽培をなすの計畫中なり、一人一ヶ月金貳錢を醸出す。

西瀬村青年會 西瀬村青年夜學會と稱し、本村青年補習教育の機關とせり。會員は尋常小學校卒業の年より、徴兵適齡に達する迄の青年にして、尋常小學校以上に、修學せざるもの限り、時期は凡て家業の閑散なる時を撰び、例年十月に始り翌年三月に終るごせり。然して土地の關係上學校兒童



の區域により、二ヶ所に開設し、學校職員教授の任に當れり。

中原村青年會 三十三年の創立にして、會員七十名にして、重なる事業は郡農會採種田の委託を受け、之れか耕作をなし、又村有區有林の監守をなす、大正二年の經費八十二圓積立金百圓を有す。

原田區青年會 三十年の創立にして、會員八十名にして農業の研究講話、消防、風紀の矯正植栽等をなし、大正二年度の經費三十圓、

中神區青年會は三十六年の創立にして、會員七十名、風紀の矯正、産業の發達を圖り、大正二年の經費四十五圓、積立金二十圓。

渡村青年會 明治四十一年の創立に係り、會員三百人、十五歳以上四十歳以下の男子を以て組織す、六小部に分ち、各部に支部長、理事等の役員を置く、青年の智識道德を進め、風紀を矯正し、殖産の振興を圖るを以て目的とし、又風水災、火難等の救護をなす。

一勝地村青年會 一勝地青年會は大字一勝地在住のものにして、尋常小學校卒業以上三十五歳までの男子を會員とし、毎年秋冬の候夜學をなし、隔月

に講話會を催す。

三ヶ浦青年會 は明治二十五年始めて永親會の名を以て起り、爾來幾多の變化を來し、明治三十六年二月三ヶ浦青年會と改稱し、風俗の改良、諸般の警備、公共事業等に盡力し、後會則を改め、男子十七歳以上收容する事とせり。基本財産として現今杉二万本餘、松一万五千本を有し、現金郵便貯金公債證書二百餘圓を有す。

神瀨青年會 五部に分れ、各部に青年支部を置き、風紀の矯正改善を計り、智徳の修養、産業の奨励を目的とす。

## 第六章 交通的事項

### 第一節 道路

縣道 人吉街道 佐敷より來る人吉街道は、本郡一勝地村に入り、渡村中原村西瀨村大村を経て人吉町に至る、延長九里八町四間、更に人吉町より藍田村を経て、宮崎縣界に至る、五里七町五十六間。

多良木街道 藍田村より起り、西村一武村免田村を経て、多良木村に至る迄、延長五里六間、更らに多良木村より湯前村を経て宮崎縣界に至る迄、延長參里拾參町參拾四間。

里道 郡内の里道は總て縣道を起點として、各村に通するものなり、今其重なる往還を舉ぐれば、

一勝地往還 一勝地村字宮園より起り、南し更に西して鹿兒島縣山野に通ず、明治四十四年の開鑿なり。

万江往還 人吉紺屋町より起り、大村瓦屋を経て万江に入り、八代郡下松求麻に至る。

山田往還 人吉紺屋町より起り、大村鶴馬場を経て山江村山田に達す。

吉田越 藍田村東間より蓑野古佛頂を経て、大川間を過ぎ、鹿兒島縣吉田に至る、所謂舊藩の薩州越街道なり、この道古佛頂より大塚發電所に至るものあり。

五木往還 大村新町より起りて、川邊川に沿ひ、川村四浦村を過ぎ、五木

村頭地に至り、分岐して、一は宮園を過ぎ八代郡柿迫に通し、一は小鶴を経て、八代郡川俣村に至る。

江代往還 人吉七日町より起り、大村川村木上村深田村須惠村多良木村(河北)黒肥地村を經水上村岩野に至り、新橋にて分岐し、一は湯山に至り、一は江代村に至る、此道は木上村に分岐し、球磨川を渡りて免田村五木松にて縣道に入るものなり。

上村往還 一武村より起りて上村に入り、更に延ひて岡原村久米村を経て湯前に達す。

四浦往還 免田堀の角より起り、深田村を貫通し、四浦村に達し、五木往還に合す、大正二年の開鑿なり。

岡原往還 免田堀の角より起りて、岡原村の中央を貫き、久米村にて上村往還に合す。

槻木往還 多良木より起り、久米村堂山を過ぎ槻木村に達す、

黒肥地往還 多良木村字平原より起り、球磨川を亘りて黒肥地村に至り、

江代往還に合す、明治三十八年の開鑿なり。  
 湯山往還 湯前村深田に起りて、古城を過ぎ幸野溝に沿ひ、技折を経て湯山に達す。

爰に各町村車輛の數を擧げて、郡内交通の参考に資せん。

郡内車輛數 (大正三年十月現在)

町村名	客馬車	荷馬車	人力車	牛車	荷車	自轉車
人吉町	八	二六	二五	一	二〇一	一八八
藍田村	七	五七	四	二	二三	二二
西武村	九	三九	一	二	三	五
免田村	八	六一	四	一	二	三
上原村	一	四五	一	一	四	二七
岡米村	一	一五	一	一	六	二八
久米村	一	二四	一	一	四	二七
多良木村	一	八一	一	一	五	三三
湯前村	一	四六	三	一	七	七〇

町村名	客馬車	荷馬車	人力車	牛車	荷車	自轉車
水上村	一六	五五	三	一	一〇	二二
黒肥地村	一	四八	一	一	一八	一九
須惠村	一	二七	一	一	六	二二
深田村	一	三一	一	一	七	二二
木上村	一	二〇	一	一	四	二五
川浦村	一	二二	一	一	七	二五
四木村	一	一五	一	一	一	一七
山江村	一	一四	一	一	一	一七
大山江村	一	四〇	一	一	一	六七
西瀬村	一	六〇	一	一	一	六三
中原村	一	一七	一	一	一	四一
中瀬村	一	二七	一	一	一	一一
渡原村	一	二六	一	一	一	一七
一勝地村	一	四九	一	一	一	三七
神瀬村	一	八六	一	一	一	三一
計	五九	八六五	六四	八四	七〇二	七三九

第二節 鑛路

鑛道 鹿兒島本線は、門司起點一六九哩九にして、一勝地驛に達し、それより一哩七にして奈良口驛、一哩七にして渡驛、四哩にして人吉驛に着し、更に五哩五にして大畑驛、五哩九にして矢嶽驛に達し、宮崎線に入り、鹿兒島に達す。

第三節 水運

人吉下り 深田より人吉に至る球磨川の流程三里餘、舟行一時間にして達す。現今川舟九艘あり、日々一回人吉に往復し、運搬頗る便なり、賃金馬車よりも廉なれば旅客の是れによるもの亦多し。

白石下り 人吉町より八代に至る流程十四里舟行五時間にして達す。鑛道開通以前は本郡唯一の交通機關たりしも、其後殆んど廢れ僅かに貨物の運搬をなすのみ。されど人吉町白石驛間旅客の舟を借りて奔湍激流を賞するもの今尙多し、舟行六里二時間を要せず。唐の李白が

朝辞白帝彩雲間、千里江陵一日還、

兩岸猿聲啼不住、輕舟已過萬重山。

の詩にさも似たり。

筏流し 本郡特有の木材は球磨川本流支流の水運によりて。人吉驛に集まり、一は鐵路によるものあれど、其大部は筏を組み水陸八代に達す、又球磨川の一奇觀たるを失はず。

第四節 通信

郵便 本郡に十一ヶ所の郵便局ありて、通信事務を掌る。

電信 人吉一勝地堀の角多良木の四局は電信事務を掌り、又人吉驛に於ては公衆電報の取扱をなす。

電話 人吉を中心とせる電話は、大村藍田の近郷に及び、通信の便に供せらるゝと共に長距離電話に接続して、遠地の要務を辨ず、又佐敷より來れる警察電話は人吉署を過ぎて多良木に達す。

第七章 銀行會社

銀行 本郡の金融機關として、左の銀行あり。大正元年の調によれば、

銀行名	場所	創設	入立	出金	預金合計	年末残高	貸付金合計	年末残高	貸付金抵當合計	送金手形	通貨在高
肥後銀行	人吉町支店	人吉町字五日町	明治四十年五月	六、三〇五、七〇四	六、三〇三、四九六	一、八六六、二〇〇	二九四、七三〇	六〇、三三〇	六〇、三三〇	一、一七二、九五九	三三、三七〇
田主丸銀行	人吉町支店	人吉町字新町	明治二十九年六月	四〇〇、五七二	四〇三、八七六	五、一七三	九、〇二二	五五七、〇三五	一六四、〇七三	一六四、〇七三	三七、一三九
田主丸銀行	多良木支店	多良木村馬場	明治三十一年三月	六三、八〇七	六三、八四二	六五、〇八三	五、五七六	五九五、四七五	一八四、八八四	一八四、八八四	二、九六六
大石銀行	多良木支店	多良木村馬場	明治三十四年九月	一三三、三六〇	一三三、二一九	二、五二三	四九三	一九六、八六三	六五、〇二二	六五、〇二二	一、八九六

其の他金融機關として、人吉九日町に福榮貯金株式會社、人吉貯金株式會社の二ヶ所あり。

會社

一、人吉水力電氣株式會社 人吉町に在り、大正元年八月の創業にして、資

本金總額七萬五千圓、株主二十六人、發電所を藍田村字大塚に置き、百六十疋馬力の動力にて、現時人吉町全部及大村藍田の一部に點燈しつゝあり。今後尙擴張の計畫あり。

二、人吉杭木合資會社 大村に在り、明治四十二年の創業にして、資本金六千圓、組合人員數六人、杭木商賣を營業す。

三、人吉煙草合名會社 人吉新町に在り、明治四十一年八月の創業にして、資本金一萬五千圓、組合人員四名、煙草元賣捌を營業す。

第八章 産業的事項

一、農産物(食用) 従事戸數專業七千六百六十三戸、兼業二千七百六十戸、人員、專業二萬五千九百三十三人、兼業九千八百三十一人。

品目	作付	反別	收穫	高	一反歩收穫
米		六、七、一三、七	一一一、六五四		一、六六三

二、農產物(特用)

實菜	品目	作付	反別	收穫	高	一反步收穫高
牛薑	勞		二五、五	七五、二三九	一九〇	二二七
蕃菜	椒		〇、二	六八		三四
漬燕	菁菜		七二、七	一九八、七〇〇		二二七
葱			九、九	三一、七六五		三二一
連	根		一四、〇	二二、二六二		一五九
西南	瓜		〇、三	四五〇		一五〇
甜瓜	瓜		一一、四	三二、六六〇		二八六
茄	瓜		一五、三	六一、九三〇		四〇五
茄	瓜		二、四	五、五九五		二二三
茄子	瓜		四一、〇	二八、〇五二		三一二
胡蘿蔔	瓜		八、七	二〇、三〇六		二二三

胡蘿蔔	筍	蒟蒻	青蘿蔔	甘藷	馬鈴薯	蠶豆	豌豆	玉蜀黍	蕎麥	稗	粟	小豆	大豆	大麥
七、三			三〇九、六	二〇七、〇	六三七、四	五、六	六、四	二、三、三	五三、二	五二七、五	八八、二	一〇四、二	一、九九一、三	一六七、二
														四、〇二四、〇
														四五三、四
														一六七、二
														三、八四一、一
														三、五〇〇
														九六六
														三二、〇二〇
														七五六
														七〇一
														三、八六七
														七五一
														一五四
														三九
														二四、一八六
														二、四九四、七八四
														一、一八二、一〇〇
														八〇三、二五四
														二七、九七三
														三一、四〇四
														一六、三七五
														〇、九五六
														〇、七七二
														〇、五七八
														一、六〇八
														〇、七二五
														〇、七九五
														〇、七三三
														一、四一一
														〇、六六一
														〇、六〇九
														四三二
														三九二
														五七一
														二五九
														二二四

大	三〇四、三	一〇七、九一四	三五
楮	二二一、一	一一〇、五九〇	五二
葉	一〇、二	五、五三九	五四
芒	一、一	一、〇七八	九八
蘆	一、三二〇 <sub>本</sub>	六、二七〇	

三、果實

品目	價格	品目	價格
梅	二、一〇五 <sub>四</sub>	蜜柑	一、三九二 <sub>四</sub>
桃	一、〇三五	子レレ <sub>ン</sub> ツル	四〇
梨	六、六四〇	夏蜜柑	一〇三
柿	二八、四〇四	其他柑橘	一、七五四
葡萄	一、三九二		

四、林産

品目	數量	價格
----	----	----

丸及角材	一〇五、七八 <sub>二</sub>	二四一、七一二 <sub>四</sub>
挽枕材	三二、四八六	二七、九三八
鐵道枕木	一、二五〇	五九八
車輻用材	六三〇 <sub>尺</sub>	一、〇七九
下材	一、八八〇 <sub>尺</sub>	二、三六九
竹材	三一、七五五 <sub>五</sub>	二二、七〇二
杉皮	六八〇 <sub>尺</sub>	一五六
竹皮	四、一三八	八二八
苗木	一、〇五九、七二六	三、一七九
樹實	一五、八六二 <sub>石</sub>	一四七、〇四一
木炭	二、一九〇、七二〇 <sub>斤</sub>	一三一、四四三
椎茸	一六、二六〇 <sub>斤</sub>	一三、八二一
諸菌類、松茸類	二、三一五 <sub>斤</sub>	七一六
獸皮	八一四 <sub>張</sub>	一、〇一三
石類	一〇六、〇五〇 <sub>圓</sub>	五、三〇三
土類	三、〇三二 <sub>坪</sub>	二二二
自然生蔬菜	五四六、三〇〇 <sub>圓</sub>	一二、〇一九
下草	八〇八、六二〇 <sub>圓</sub>	二四、二五九

價格總計 六二六、三八八

五、蠶業及茶業

蠶業、從事戶數、千六百二十八戶、繭の産額千八百八十二石、價格四萬八千二百二十圓、  
製茶總額、十六萬八千五百三十貫、價格十二萬五千七百三十五圓。

六、牧畜

種別	頭數	種別	頭數
牛	七、二三四	雞	二〇、三九〇
馬	八、一七一	鶩	一四〇

七、水産

從事戶數、專業三十二戶、兼業二千四十戶、人員、專業三十四人、兼業二百七十一人。

種別	數量	價格	種別	數量	價格
鮎	七、一八八	八、二九一	鮒	六二八	五五九
鯉	二、三三	四九	其他		二、〇七二
鰻	一、九六六	二、五四五			

八、工業

從事戶數五百十八戶、兼業二百五十三戶、人員、專業千九百九十一人、兼業四百六十八人。

種別	數量	價格	種別	數量	價格
生絲	二四三	一〇、六八三	燒真玉	六九	一、二六九
綿	二四	三〇八	醬油	六、三三五	
織物	六、一七九		紙	一四、六三〇	八、四九三
醬	六、一七九				
燒	六、一七九				
真玉	六、一七九				
生絲	二四三	一〇、六八三			



玻璃器	傘	濃粉	麥粉	瓦類	木製品	竹製品	油類	陶磁器
								五
								五
								一、一八五
								二、二四八
								一、二七五
								七、四五〇
								二、六一一
								一、五八六〇
								一、五八六
								二、五二〇
								九〇〇

九、商業

從事戶數、專業千六百七戶、兼業九百二十八戶、人員、專業四千五百九十九人、兼業千五百四十九人。

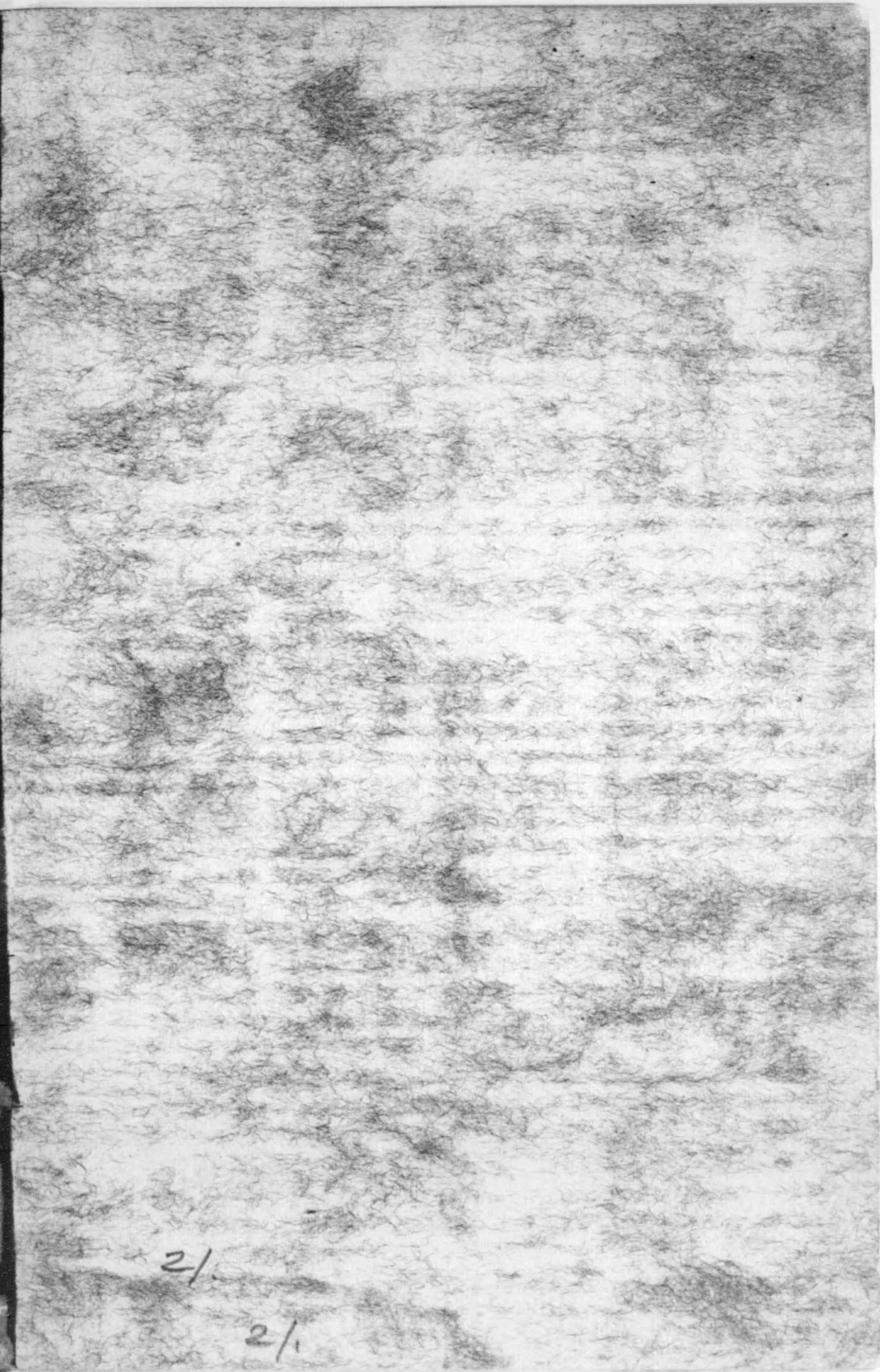
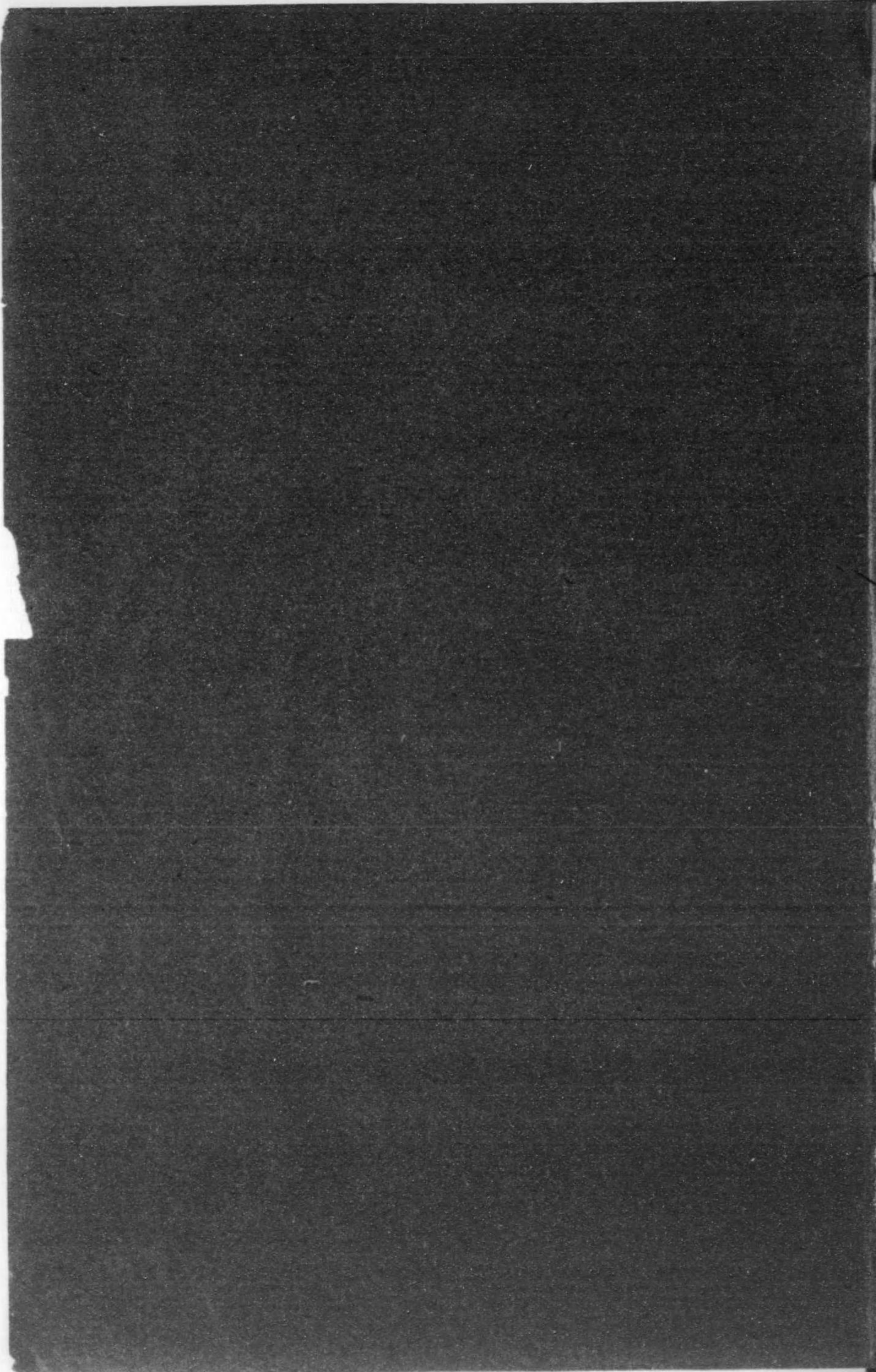
(終り)

大正五年四月十五日印刷  
大正五年四月二十日出版

編纂兼  
發行者 熊本縣教育會球磨郡支會  
代表者 福中屋 八

印刷人 木 村 禎 藏  
熊本市上通町四拾貳番地

印刷所 九州日日新聞社印刷部  
熊本市上通町四拾貳番地



327  
833

終

